

# 石井町地域防災計画

## 【資料編】



## 目 次

項 目	ページ
< 1 災害記録に関する資料 >	
1 北海道大地震被害分布図	資1-1
2 過去の気象状況	資1-2
3 主な大地震一覧表	資1-4
< 2 気象等に関する資料 >	
1 気象庁震度階級関連解説表	資2-1
2 注意報、警報、地震情報等の伝達系統図（徳島県総合情報ネットワークシステム）	資2-6
3 津波，高潮，波浪以外の警報伝達系統図（Fネット）	資2-7
4 予報地域細分境界図	資2-8
5 徳島県の細分区域図	資2-9
6 主要台風経路図及び月別台風主要経路傾向図	資2-10
7 地震情報に用いる海域図	資2-11
8 災害の一般的豆知識	資2-12
< 3 通信施設に関する資料 >	
1 徳島県防災行政無線局取扱要綱	資3-1
2 徳島県ネットワーク電話番号表	資3-5
3 無線局局名簿	資3-14
4 石井町移動系防災無線回線系統図	資3-47
< 4 災害危険地域等に関する資料 >	
1 地すべり危険箇所一覧表	資4-1
2 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	資4-2
3 急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等	資4-4
4 土石流危険渓流一覧表	資4-5
5 土石流対策雨量基準	資4-7
6 山地に起因する災害危険箇所一覧表	資4-8
7 砂防指定地一覧表	資4-9
8 重要水防箇所評定基準 国土交通省	資4-10
9 徳島県管理河川重要水防区域評価基準	資4-12
10 重要水防区域一覧表	資4-14
11 溜池危険区域一覧表	資4-16
12 保安林配備一覧表	資4-17
< 5 危険物等に関する資料 >	
1 危険物取扱事業所一覧表	資5-1
2 高圧ガス大量保有事業所一覧表	資5-3
3 石井町毒物・劇物取扱施設数	資5-5
4 放射性同位元素保有事業所一覧表	資5-5

項	目	ページ
<b>&lt; 6 防災資器材等に関する資料 &gt;</b>		
1	水防倉庫設置および備蓄資材の状況	資6-1
2	警察署別装備品現有状況	資6-3
3	林野火災用空中消火資器材等保有状況	資6-5
4	給水容器の備蓄状況	資6-6
5	主要食糧（米穀）在庫数量	資6-6
6	副食調味料調達先一覧表	資6-7
7	災害救助物資備蓄数	資6-8
8	木材保有数	資6-9
<b>&lt; 7 報道体制に関する資料 &gt;</b>		
1	日本放送協会の災害報道体制	資7-1
2	四国放送非常事態対策要綱	資7-2
3	エフエム徳島非常事態対策要綱	資7-4
4	徳島県における緊急警報放送について	資7-6
<b>&lt; 8 災害救助に関する資料 &gt;</b>		
1	平成22年度災害救助法の適用基準	資8-1
2	「災害救助法による救助の程度，方法及び期間」早見表	資8-2
<b>&lt; 9 医療・防疫に関する資料 &gt;</b>		
1	病院及び病床数（医療機関一覧表）	資9-1
2	特定施設に係る医療機関一覧表	資9-3
3	救急病院等一覧表（徳島県）	資9-4
4	石井町救急車・患者輸送車保有状況	資9-7
5	災害用薬品・資材の確保先	資9-8
6	県備蓄医薬品等の備蓄場所一覧	資9-9
7	防疫用機材保有数	資9-10
<b>&lt; 10 交通に関する資料 &gt;</b>		
1	輸送の確保に関する責任者及び連絡方法	資10-1
2	主要交通途絶予想箇所一覧表	資10-1
3	荷重制限橋梁の状況（橋長15m以上）	資10-1
4	町有自動車数	資10-1
5	徳島県雪害防止対策要綱	資10-2
<b>&lt; 11 自衛隊に関する資料 &gt;</b>		
1	災害対策用ヘリコプター降着適地一覧表	資11-1
<b>&lt; 12 石井町災害対策本部等に関する資料 &gt;</b>		
1	石井町災害対策本部条例	資12-1
2	石井町災害対策本部運営規程	資12-2

項	目	ページ
<b>&lt; 13 石井町防災会議及び防災関係機関に関する資料 &gt;</b>		
1	石井町防災会議条例	資13-1
2	石井町防災会議運営規程	資13-2
3	石井町防災会議委員名簿	資13-3
4	防災関係機関連絡一覧表	資13-4
5	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	資13-6
6	災害・事故等時の医療教護に関する協定書	資13-9
7	災害時相互応援に関する協定	資13-12
8	災害時相互応援に関する協定実施細目	資13-14
<b>&lt; 14 その他の資料 &gt;</b>		
1	土木業者一覧表	資14-1
2	石井町内の指定工事事業者（石井町指定給水装置工事事業者）	資14-2
3	一部事務組合（消防）一覧表	資14-3
4	避難場所一覧表	資14-5
5	指定緊急避難場所一覧表	資14-7
6	消防水利一覧表	資14-10
7	車両等現有一覧表	資14-11
8	主な消防器材の配置状況	資14-12
9	重要給水施設	資14-13
10	避難行動要支援者（災害時要援護者）施設	資14-14



# 1 災害記録に関する資料





## 2 過去の気象状況

## (1) 降水量・地震発生回数

種別	降水量					地震				
項目	降水量(mm)徳島					有感地震(回)高川原				
年 月	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
1	52.5	15.5	0.5	50.0	51.0	0	0	1	1	0
2	89.0	69.0	58.0	78.5	61.5	0	0	1	0	0
3	62.5	150.5	33.0	88.5	31.0	0	0	1	1	1
4	59.0	189.5	64.0	83.5	148.0	0	0	0	1	1
5	66.0	117.0	342.5	64.0	40.0	0	0	2	0	1
6	126.0	261.0	298.0	389.0	195.5	0	0	0	0	0
7	142.5	252.0	318.5	127.5	117.0	0	1	3	0	1
8	383.5	27.0	42.0	138.0	105.5	0	0	1	0	2
9	94.5	106.0	1008.0	314.5	695.5	1	0	0	0	0
10	205.5	180.5	262.0	177.0	337.0	0	1	2	1	1
11	264.5	20.5	106.5	64.0	58.0	0	1	2	0	0
12	55.0	117.5	29.5	64.5	109.0	0	0	0	0	0
計	1600. 5	1506.0	2562.5	1639.0	1949.0	1	3	13	4	7

※ 有感地震回数については、以下に設置の震度計で観測した回数  
石井町高川原（気象庁設置 1990 観測開始）

※ 降水量・有感地震回数については、徳島地方気象台より参照。

## (2) 気象注意報等発表回数気象注意報発表回数 (気象庁徳島県の気象年報より作成)

種別 \ 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
強風注意報	16	22	13
波浪注意報	0	0	0
霜注意報	24	18	20
風雪注意報	7	7	1
洪水注意報	29	20	30
濃霧注意報	0	0	0
高潮注意報	0	0	0
乾燥注意報	25	23	32
大雨注意報	30	21	29
雷注意報	68	94	84
大雪注意報	7	5	3
低温注意報	1	1	0
なだれ注意報	0	0	0
津波注意報	0	0	0
着雪注意報	2	0	0
竜巻注意情報	0	0	0
計	209	211	212

## (3) 気象警報発表回数

種別 \ 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
暴風警報	3	2	0
大雨警報	5	4	4
波浪警報	0	0	0
洪水警報	4	3	4
津波警報	0	0	0
高潮警報	0	0	0
大津波警報	0	0	0
計	12	9	8

## (4) 気象特別警報発表回数

種別 \ 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
暴風特別警報			0
暴風雪特別警報			0
大雨特別警報			0
大雪特別警報			0
高潮特別警報			0
波浪特別警報			0
暴風特別警報			0
計			0

## 3 主な大地震一覧表

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
684. 11. 29	天武13		土佐その他 南海・東海・西 海	山崩れ、家屋社寺、人畜の死傷者多く、津波来襲南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
684. 11. 11	天武 13	M8. 4	土佐その他 南海・東海・西 海諸道	山くずれ、河湧き家屋社寺等の破壊、人畜の死傷多く、津波襲来、土佐の船多数沈没。土佐で田園約 12m 海中に沈む。
887. 8. 26	仁和 3	M8. 6	五畿・七道	京都の民家官庁の倒壊多く、圧死者多数。津波襲来し、摂津で被害最大、余震が 8 月末まで続いた。
1096. 12. 17	永長 1	8～ 8. 5	畿内・東海道	大極殿小破、東大寺巨鐘落ちる、津波社寺・民家400余流出、東海沖の巨大地震とみられる
1099. 2. 22	承德 3	M8. 0	畿内	興福寺西金堂倒れ、大門が倒れた。土佐で田千余町皆海底に沈む。
1331. 8. 15	元弘 1	7	紀伊	田辺市の遠干潟20余町が隆起
1360. 11. 22	正平15	7. 5 ～8	紀伊・摂津	津波が尾鷲から摂津兵庫まで来襲、人馬牛の死多く
1361. 8. 3	正平16	M8. 4	畿内・土佐・阿 波	山城、摂津より紀州熊野に至る諸堂倒壊破損多かつた。津波被害は摂津、土佐、阿波で多く、阿波雪湊で流出 1,700 戸、流死 60 人余、余震多数。
1498. 9. 20	明応 7	8. 2～ 8. 4	東海道全般	紀伊から房総までの海岸と甲斐で振動大、溺流死 4 万 1 千、南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1586. 1. 18	天正13	7. 8	磯内・東海・東 山・北陸諸道	飛騨・美濃・伊勢・近江・阿波などで被害

## 石井町 [資料編]

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
1605. 2. 3	慶長 9	M7. 9	東海・南海・西 海諸道 (慶長地震)	震害の記録としては、淡路島、安坂村、千光寺 で諸堂倒れ仏像が飛散る。津波は、犬吠岬より 九州に至り、八丈島で死 57 人、三崎で溺者 153 人、浜名湖付近の橋本で 100 戸中 80 戸流出し、 死多く、紀州西岸広村で 1,700 戸中 700 戸流 出。阿波の鞆浦で波高 10 丈、死 100 人余、宍喰 で波高 2 丈、死 1,500 人、土佐甲浦で死 350 人 余、崎浜で 50 人余、室戸岬付近で 400 人余、九 州では、東目(大隈)より西目(薩摩)に大波が寄 せ、死者があった。
1707. 10. 28	宝永 4	M8. 4	五畿・七道 (宝永地震)	全体で潰家 29,000、死 4,900 人、家屋倒壊範囲 は、東海道から中国、九州に及ぶ。震害は、東 海道、伊勢湾、紀伊半島で最もひどく袋井全 壊、田辺で、431 戸中 158 戸もつぶれ、大阪潰家 1,061、死 734 人、徳島で 630 戸倒壊。津波は紀 伊半島から九州に至る沿岸を襲い、瀬戸内海に も達した。土佐で流家 11,170、死 1,844 人、尾 鷲で死 1,000 人余。波高は室戸、種崎 23m(溺死 700 余)、久礼 25.7m。室戸で 1.5m、串本で 1.2 m、御前崎で 1~2m 隆起し、高知市の東 20 km が 最大 2m 以下、海水に侵された。遠州灘沖および 紀伊半島沖の 2 つの地震とも考えられる。
1789. 5. 11	寛政 1	7. 0	阿波	阿波富岡町で文珠院や町屋の土蔵に被害
1854. 12. 23	嘉永 7	M8. 4	東海・東山・ 南海諸道 (安政地震)	家屋倒壊範囲は伊豆から伊勢に至る沿岸と、甲 斐、信濃、近江、越前、加賀に及ぶ。津波は、 房総から土佐に至る沿岸を襲い、下田で 875 戸 中 841 戸流出、碇泊中のロシア軍艦ディアナ号 大破、27 日沈没。波高は甲賀 10m、鳥羽 5~6m、 錦浦で 6m 余、仁木島 9m、尾鷲 6m、御前崎で 80 ~100cm 隆起、浜名湖北端、渥美湾沿岸は沈下し た。全体で倒壊流出 8,300 余、消失 600、圧死 3 00 人、流死 300 人。

## 石井町 [資料編]

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
1854.12.24	嘉永7 安政1	M8.4	幾内・東海・ 東山・北陸・ 南海・山陰・ 山陽道(安政南 海地震)	前の地震の32時間後。被害は、近畿、中国、四 国全部と九州、中部地方の一部に及び、津波は 房総から九州に至る海岸を襲った。全壊20,00 0、半壊40,000、焼失6,000、流出15,000、死者 約3,000人。波高は久礼16.1m、種崎11m、室戸 3.3m、穴喰5~6m。室戸、串本で1.2m隆起、甲 浦、加太で約1m沈下、浸水。
1855.11.11	安政2	M6.9	江戸および 付近 (江戸地震)	江戸とその東、径20kmの範囲に被害大。山手で 被害少なく、下町被害大。江戸の被害、壊家焼 失14,364、町人の死4,000人余。有感半径500 kmに達した。出火30余カ所。焼失面積2.3㎡。
1891.10.28	明治24	M8.4 (7.9)	岐阜・愛知 (濃尾地震)	仙台以南で地震を感じた。建物全壊142,177、半 壊80,184、死7,273人、山くずれ1万余。根尾 谷を通る大断層を生じ、水鳥(みどり)で、上下 に6m、水平に2mずれた。25年1月3日、9月7 日、27年1月10日の余震で家屋損壊など被害が あった。
1896.6.15	明治29	M7.6 (7.1)	三陸沖 (三陸沖地震 津波)	震害はない。津波は北海道より牡鹿半島に至る 海岸に襲来し、死者27,122人、家屋流出全半壊 8,891、船の被害7,032、波高は吉浜24.9m、田 老14.6mなど、津波はハワイ、カルフォルニア に達した。
1905.6.2	明治38		安芸灘	芸予地震、死者11、家屋全壊64
1923.9.1	大正12	M7.9	関東南部(関東 大震災)	東京で観測した最大振幅14~20cm。地震後火災 が発生し、被害を増大した。死99,331人、行方 不明43,476人、家屋全壊128,266、半壊126,23 3、焼失447,128。山くずれ、崖くずれが多い。 房総方面(木更津32cm、北条157cm)神奈川南部 (大磯182cm、藤沢75センチ)は隆起し、東京付 近以西は隆起、神奈川北方は沈下した。また、 相模湾、小田原-布良線以北は隆起、南は沈下 した。関東沿岸に津波が襲来し、波高は三崎で6 m、洲の崎で8.1m。

## 石井町 [資料編]

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
1927. 3. 7	昭和 2	M7. 3	京都府北西部 (北丹後地震)	被害は淡路、福井、岡山、米子、徳島、三重、香川、大阪に及ぶ。死 2,925 人、家屋全壊 12,584、焼失 3,711。郷村断層(長さ 18km、水平ずれ最大 2.7m)と、それに直行する山田断層(長さ 7m)を生じた。
1930. 5. 11	昭和 5	M7. 3	伊豆北部 (北伊豆地震)	2～5月伊藤地震群。11日より地震があった。余震多く、死 272 人、家屋全壊 2,165、山くずれ、崖くずれが多く、丹郡断層(長さ 35km、横ずれ最大 2～3m)と、直交する姫之湯断層を生じた。
1933. 3. 3	昭和 8	M8. 1	三陸沖(三陸地震津波)	震害はなかった。津波が太平洋を襲い、三陸沿岸で被害は甚大。死 3,008 人、家屋流失 4,034、倒壊 1,817、浸水 4,018、船舶流出 7,303。波高は、田老 10.1m、白浜 23.0m、綾里 25.0m、銚子 0.2m
1943. 9. 1	昭和 18	M7. 2	鳥取市付近 (鳥取地震)	死 1,083 人、家屋全壊 7,485、半壊 6,158、鹿野断層(長さ 8km、横ずれ最大 150cm)吉野断層(長さ 4.5 km)を生じた。地割れ、地変が多かった。
1944. 12. 7	昭和 19	M7. 9	東海道沖 (東南海地震)	静岡、愛知、三重、岐阜、奈良、滋賀各県、特に名古屋重工業地区に被害が多かった。死 998 人、住家全壊 26,130、半壊 46,950、流出 3,059。津波が各地に襲来した。波高は熊野灘沿岸 8～10m、木の本、新宮間 3m、御前崎、下田 2m、紀伊半島東岸で 30～40cm。地盤沈降。
1946. 12. 21	昭和 21	8. 0	南海道沖 (南海地震)	被害は、中部以西日本各地にわたり、死 1,330 人、行方不明 113 人、家屋全壊 11,591、半壊 23,487、流出 2,349、津波は静岡県より九州に至る海岸に襲来し、高知、三重、徳島沿岸で 4～6m に達した。室戸、紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸で 1.27m、潮ノ岬で 0.7m 上昇、須崎、甲浦で 1.0m 沈下。高知付近で田園 15k m <sup>2</sup> が海面下に没した。

## 石井町 [資料編]

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
1948. 6. 28	昭和23	M7. 1	福井平野 (福井地震)	被害は福井平野およびその付近に限られ、死 3, 848 人、不明 10 人、家屋倒壊 36, 184、半壊 11, 816、焼失 3, 851。南北に地割の連続としての断層(延長約 25 km)が生じた。
1952. 3. 4	昭和 27	M8. 2	十勝沖 (十勝沖地震)	北海道南部、東北地方北部に被害があり、津波が関東地方に及ぶ。波高は厚岸湾 3~4m、八戸 2m。死 28 人、不明 5 人、家屋全壊 815、半壊 1, 324、流出 91。
1955. 7. 27	昭和30	6. 4	徳島県南部	死者 1、負傷者 8、山崩れ
1960. 5. 23	昭和35	M8. 5	チリ沖 (チリ地震津波)	24 日 2 時頃から津波日本沿岸各地に襲来。波高は三陸沿岸 5~6m、その他で 3~4m。北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島付近で被害大。死 119 人、行方不明 20 人、家屋全壊 1, 571、半壊 2, 183、流出 1, 259。
1964. 6. 16	昭和 39	M7. 5	新潟県沖 (新潟地震)	新潟、秋田、山形の各県に被害があり、死者 26 人、家屋全壊 1, 960、半壊 6, 640、浸水 15, 298、船舶、道路の被害が多かった。新潟市内で地盤の流動、不同沈下による震害が著しかった。津波が日本海沿岸一帯を襲い波高大島崎で 5m、両津 3m、粟島で 0.8~1.5m 隆起。
1968. 2. 21	昭和 43	M6. 1	霧島山北麓 (えびの地震)	同日再震、翌日再再震、死者 3 人、傷 42 人、建物全壊 368、半壊 636、山くずれが多かった。3 月 25 日に 2 回地震、建物全壊 18、半壊 147。
1974. 5. 9	昭和 49	M6. 9	伊豆半島南端 (1974 年伊豆半島沖地震)	伊豆半島南端に被害。死・不明 30 人、傷 102 人、家屋全壊 134、同半壊 240、同一部破損 711、同全半壊 7。御前崎に最大波高 22cm の津波。
1978. 1. 14	昭和 53	M7. 0	伊豆大島近海 (1978 年伊豆大島近海地震)	死 25 人、傷 139 人、家屋全壊 96、同半壊 616 戸、道路損壊 1, 141 ヲ所、崖くずれ 211 ヲ所。持越鉾山の鉾さい堆積場のえん堤損壊、シアンを含む泥流狩野川へ流入。

## 石井町 [資料編]

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
※1978. 6. 12	昭和 53	M7. 4	宮城県沖 (1978年宮城県沖地震)	被害は宮城県に多く、全体で死 28 人、傷 11,028 人、建物全壊 1,383、同半壊 6,238、道路損壊 2,350 カ所、山崖くずれ 476 カ所、新興開発地に被害が集中した。
※1983. 5. 26	昭和 58	M7. 7	秋田県沖 (昭和 58 年 [1983 年] 日本海中部 地震)	被害は秋田県に最も多く、青森、北海道がこれに次ぐ。死者 104(100)人、傷 324 人、住家全壊 1,584、同半壊 3,515、同一部損壊 5,962、で括弧内は、津波による死者である。津波は早い所では津波警報発令以前に沿岸に到着した。石川・京都・島根の遠方の府県にも津波による被害が発生した。
※1984. 9. 14	昭和 59	M6. 8	長野県西部 (昭和 59 年 [1984 年] 長野県西部 地震)	大滝村に大きな被害をもたらした。死・不明 29 人、傷 10 人、建物全壊・流出 14、同半壊 73、同一部破損 565、道路損壊 258、他。死者および建物流出は、主として大滝川、濁川などの地域に発生した大規模な崖くずれと土石流によるものである。
※1993. 1. 15	平成 5	M7. 8	釧路沖(平成 5 年 [1993 年] 釧路沖地震)	死 2 人、傷 967 人、住家全壊 53、同半壊 255、同一部破損、5,313 など。北海道の下に沈む太平洋プレートの内部で発生した深さ約 100 km の地震で、この型の地震としては例外的に大きかった。
※1993. 7. 12	平成 5	M7. 8	北海道南西 沖(平成 5 年 [1993 年] 北海道南西沖 地震)	死 202 人、不明 28 人、傷 323 人。住家全壊 601、同半壊 408、同一部破損 5,490 など。特に地震後間もなく津波に襲われた奥尻島の被害は甚大で、島南端の青苗地区は火災もあって壊滅状態。夜 10 時すぎの闇のなかで多くの人命、家屋等が失われた。津波の高さは青苗の市街地で 10m を超えたところがある。
※1994. 10. 4	平成 6	M8. 1	北海道東方沖 地震(平成 6 年 [1994 年] 北 海道東方沖 地震)	傷 437 人、家屋全壊 61、同半壊 348、同一部破損 7,095 など。幸い死者はなく、先の釧路沖地震の経験から家具等の固定を行っていること等により、人的被害は比較的少なかった。しかし、ライフライン特に水道施設に大きな被害が生じた。

## 石井町 [資料編]

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
※1994. 12. 28	平成 6	M7. 5	三陸はるか沖 (平成6年 [1994年] 三陸はるか沖地震)	死 3 人、傷 788 人、家屋全壊 72、同半壊 429、同一部半壊 9,021 等。青森県八戸市を中心とした地域において水道施設等のライフライン及び鉄道に大きな被害が出て、住民の生活に支障をきたした。
1995. 1. 17	平成 7	M7. 2	淡路島(平成7年 [1995年] 兵庫県南部地震)	死 6,430 人、不明 3 人、傷 43,773 人、住家全壊 104,900、同半壊 144,256、同一部半壊 263,690 など。このほか、ライフラインの寸断、交通システムの麻痺など戦後最悪の被害をもたらす典型的な都市型災害となった。(平成9年12月24日現在)
※2000. 10. 6	平成 12	M7. 3	鳥取県西部 (平成12年 [2000] 鳥取県西部地震)	傷 147 人、住家全壊 410、同半壊 2,904、同一部破損 16,235 などの被害を出した。
※2001. 3. 24	平成 13	M6. 4	安芸灘(平成13年 [2001] 芸予地震)	死 2 人、傷 262 人、住家全壊 46、同半壊 233、同一部破損 31,180 など。広島県、愛媛県の瀬戸内海側を中心とした地域において水道施設等のライフラインに大きな被害が出て、住民の生活に支障をきたした。
※2003. 5. 26	平成 15	M7. 1	宮城県沖	傷 174 人、住宅全壊 2、同半壊 21、同一部破損 2,404、床下浸水 1 などの被害を出した。被害は宮城・岩手・山形・秋田・福島・青森の東北 6 県に及んだ。
※2003. 7. 26	平成 15	M5. 6 M6. 4 M5. 5	宮城県北部	傷 677 人、住宅全壊 1,276、同半壊 3,809、同一部破損 10,976 などの被害を出した。一日に震度 6 弱以上を観測する地震が 3 回発生し、被害は宮城・岩手・山形・福島の東北 4 県に及んだ。

## 石井町 [資料編]

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
※2003. 9. 26	平成 15	M8. 0 M7. 1	釧路沖 十勝沖 (平成 15 年 [2003 年] 十勝沖地震)	平成 15 年(2003 年)十勝沖地震行方不明 2 人、傷 849 人、住宅全壊 116、同半壊 368、同一部破損 1,580、床下浸水 9 などの被害を出した。北海道苫小牧市内の製油所において、大規模な石油タンク火災が発生するなど、被害は北海道・青森・宮城・岩手の 4 道県に及んだ。
2004. 10. 23	平成 16	M6. 8	新潟県中越 地方(新潟県 中越地震)	平成 16 年(2004 年)新潟県中越地震 死 49 人、傷 4,804 人、住家全壊 3,185、半壊 13,703、火災 9 などの被害を出した。(平成 17 年 9 月 16 日現在) 内陸の活褶曲帯で発生した逆断層型地震「新潟 - 神戸歪み集中型」に属するが、既知の活断層とは直接対応しなかった。規模の大きな余震が多数発生(M6 以上 4 余震)して被害を助長した。川口町で震度 7、2 余震で最大震度 6 強、別の 2 余震で 6 弱。震源域の地質を反映して地すべりの被害が目立った。
2005. 3. 20	平成 17	M7. 0	福岡県西方沖 (福岡県西方沖 地震)	死 1 人、傷 1,087 人、住家全壊 133、半壊 244 の被害を出した。(平成 17 年 5 月 12 日現在)福岡県沿岸海域の左横ずれ断層型地殻内地震。観測された最大震度は九州本土の 6 弱、しかしアスペリティ直上の玄界島では大きな被害があり、それ以上の震度の可能性があるが、揺れだけでなく急傾斜地での地盤崩壊による被害を含む。
2005. 8. 16	平成 17	M7. 2	宮城県沖	日本海溝沿いやや陸寄り(深さ 42km)のプレート境界地震で、1978 年の震源域の南半分で発生。傷 100、全壊 1、半壊 0、最大計測震度 6 弱(宮城県川崎町)東北地方太平洋岸で最大 13cm(石巻市)の津波
2007. 3. 25	平成 19	M6. 9	能登半島沖	平成 19 年能登半島地震 海陸境界域の横ずれ成分を含む逆断層型地殻内地震。死 1、傷 359、住家全壊 638、半壊 1563 (平成 19 年 6 月 14 日) 最大計測震度 6 強 (石川県内 3 市町) 珠洲と金沢で 0.2m の津波。

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
※2007. 7. 16	平成19	M6. 8	新潟県上中越沖	平成 19 年新潟県中越沖地震 新潟県沿岸海域の逆断層型地殻内地震 2004 年中越地震の近くで発生したが余震活動は不活発。震源域に原子力発電所があった初めての例。死 11、傷 2343、住家全壊 1244、半壊 5241、火災 3（平成 19 年 10 月 9 日現在）最大計測震度 6 強（新潟県内 3 市村、長野県 1 町）地盤変状・液状化などが目立った。日本海沿岸で最大 35cm（柏崎）の津波。
※2008. 6. 14	平成 20	M7. 2	岩手県内陸南部	平成 20 年岩手・宮城内陸地震 死 13 人、傷 451 人、住家全壊 30、同半壊 143、同一部破損 2,380 などの被害を出した。 岩手県奥州市及び宮城県栗原市で最大震度 6 強を観測したほか、震度 5 弱を観測する余震が発生するなど活発な余震活動を伴い、被害は岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の 5 県に及んだ。（平成 21 年 1 月 13 日現在）
※2008. 7. 24	平成 20	M6. 8	岩手県沿岸北部	死 1 人、傷 211 人、住家全壊 1、同一部破損 379 などの被害を出した。青森県八戸市、五戸町、階上町及び岩手県野田村で最大震度 6 弱を観測した。（平成 21 年 1 月 13 日現在）
※2011. 3. 11 14 : 46頃	平成23	M9. 0	三陸沖	人的被害（死者 18,703 人、行方不明者 2,674 人、負傷者 6,220 人） 物的被害（全壊 126,574 棟、半壊 272,302 棟、一部破損 759,831 棟） （平成 25 年 9 月 9 日現在） 宮城県栗原市で最大震度 7 を観測した。 14:49 大津波警報発表（気象庁）

(注)1. 以上理科年表(国立天文台編)より抜粋。

2. 大正 12 年関東大震災以降の地震については、人的被害の生じた地震のうち主ものを掲げている。
3. 大正 13 年から昭和 43 年までの地震のマグニチュードについては、気象庁において再計算が行われた数値を掲げている。
4. ※の被害状況については、消防庁調べのデータである。

## 2 気象等に関する資料



## 1 気象庁震度階級関連解説表

### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況 斜面等の状況	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

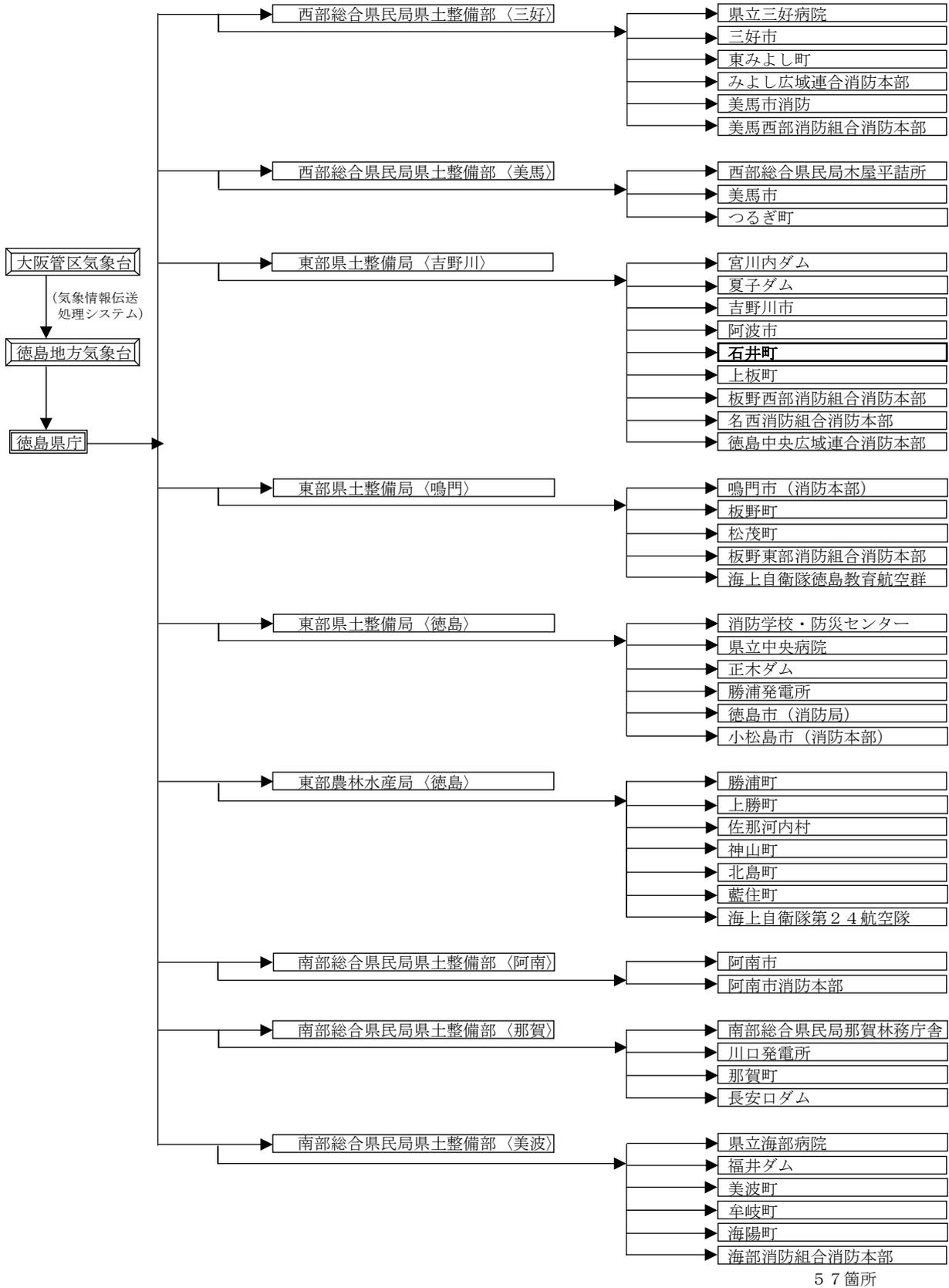
※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

<p>長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ</p>	<p>超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p>
<p>石油タンクのスロッシング</p>	<p>長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p>
<p>大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落</p>	<p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

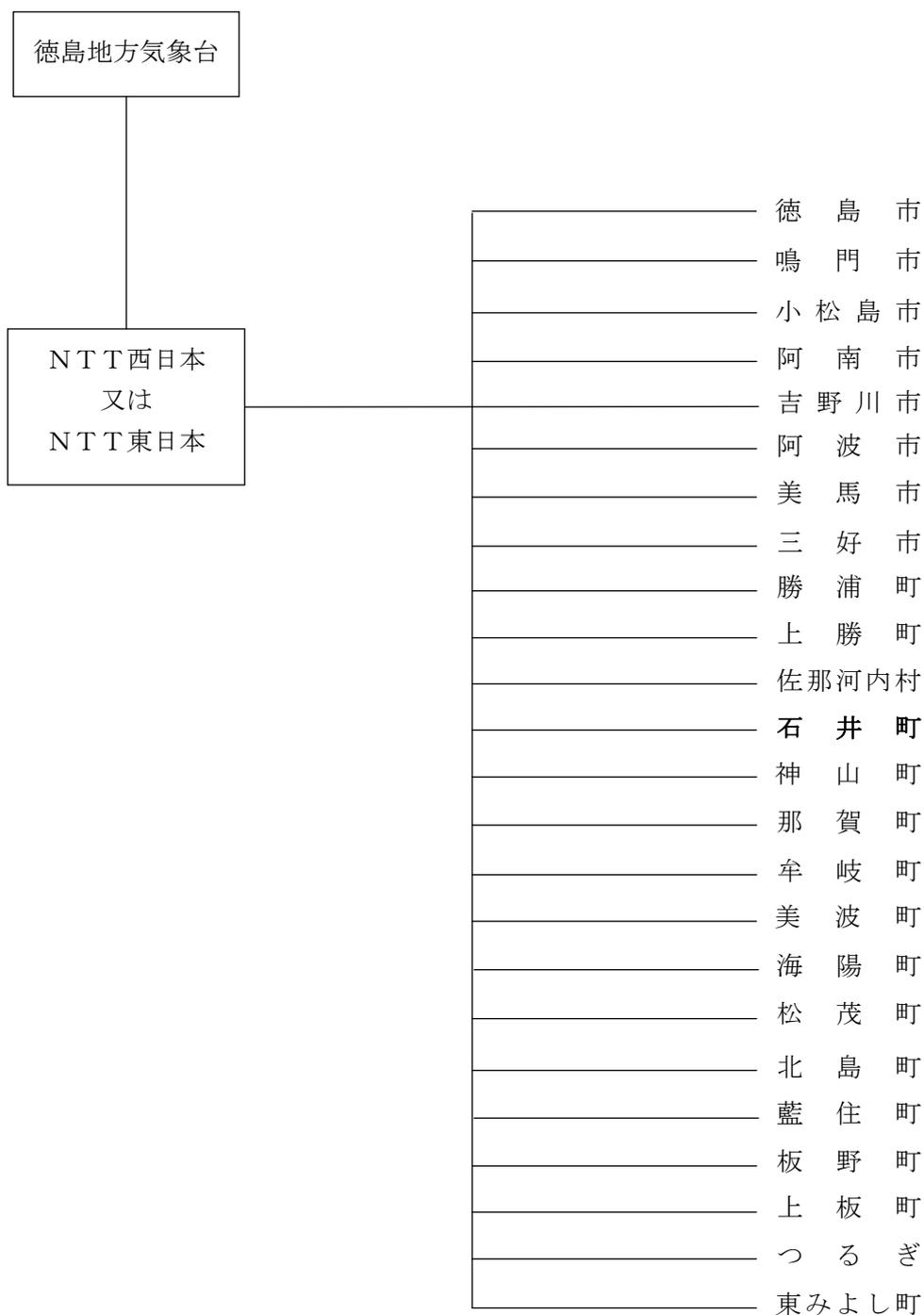
## 2 注意報、警報、地震情報等の伝達系統図 (徳島県総合情報ネットワークシステム)



※ファクシミリに自動送信される情報  
徳島県の注意報、警報、津波注意報、津波警報、震度速報及び地震情報

57箇所

3 津波、高潮、波浪以外の警報伝達系統図 (F ネット)  
(ファクシミリ通信)

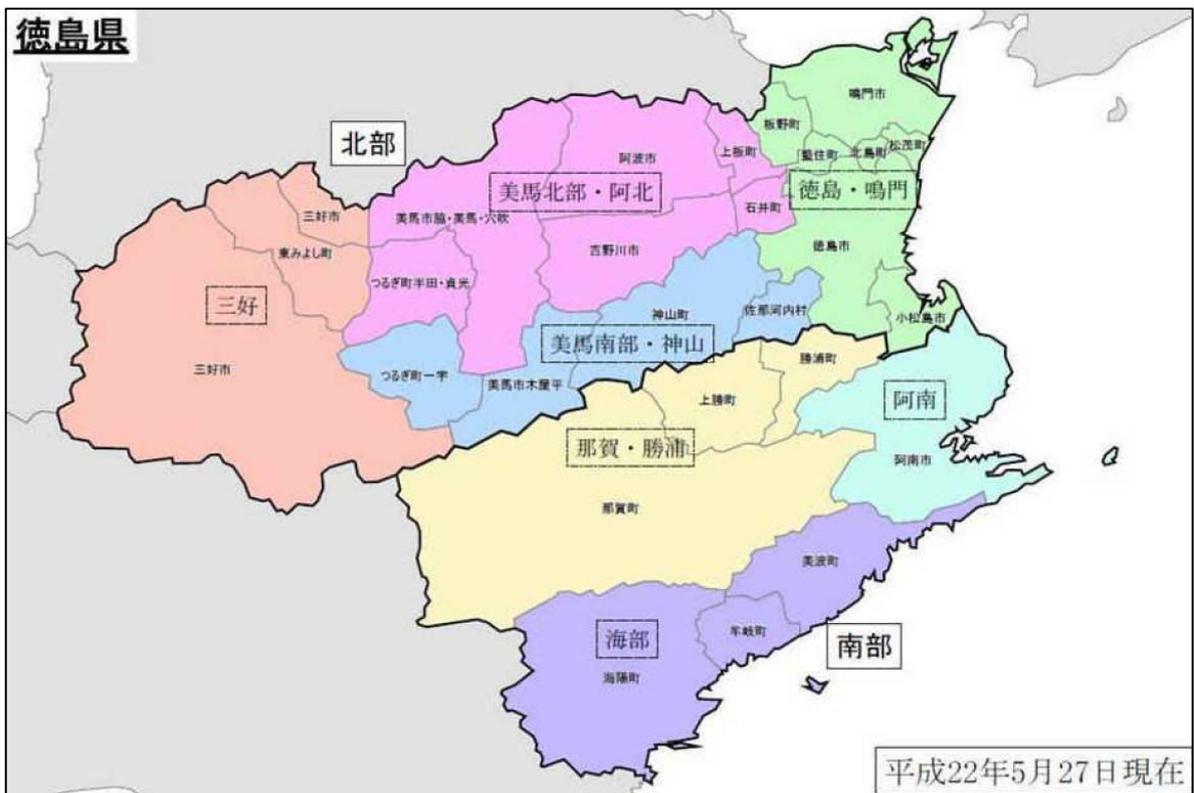




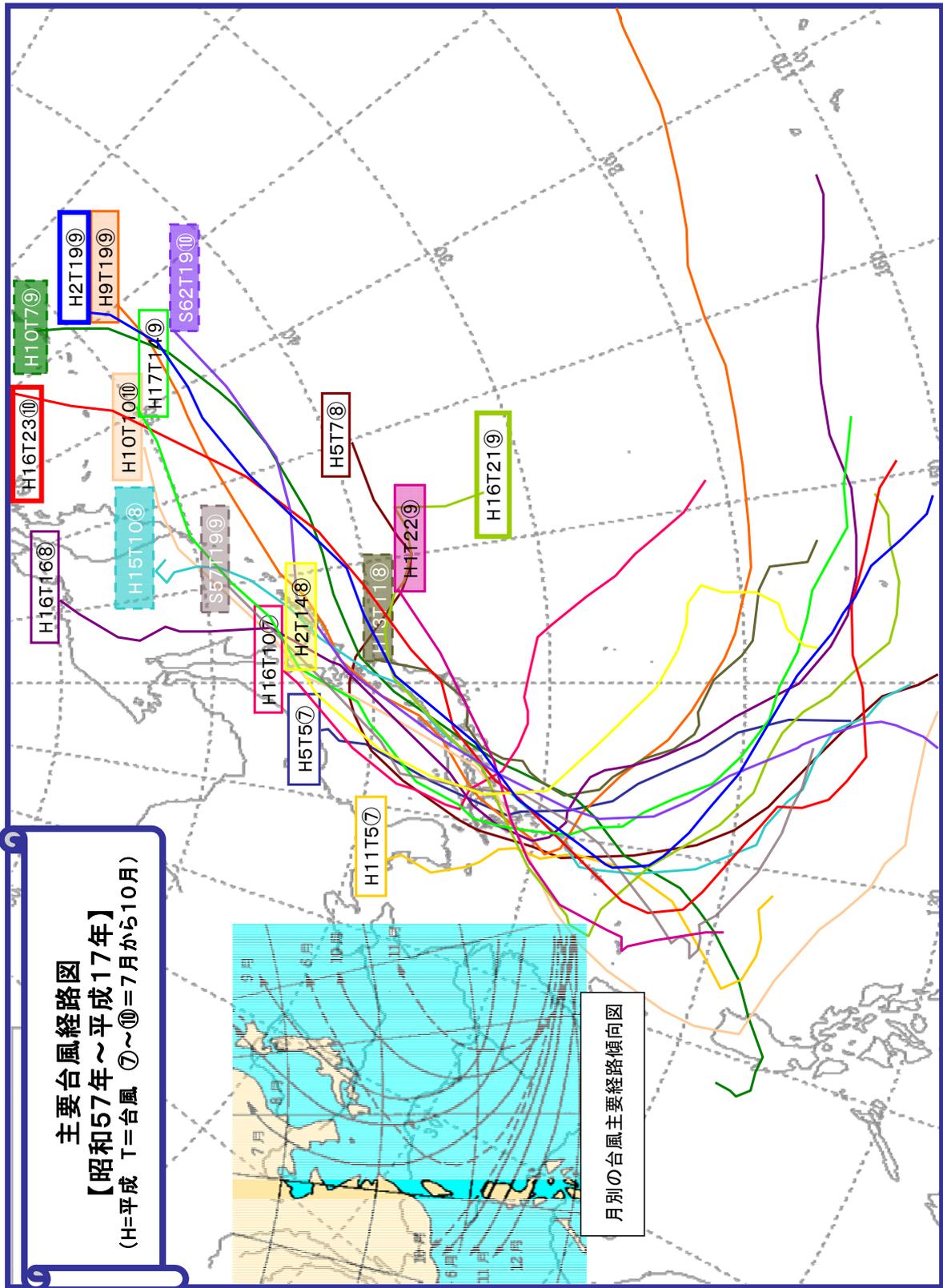
5 徳島県の細分区域図

府県予報区	一時細分	市塗油損をまとめた地域の名称	警報・注意報の細分区
徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市
			鳴門市
			小松島市
			松茂町
			北島町
			藍住町
		板野町	
		美馬北部・阿北区	吉野川市
			阿波市
			美馬市脇・美馬・穴吹
			石井町
			上板町
	つるぎ町半田・貞光		
	美馬南部・神山	美馬市木屋平	
		佐那河内村	
		神山町	
つるぎ町一宇			
三好	三好市		
	東みよし市		
南部	阿南	阿南市	
		勝浦町	
	那賀・勝浦	上勝町	
		那賀町	
		牟岐町	
	海部	美波町	
		海陽町	

(気象庁のホームページより引用)



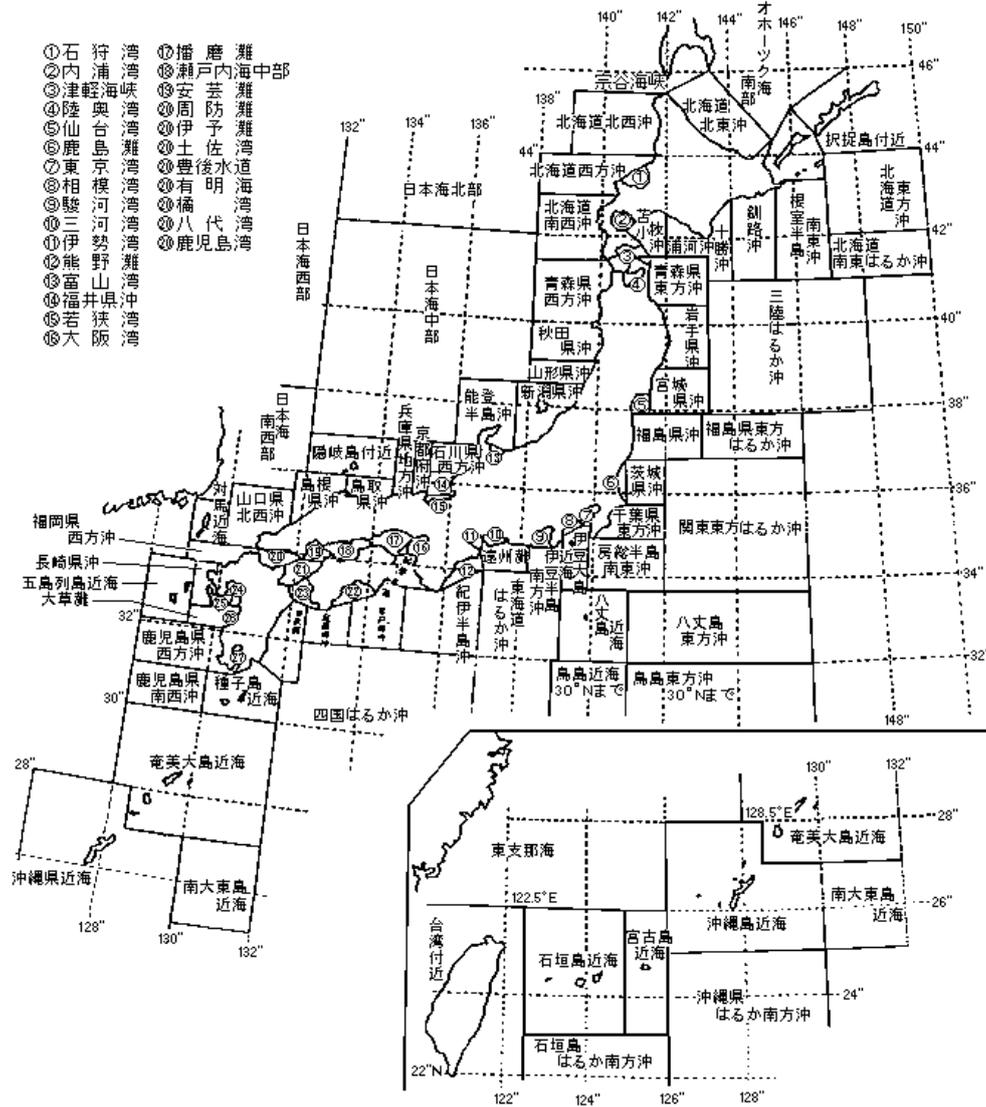
6 主要台風経路図及び月別台風主要経路傾向図



※月別台風主要経路傾向図は気象庁のホームページより引用。

※主要台風経路図は気象庁ホームページ、国土交通省徳島河川国道事務所の資料をもとに作成

7 地震情報に用いる海域図



## 8 災害の一般的豆知識

### 気 圧

気圧とは、地球をとりまく空気が地表面で押しつけている圧力のことで、一般に海面にかかる気圧を平均すると 1,013hPa（水銀柱は 760 mmの数値を示す）これを 1 気圧としている。平地においては 1 cm<sup>3</sup>当り 1 kg程度の強さである。

### 高 気 圧

周囲より気圧の高い範囲。つまり高い低いとは相対的なもので、標準気圧 1,013hPa より低い場合でも周囲に比べて高ければ高気圧と呼ぶ。

また、高気圧からの風の吹き出しは、北半球では時計の回り方と同じで比較的晴天の場合が多い。

### 低 気 圧

高気圧とは反対に周囲より気圧の低い範囲で標準気圧、1,013hPa よりも高くても、周囲より低ければこれを低気圧と呼ぶ。

低気圧への風の吹き込みは、北半球では時計の回り方と逆で、中心付近では上昇気流となり、雲を作り雨を降らせては天気は悪い場合が多い。

### 台 風

熱帯地方で発生する低気圧で、中心付近の最大風速が 17m/秒以上に発達した熱帯低気圧を台風と呼んでいる。

#### ●熱帯低気圧と台風の区別

階級	最大風速
熱帯低気圧	17m/s 未満
台風	17m/s 以上

#### ●大きさの階級分け

階級	風速 15m/s 以上の半径
表現なし	500 km未満
大型(大きい)	500 km以上 800 km未満
超大型(非常に大きい)	800 km以上

#### ●強さの階級分け

階級	最大風速
表現なし	17m/s 以上 33m/s 未満
強い	33m/s 以上 44m/s 未満
非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
猛烈な	54m/s 以上

## 風の強さと吹き方

(平成12年8月気象庁資料による 平成25年3月一部改正)

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およそ その 時速	速さの 目安	人への影響	屋外・樹木の 様子	走行中の車	建造物	およそ その瞬間風速 (m/s)			
やや 強い風	10 以上 15 未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって 歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺 れ始める。 電線が揺れ始 める。	道路の吹流し の角度が水平 になり、高速 運転中では横 風に流される 感覚を受ける。	樋(とい)が揺 れ始める。	20			
				強い風	15 以上 20 未満	～70km	風に向かって 歩けなくなり、 転倒する人も 出る。高所での 作業はきわめて 危険。		電線が鳴り始 める。看板や トタン板が外 れ始める。	高速運転中 では、横風に流 される感覚が大 きくなる。	屋根瓦・屋根 葺材がはがれ るものがある。 雨戸やシャッ ターが揺れる。
非常に 強い風	20 以上 25 未満	～90km	高速道路 の自動車	何かにつかま っていないと立 ってられない。 飛来物によって 負傷するおそれ がある。	細い木の幹が 折れたり、根の 張っていない木 が倒れ始める。 看板が落下・飛 散する。道路標 識が傾く。	通常で速度で 運転するのが 困難になる。	屋根瓦・屋根 葺材が飛散す るものがある。 固定されてい ないプレハブ小 屋が移動、転倒 する。ビニール ハウスのフィル ム(被覆材)が 広範囲に破れる。	30			
									25 以上 30 未満	～ 110km	屋外での行動 は極めて危険。
猛烈 な風	30 以上 35 未満	～ 125km	特急電車	屋外での行動 は極めて危険。	多くの樹木が 倒れる。電柱 や街灯で倒れ るものがある。 ブロック壁で 倒壊するもの がある。	走行中のトラ ックが横転す る。	外装材が広範 囲にわたって 飛散し、下地 材が露出する ものがある。	40			
									35 以上 40 未満	～ 140km	固定の不十分 な金属屋根の 葺材がめくれ る。養生の不 十分な仮設足 場が崩落する。
									40 以上	140km ～	住家で倒壊す るものがある。 鉄骨構造物で 変形するもの がある。

(注1) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。

(注2) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 風速は地形や廻りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

## 雨 量

一般には、24 時間の間に降った雨が、どこにも流れず、吸い込まれもせずにとまっていたら“何ミリメートル”になるかという数値（日降水量）。

1 時間 20 mmの量を越えると危険だとされている。また、日降水量 70 mmくらいになると被害が始まる。

日本における降水量の極値は、1 時間雨量で 187 mm(昭和 57 年 7 月豪雨、長崎県長与 1982. 7. 23) 1 日雨量では、1, 114 mm (台風 17 号と前線、徳島県日早 1976. 9. 11) である。

## 雨の強さと降り方

(平成 12 年 8 月気象庁資料による 平成 14 年 1 月一部改正)

1 時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10 以上 ~20 未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	ワイパーを速くしても見づらい	この程度の雨でも長く続く時は注意が必要
20 以上 ~30 未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく			道路が川のようになる
30 以上 ~50 未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る			傘は全く役に立たなくなる	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険
50 以上 ~80 未満	非常に激しい雨	滝のように降る (ゴォーと降り続く)	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感ずる				
80 以上 ~	猛烈な雨						

1 時間雨量	10～20 ミリ	20～30 ミリ	30～50 ミリ	50～80 ミリ	80 ミリ～
災害発生状況	この程度の雨でも長く続く時は注意が必要	側溝や下水、小さな川があふれ小規模の崖崩れが始まる。	山崩れ、崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。都市では下水管から雨水はあふれる。	都市部では地下室や地下街に流れこむ場合がある。マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。	雨による大規模な災害の発生する恐れが強く嚴重な警戒が必要。

(注1) 「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を呼びかけます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。

(注2) 猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。なお、情報の基準は地域によって異なります。

(注3) 表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

(1) 表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。

この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

(2) この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現などと実状が合わなくなった場合には内容を変更することがあります。



### 3 通信施設に関する資料



# 1 徳島県防災行政無線局取扱要綱

## 第1章 総 則

第1条 防災行政用無線の取扱いに関しては、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）、公衆電気通信法、有線電気通信法、財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク契約約款及びそれに基づく契約・規程等によるほかこの規程に定めるところによる。

第2条 徳島県防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の無線局名、識別信号、設置場所及び機関名は、別表1-1のとおりとする。

2 第1種電気通信事業者の宇宙通信株式会社が免許人である地球局の無線局名、識別信号、設置場所及び機関名は別表1-2のとおりとする。

第3条 前条の無線局のうち徳島県庁固定局を統制局とし、統制局に統制管理者を置く。

2 統制管理者は、徳島県環境生活部長をもって充てる。

3 統制管理者は、無線局を統括し、その運用を統制管理する。

4 統制管理者は、法令違反運用の防止等、防災行政無線の円滑な運用に努めなければならない。

第4条 無線局に使用管理者及び無線従事者（以下「通信担当者」という。）を置く。

2 使用管理者は、別表2に掲げる者をもって充てる。

3 徳島県庁固定局の使用管理者は統制管理者の権限を代行できるものとする。

4 通信担当者は、各無線局の使用管理者が選任する。

5 使用管理者は、防災行政無線の使用を管理する。

6 通信担当者は、使用管理者の命を受け当該無線局の無線設備の管理及び通信の取扱いに関する事務を処理する。

7 財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク運用管理規程第6条の「地球局の管理責任者」は本条第2項の者とする。

8 同上運用管理規程第7条第2項の「地球局の運用管理に従事する者」は本条第4項の者とする。

第5条 通信担当者は、通信の方法及び機器の状況に注意し、迅速かつ適正な通信状態の確保に努めなければならない。

2 通信担当者その他通信に関係ある者は、通信について秘密の保持に注意しなければならない。

## 第 2 章 通信及び運用

第 6 条 通信の内容は、無線局の開設の目的に反するものであってはならない。

第 7 条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時における移動局の交換取扱いは、午前 8 時 30 分から午後 6 時 15 分までとする。

第 8 条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 至急通信 特に緊急を要するときに行う通信
- (2) 一斉通信 各無線局に対して一斉に行う通信
- (3) 一般通信 至急通信及び一斉通信以外の通信で平常時に行う通信

第 9 条 統制中の通信の順位は、至急通信、一斉通信、一般通信の順とし同一種類の通信は受付の順位により、取り扱わなければならない。

第 10 条 衛星系によるアナログ画像の伝送及び受信は、次により取り扱うものとする。

- (1) アナログ画像の伝送の申込みを行う場合は、伝送予定日の 2 週間前までに別記第 1 号様式のアナログ画像伝送予約申込（完了通知）書 2 部を統制局無線局管理者に提出するものとする。
- (2) 統制局管理者は、前号の申込みがあった場合には、その内容を審査し、適正であると認められるときは、財団法人自治体衛星通信機構にアナログ画像伝送サービスの利用予約を行うものとする。
- (3) 統制局無線局管理者は、前号の予約を完了したときは、申込者に対し予約内容を記入した第 1 号のアナログ画像伝送予約申込（完了通知）書 1 部を返送するものとする。
- (4) 前号の予約完了後は、原則として伝送日時の変更は行えないものとする。
- (5) アナログ画像の伝送方法は次により行うものとする。
  - ア テレビカメラの映像を直接伝送すること
  - イ 録画されたビデオテープを再生伝送すること。この場合におけるビデオテープは VHS 方式とする。
- (6) 財団法人自治体衛星通信機構から送られる映像番組の視聴及び録画の申込みを行う場合は、別記第 2 号様式のアナログ画像視聴、録画申込（承諾）書 2 部（録画の場合は、VHS ビデオテープを添付すること。）を統制局無線局管理者に提出するものとする。
- (7) 統制局無線局管理者は、前号の申込みがあった場合は、統制局の運用に支障がないことを確認のうえ申込者に対し前号のアナログ画像視聴、録画申込（承諾）書 1 部を返送するものとする。

第 11 条 無線局の保守運用上必要な通信は、原則として通信の閑散なときに行わなければならない。機器を調整するための試験電波発射等についても同様とする。

第 12 条 防災行政無線による通信方法並びに電話番号は別に定めるものとする。

第 13 条 統制管理者は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、無線回線の効率的運用を図るため、必要に応じて通信を統制することができる。

2 統制管理者は、前項の統制をするときには、統制開始の時刻、解除の予定時刻、その他必要な事項をあらかじめ関係無線局に通知しなければならない。

3 統制中における一般通信は、統制台に申し込まなければならない。

4 一斉通信は次の事項を明示し、統制台に申し込まなければならない。

相手局名

申込者氏名

申込者課名

申込者電話番号

一斉通信の内容等

第 14 条 統制管理者は、無線局の利用に関し次の各号の一に該当する事実を認めたときは、直ちに適当な指示をしなければならない。

(1) みだりに電波を発射して空間を攪乱するとき

(2) 自己の通信を強要し、統制に従わないとき

(3) 機器の調整が不良で、通信が円滑に行われないうとき

(4) 法規を逸脱し、また定められた以外の通信を行うとき

(5) その他通信の統制を害するとき

### 第 3 章 管 理

第 15 条 通信担当者は、常に無線設備の状態並びに通信の状況等を把握し、無線局の機能が十分に発揮できるよう努めなければならない。

第 16 条 使用管理者は、必要に応じて通信担当者に無線設備の整備点検を行わせなければならない。

2 通信担当者は、前項の整備点検を行ったときは、その状況を使用管理者に報告しなければならない。

第 17 条 通信担当者は、無線局に必要な書類の整備及び所定の報告等を行わなければならない。

2 前項に掲げる無線局に備付けを必要とする書類は次のとおりとする。

- (1) 無線局免許状
- (2) 無線検査簿
- (3) 無線局免許申請（変更申請）書副本並びに関係書類，図面等の写し
- (4) 無線局関係届の写し
- (5) 電波法令集
- (6) 無線業務日誌
- (7) 無線従業者選解任届の写し
- (8) その他，関係書類

第 18 条 機器の故障，その他事故のため，無線局を運用することができない場合は，使用管理者は，直ちに統制管理者にその旨を連絡して，運用の再開に必要な措置を講じなければならない。

2 使用管理者は，事故が復旧し運用を再開したときには，直ちにその旨を統制管理者に連絡しなければならない。

第 19 条 使用管理者は，無線整備の変更，又はその設置場所等を変更する必要がある場合は，直ちにその旨を統制管理者に通知し，具体的処置について協議するものとする。

第 20 条 使用管理者は，通信担当者に変更があったときは，すみやかにその旨を統制管理者に報告しなければならない。

付 則

この要綱は，昭和 54 年 2 月 6 日から施行する。

付 則

この要綱は，平成 4 年 12 月 24 日から施行する。

付 則

この要綱は，平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は，平成 9 年 3 月 日から施行する。

## 2 徳島県ネットワーク電話番号表

★は外線発信番号です。

## ◎ 県出先機関

中央病院	★-1-371-3	三好病院	★-1-261-3
海部病院	★-1-481-3	阿南農林林務課	★-1-442-3
夏子ダム	★-1-321-3	宮川内ダム	★-1-331-3
正木ダム	★-1-391-3	長安口ダム	★-1-441-3
福井ダム	★-1-471-3	勝浦発電所	★-1-392-3
川口発電所	★-1-451-3	木屋平詰所	★-1-292-3

## ◎ 合同庁舎等

池田合同庁舎	★-1-241-2-0000(別紙参照)	脇町合同庁舎	★-1-271-2-0000(別紙参照)
川島合同庁舎	★-1-311-2-0000(別紙参照)	鳴門合同庁舎	★-1-341-2-0000(別紙参照)
徳島総合土木庁舎	★-1-361-2-0000(別紙参照)	徳島合同庁舎	★-1-231-2-0000(別紙参照)
阿南合同庁舎	★-1-411-2-0000(別紙参照)	相生土木事務所	★-1-431-2-0000(別紙参照)
日和佐合同庁舎	★-1-461-2-0000(別紙参照)		

## ◎ 保健所

池田保健所	★-1-241-3-00(別紙参照)	穴吹保健所	★-1-271-3-00(別紙参照)
鳴島保健所	★-1-311-3-00(別紙参照)	鳴門保健所	★-1-341-3-00(別紙参照)
徳島保健所	★-1-361-3-0000(別紙参照)	小松島保健所	★-1-361-4-00(別紙参照)
阿南保健所	★-1-411-3-00(別紙参照)	日和佐保健所	★-1-461-2-0000(別紙参照)

## ◎ 市町村（別紙参照）

## ◎ 消防機関

三好消防	★-1-255-3	美馬西部消防	★-1-288-3
美馬東部消防	★-1-287-3	阿北消防	★-1-326-3
名西消防	★-1-327-3	板野西部消防	★-1-338-3
板野東部消防	★-1-354-3	鳴門消防	★-1-351-3
徳島消防	★-1-381-3	小松島消防	★-1-393-4
阿南消防	★-1-424-3	海部消防	★-1-484-3

## ◎ 防災関係機関

徳島气象台	★-1-221-3	小松島航空隊	★-1-397-3
徳島教育航空群	★-1-355-3	N H K	★-1-372-3
日赤県支部	★-1-374-3	四国放送	★-1-373-3
日赤小松島病院	★-1-398-3	F M 徳島	★-1-375-3
海上保安部	★-1-396-3		

## ◎ 衛星可搬電話

★-0-212

徳島合同庁舎	” ★ - 1 - 2 3 1 - 2 - × × × ”
--------	-------------------------------

★は、外線発信番号です。

□印は、勤務時間外は接続できません。

財 務 事 務 所		
所長 所長室	1 0 0	障 害 福 祉 係
次 長	1 0 1	福 祉 課 長
総 務 課 長	□ 1 0 2	福 祉 第 1 係
庶 務 係	1 0 3	福 祉 第 2 係
収 納 係	1 0 4	”
”	1 0 5	”
”	1 0 6	福 祉 第 3 係
V D U 室	1 0 7	”
県政広聴員室	1 1 0	V D U 室
次長兼収税第1課長	1 6 0	相 談 室
管 理 係	1 6 2	2 5 0
収 税 第 2 課 長	1 2 0	勞 政 事 務 所
納税指導第1係	□ 1 2 1	所長 所長室
納税指導第2係	1 2 2	次 長
納税指導第3係	1 6 1	勞 政 課 長
納税指導第4係	□ 1 2 3	庶 務 係
納税指導第5係	1 2 4	調 査 係
直税第1課長	1 3 0	勞 政 福 祉 課 長
法 人 係	□ 1 3 1	指 導 第 1 係
”	1 3 2	指 導 第 2 係
事 業 税 係	1 3 4	中 小 企 業 勞 働 相 談 所
V D U 室	1 3 3	3 3 0
直税第2課長	1 4 0	農 林 事 務 所
不動産第1係	1 4 1	所長 所長室
”	1 4 2	次 長
不動産第2係	1 4 3	總 務 課 長
”	□ 1 4 4	庶 務 係
間 税 課 長	1 5 0	”
地方消費税係	1 5 1	□ 4 1 3
”	□ 1 5 2	管 理 係
軽油税第1係	1 5 3	4 1 2
”	1 5 4	運 転 手 控 室
軽油税第2係	1 5 5	4 1 8
V D U 室	1 5 6	農 業 振 興 課 長
軽油分析室	1 7 0	振 興 係
福 祉 事 務 所		”
所長 所長室	2 0 0	4 2 3
次 長	2 0 1	金 融 係
社 会 課 長	2 0 2	4 2 2
社 会 係	2 1 0	”
”	□ 2 1 1	4 2 4
高 齡 福 祉 係	2 1 2	V D U 室 (3F)
”	2 1 3	4 1 4
障 害 福 祉 係	2 1 4	次 長
		4 0 2
		主 幹
		4 8 0
		管 理 用 地 課 長
		4 3 2
		管 理 係
		4 3 3
		用 地 第 1 係
		4 3 6
		用 地 第 2 係
		4 3 7
		用 地 調 査 員
		4 8 1
		耕 地 第 1 課 長
		4 3 0
		技 術 課 長 補 佐
		4 3 1
		調 査 係
		4 3 4
		団 体 営 指 導 係
		4 3 5
		ほ 場 整 備 第 1 係
		4 4 9
		ほ 場 整 備 第 2 係
		4 5 9
		ほ 場 整 備 第 3 係
		4 3 9
		V D U 室 (5F)
		4 8 2
		耕 地 第 2 課 長
		4 4 0
		水 利 第 1 係
		□ 4 4 1
		水 利 第 2 係
		4 4 8
		水 利 第 3 係
		4 4 4
		水 利 第 4 係
		4 4 3
		耕 地 第 3 課 長
		4 5 0
		広 域 防 災 第 1 係
		4 5 2
		広 域 防 災 第 2 係
		4 5 3
		広 域 防 災 第 3 係
		4 5 4
		国 営 係
		4 5 5
		耕 地 第 4 課 長
		4 4 5
		農 道 第 1 係
		□ 4 4 6
		農 道 第 2 係
		4 4 2
		農 道 第 3 係
		4 4 7
		防 災 係
		4 5 1
		耕 地 第 4 課 分 室
		4 8 4
		”
		4 8 5
		V D U 室 (4F)
		4 5 8
		検 査 員 室
		4 8 3
		林 務 課 長
		4 6 0
		経 営 係
		□ 4 6 1
		”
		4 6 6
		林 業 普 及 係
		4 6 2
		”
		4 6 3
		森 林 保 全 係
		4 6 4
		”
		4 6 5
		森 林 土 木 課 長
		4 7 0
		治 山 第 1 係
		□ 4 7 1
		”
		4 7 7
		治 山 第 2 係
		4 7 5
		林 道 係
		4 7 2
		”
		4 7 6
		V D U 室 (6F)
		4 6 7

徳島合同庁舎 ” ★ - 1 - 2 3 1 - 2 - × × × ”
--------------------------------------

★は、外線発信番号です。

印は、勤務時間外は接続できません。

## 徳島農改善センター(普及第1課)

所 長	4 9 0
主 幹	4 9 8
次 長	4 9 1
経 営 担 当	4 9 2
担 い 手 担 当	4 9 4
営 農 第 1 担 当	4 9 5
営 農 第 2 担 当	4 9 6
営 農 第 3 担 当	4 9 3
土 壌 診 断 室	4 9 7
生 活 実 験 室	4 9 9
V D U 室 (2F)	4 8 9
森 林 土 木 協 会	4 7 3
会 議 室 2 0 1 (新 館)	5 2 0
会 議 室 4 0 1 (新 館)	5 4 5
入 札 室	4 1 5
閱 覧 室	4 1 6
無 線 機 室 (新 館 PH)	5 5 0
機 械 室 (新 館 B1)	5 5 0
職 員 組 合 徳 島 支 部	5 1 0
東 会 議 棟 (A)	5 3 0
東 会 議 棟 (B)	5 3 1
東 会 議 棟 (C)	5 3 2
食 堂	5 4 1
男 子 休 養 室 (本 館)	5 4 3
女 子 休 養 室 (本 館)	5 4 4
機 械 室 (本 館 B1)	5 5 1
清 掃 員 控 室	5 6 0
車 庫 (東 会 議 棟)	5 6 1
電 話 交 換 室	5 7 0
交 換 手 席	「 9 」

## 川島合同庁舎 ” ★ - 1 - 3 1 1 - 2 - × × × ”

★は、外線発信番号です。

□印は、勤務時間外は接続できません。

財務事務所		管 理 係	2 9 4	農 林 事 務 所	
所 長	2 0 0	国 有 財 産 係	□ 2 9 3	所 長	2 5 0
次 長	2 0 1	維 持 管 理 課 長	2 9 6	次 長	2 5 1
総 務 課 長	2 0 3	補 修 係	2 3 7	農 業 振 興 課 長	3 0 4
庶 務 係	□ 2 0 2	〃	2 2 9	総 務 係	2 4 5
収 税 係・庶 務 係	3 0 1	〃	2 4 9	〃	□ 2 5 2
収 税 係	2 0 8	〃	2 3 0	振 興 係	2 4 6
課 税 課 長	2 0 5	工 務 次 長	□ 2 2 8	〃	2 5 3
課 税 第 2 係	2 0 4	河 川 砂 防 課 長	3 3 5	耕 地 課 長	2 5 6
課 税 第 1 係	3 0 2	河 川 砂 防 第 1 係	2 3 2	管 理 用 地 係	2 5 7
出 納 室 長	2 0 6	〃	2 3 3	〃	3 0 5
出 納 係	2 0 7	河 川 砂 防 第 2 係	2 3 4	整 備 係	2 5 8
〃	3 0 3	〃	2 3 5	〃	2 5 9
広 聴 員 室	2 7 2	河 川 砂 防 第 3 係	3 3 3	水 利 防 災 係	2 6 0
税 務 調 査 員	2 8 2	道 路 課 長	2 4 1	林 務 課 長	2 6 1
福 祉 事 務 所		道 路 第 1 係	2 3 1	経 営 係	3 0 6
所 長	2 1 0	〃	2 9 8	森 林 保 全 係	2 6 2
次 長	2 1 1	道 路 第 2 係	2 3 8	林 業 普 及 係	3 0 7
社 会 課 長	□ 2 7 4	〃	2 3 9	治 山 林 道 係	2 6 3
社 会 係	2 1 2	工 事 検 査 主 幹	2 4 0	〃 (夜 間)	3 0 8
高 齢 福 祉 係	2 1 4	電 算 室	2 9 9	農 事 相 談 室	2 7 0
障 害 福 祉 係	2 1 3	入 札 室	2 8 9	V D U 室	3 1 1
福 祉 課 長	2 1 5	道 路 維 持 課 プ ラ ント	□ 2 3 6	農 業 改 良 普 及 セ ン タ ー	
福 祉 第 1 係	2 1 7	河 川 砂 防 課 長	3 3 5	所 長	2 6 5
〃	2 1 9			次 長	2 6 6
福 祉 第 2 係	2 1 6			〃	2 5 4
〃	2 7 5			経 営 係・担 い 手 係	3 4 2
面 接 室	2 1 8			経 営 係	3 4 3
家 庭 児 童 相 談 室	3 3 4			担 い 手 係	2 5 5
土 木 事 務 所				営 農 第 1 係・第 2 係	2 6 8
所 長	2 2 0			営 農 第 1 係	3 0 9
次 長	2 2 1			営 農 第 2 係	3 1 0
総 務 課 長	2 9 1			営 農 第 3 係	2 6 9
庶 務 係	2 2 3			阿 波 係	2 6 4
契 約 係	2 2 2			蚕 糸 特 産 係	2 6 7
建 築 指 導 係	2 2 4				
〃	2 4 7				
用 地 課 長	2 2 5				
用 地 第 1 係	2 2 6				
〃	2 4 4				
用 地 第 2 係	2 4 2				
用 地 第 3 係・第 2 係	2 4 3				
用 地 第 3 係	2 4 8				
主 幹 (管 理 担 当)	2 2 7				
管 理 係	2 0 9				

## 徳島保健所 ” ★ - 1 - 3 6 1 - 3 - × × × ”

★は、外線発信番号です。

所 長 室	1 0 0	保 健 婦 2 係	1 6 1	診 察 室 (小 児)	2 1 6
次 長	1 0 1	”	1 6 2	衛 生 検 査 室	3 0 0
総 務 課 長	1 0 2	コ ン ピ ュ ー タ 室	1 7 0	食 品 検 査 室	3 0 1
衛 生 課 長	1 0 3	小 会 議 室	1 8 0	臨 床 検 査 室	3 0 2
保 健 予 防 課 長	1 0 4	保 健 予 防 課 分 室	1 8 1	培 地 室	3 0 3
庶 務 係	1 0 5	応 接 室	1 8 2	細 菌 検 査 室	3 0 4
”	1 0 6	面 接 相 談 室	1 8 3	乳 肉 検 査 室	3 0 5
食 品 係 衛 生 検 査 係	1 1 0	前 室	1 8 4	休 養 室 (女)	3 0 6
”	1 1 1	総 合 受 付	2 0 0	休 養 室 (男)	3 0 7
”	1 1 2	診 察 室 1	2 0 1	図 書 室	3 0 8
環 境 係 乳 肉 衛 生 係	1 2 0	” 2	2 0 2	分 析 機 器 室	3 0 9
”	1 2 1	採 血 室	2 0 3	食 品 衛 生 協 会 倉 庫	3 1 0
”	1 2 2	心 電 室	2 0 4	浄 化 装 置 協 会	3 1 2
予 防 係	1 3 0	眼 低 視 力 検 査 室	2 0 5	食 品 衛 生 協 会	3 1 1
”	1 3 1	フ ィ ル ム 保 管 室	2 0 6	大 会 議 室	4 0 0
”	1 3 2	X 線 操 作 室	2 0 7	”	4 0 1
保 健 指 導 係	1 4 0	レ ン ト ゲ ン 受 付	2 0 8	”	4 0 2
”	1 4 1	尿 検 査 室	2 0 9	多 目 的 室	4 0 3
”	1 4 2	面 接 相 談 室 1	2 1 0	栄 養 指 導 室	4 0 4
保 健 婦 1 係	1 5 0	” 3	2 1 1	講 義 室	4 0 5
”	1 5 1	” 2	2 1 2	”	4 0 6
”	1 5 2	診 察 室 (歯 科)	2 1 3	喫 煙 コ ー ナ ー	4 0 7
保 健 婦 2 係	1 6 0	会 議 室	2 1 4	カ ン フ ェ レ ン ス ル ー ム	4 0 8
		母 子 室	2 1 5		

## 市町村局電話番号（衛星系）

★－０－×××－３（★は外線発信番号です。）

ア	相生町	★０－４５３－３
	藍住町	★０－３８５－３
	穴吹町	★０－２８６－３
	阿南市	★０－４２１－３
	阿波町	★０－３３７－３

イ	井川町	★０－２６４－３
	池田町	★０－２５１－３
	石井町	★０－３２３－３
	板野町	★０－３５３－３
	市場町	★０－３３６－３
	一字村	★０－２８５－３

カ	海南町	★０－４７５－３
	海部町	★０－４８２－３
	勝浦町	★０－３９４－３
	上板町	★０－３３３－３
	上勝町	★０－３９５－３
	上那賀町	★０－４４３－３
	神山町	★０－３８３－３
	鴨島町	★０－３２２－３
	川島町	★０－３３２－３

キ	木沢村	★０－４４４－３
	北島町	★０－３８４－３
	木頭村	★０－４４５－３

コ	小松島市	★０－３９３－３
	木屋平村	★０－２９１－３

サ	貞光町	★０－２８４－３
	佐那河内村	★０－３８２－３

シ	宍喰町	★０－４８３－３
---	-----	----------

ト	徳島市(行政棟)	★０－３８１－３
	土成町	★０－３３５－３

ナ	那賀川町	★０－４２２－３
	鳴門市	★０－３５１－４

ニ	西祖谷山村	★０－２５３－３
---	-------	----------

ハ	羽ノ浦町	★０－４２３－３
	半田町	★０－２８３－３

ヒ	東祖谷山村	★０－２５４－３
	日和佐町	★０－４７３－３

マ	松茂町	★０－３５２－３
---	-----	----------

ミ	三加茂町	★０－２６５－３
	美郷村	★０－３２５－３
	三野町	★０－２６２－３
	美馬町	★０－２８２－３
	三好町	★０－２６３－３

ム	牟岐町	★０－４７４－３
---	-----	----------

ヤ	山川町	★０－３２４－３
	山城町	★０－２５２－３

ユ	由岐町	★０－４７２－３
---	-----	----------

ヨ	吉野町	★０－３３４－３
---	-----	----------

ワ	脇町	★０－２８１－３
	鷺敷町	★０－４５２－３

## 市町村局電話番号（地上系）

★－１－×××－３（★は外線発信番号です。）

ア	相生町	★ 1 - 4 5 3 - 3
	藍住町	★ 1 - 3 8 5 - 3
	穴吹町	★ 1 - 2 8 6 - 3
	阿南市	★ 1 - 4 2 1 - 3
	阿波町	★ 1 - 3 3 7 - 3

イ	井川町	★ 1 - 2 6 4 - 3
	池田町	★ 1 - 2 5 1 - 3
	石井町	★ 1 - 3 2 3 - 3
	板野町	★ 1 - 3 5 3 - 3
	市場町	★ 1 - 3 3 6 - 3
	一字村	★ 1 - 2 8 5 - 3

カ	海南町	★ 1 - 4 7 5 - 3
	海部町	★ 1 - 4 8 2 - 3
	勝浦町	★ 1 - 3 9 4 - 3
	上板町	★ 1 - 3 3 3 - 3
	上勝町	★ 1 - 3 9 5 - 3
	上那賀町	★ 1 - 4 4 3 - 3
	神山町	★ 1 - 3 8 3 - 3
	鴨島町	★ 1 - 3 2 2 - 3
	川島町	★ 1 - 3 3 2 - 3

キ	木沢村	★ 1 - 4 4 4 - 3
	北島町	★ 1 - 3 8 4 - 3
	木頭村	★ 1 - 4 4 5 - 3

コ	小松島市	★ 1 - 3 9 3 - 3
	木屋平村	★ 1 - 2 9 1 - 3

サ	貞光町	★ 1 - 2 8 4 - 3
	佐那河内村	★ 1 - 3 8 2 - 3

シ	宍喰町	★ 1 - 4 8 3 - 3
---	-----	-----------------

ト	徳島市(行政棟)	★ 1 - 3 8 1 - 3
	土成町	★ 1 - 3 3 5 - 3

ナ	那賀川町	★ 1 - 4 2 2 - 3
	鳴門市	★ 1 - 3 5 1 - 4

ニ	西祖谷山村	★ 1 - 2 5 3 - 3
---	-------	-----------------

ハ	羽ノ浦町	★ 1 - 4 2 3 - 3
	半田町	★ 1 - 2 8 3 - 3

ヒ	東祖谷山村	★ 1 - 2 5 4 - 3
	日和佐町	★ 1 - 4 7 3 - 3

マ	松茂町	★ 1 - 3 5 2 - 3
---	-----	-----------------

ミ	三加茂町	★ 1 - 2 6 5 - 3
	美郷村	★ 1 - 3 2 5 - 3
	三野町	★ 1 - 2 6 2 - 3
	美馬町	★ 1 - 2 8 2 - 3
	三好町	★ 1 - 2 6 3 - 3

ム	牟岐町	★ 1 - 4 7 4 - 3
---	-----	-----------------

ヤ	山川町	★ 1 - 3 2 4 - 3
	山城町	★ 1 - 2 5 2 - 3

ユ	由岐町	★ 1 - 4 7 2 - 3
---	-----	-----------------

ヨ	吉野町	★ 1 - 3 3 4 - 3
---	-----	-----------------

ワ	脇町	★ 1 - 2 8 1 - 3
	鷺敷町	★ 1 - 4 5 2 - 3

## 県庁関係各課無線専用番号

地上系	★-1-211-2-FGHI
衛星系	★-0-211-2-FGHI

★は、外線発信番号です。

”FGHI”は、電話番号です。下記の個々の番号を上記に当てはめてダイヤルして下さい。

### 統制局

7290, 7291, 7292, 7299, 91(卓)

### 災害対策本部室

7210

### 消防防災安全課

7100, 7101, 7102

### 河川課

7400, 7401, 7402, 7403, 7404

### 生活衛生課

2292

### 道路保全課

2545

### 企業局

7245

### 警察本部警備課

7310

### 総合当直室

7311

### 外勤課

7312

### 会議室

7313, 7314

## ネットワークシステム無線専用電話

川島合庁 ★－１－３１１－FGHI

★は外線発信番号です。

”FGHI”は、電話番号です。下記の個々の番号を上記に当てはめてダイヤルして下さい。

	設置セクション	無線専用電話	備 考
1	財 務 事 務 所	7 2 1 1	
2	阿波麻植農業改良普及センター	7 2 1 2	
3	福 祉 事 務 所	7 2 2 1	
4	土 木 事 務 所	7 2 3 1 7 2 3 2 7 2 3 3	
5	農 林 事 務 所	7 2 4 1 7 2 4 2	

徳島総合土木 ★－１－３６１－FGHI

★は外線発信番号です。

”FGHI”は、電話番号です。下記の個々の番号を上記に当てはめてダイヤルして下さい。

	設置セクション	無線専用電話	備 考
1	土 木 事 務 所	7 2 2 1 7 2 2 2	
2	小松島港開発事務所	7 2 3 1	
3	都 市 整 備 事 務 所	7 2 4 1	

徳島合庁 ★－１－２３１－FGHI

★は外線発信番号です。

”FGHI”は、電話番号です。下記の個々の番号を上記に当てはめてダイヤルして下さい。

	設置セクション	無線専用電話	備 考
1	財 務 事 務 所	7 2 1 1	本館
2	中 央 福 祉 事 務 所	7 2 1 2	新館
3	労 政 事 務 所	7 2 4 1	本館
4	農 林 事 務 所	7 2 4 2	新館
5	農業改良普及センター	7 2 4 3	新館

## 3 無線局局名簿

	種 別	職 別 信 号	設 置 場 所	所 属
1	統制局	ぼうさいとくしまほんぶ	徳島市万代町1丁目1番地	徳島県庁
2	中継局	〃 びざん	徳島市眉山町茂助ヶ原7	
3	〃	〃 みよし	三好市池田町佐馬路馬場816-4	
4	〃	〃 つがみね	三好市東祖谷元井328-1	
5	〃	〃 りゅうおう	美馬市美馬町字入倉813番地の46	
6	〃	〃 かわい	美馬市木屋平字大北402-1	
7	〃	〃 きたどまり	鳴門市瀬戸町北泊529-1	
8	〃	〃 みょうじん	海部郡美波町阿部カシガフチ592-4	
9	〃	〃 かくりんじ	勝浦郡勝浦町大字生名字鷺ヶ尾14	
10	〃	〃 かみなか	那賀郡那賀町拝宮字徳ヶ谷77-2	
11	〃	〃 こたに	海部郡海陽町相川字笹無谷58-2	
1	支部局	〃 とうぶしぶとくしま	徳島市南末広町37-13	東部県土整備局徳島庁舎
2	〃	〃 とうぶしぶなると	鳴門市撫養町立岩7枚19-1	鳴門合同庁舎
3	〃	〃 とうぶしぶよしのがわ	吉野川市川島町宮島字南中須736-1	吉野川合同庁舎
4	〃	〃 せいぶしぶみま	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局美馬庁舎
5	〃	〃 せいぶしぶみよし	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局三好庁舎
6	〃	〃 なんぶしぶあなん	阿南市富岡町あ玉谷46	南部総合県民局阿南庁舎
7	〃	〃 なんぶしぶみなみ	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1	南部総合県民局美波庁舎
8	〃	〃 なんぶしぶなか	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1	南部総合県民局那賀庁舎

## 石井町[資料編]

	種 別	職 別 信 号	設 置 場 所	所 属
9	(準) 支部局	ぼうさいとくしまごうちょう	徳島市新蔵町1丁目 35	徳島合同庁舎
1	県出先局	〃 みよしびょういん	三好市池田町シマ 815-2	三好病院
2	〃	〃 こやだいらつめしよ	美馬市木屋平字川井 161 番地	西部総合県民局木屋平詰所
3	〃	〃 なつこだむ	美馬市脇町字西俣名 2570	夏子ダム管理所
4	〃	〃 みやごうちだむ	阿波市土成町宮川内字平間 58	東部県土整備局〈吉野川〉 宮川内ダム
5	〃	〃 とくしまびょういん	徳島市蔵本町 1-10-3	中央病院
6	〃	〃 まさきだむ	勝浦郡上勝町正木	東部県土整備局〈徳島〉 正木ダム
7	〃	〃 かつうらはつでん	勝浦郡勝浦町大字棚野字口立川 9-7	発電総合管理事務所
8	〃	〃 かわぐちはつでん	那賀郡那賀町吉野字イヤ谷 72-1	発電総合管理事務所
9	〃	〃 なかりんむ	那賀郡那賀町小浜字前畑 143-2	南部総合県民局那賀林務庁舎
10	〃	〃 ふくいだむ	阿南市福井町中連 71-1	福井ダム管理事務所
11	〃	〃 かいふびょういん	海部郡牟岐町大字中村字本村 75-1	海部病院
12	〃	〃 せんたーとくしま	板野郡北島町鯛浜字大西 165	防災センター
13	〃	〃 まぜのおか	海部郡海陽町浅川字西福良 43	南部防災拠点施設
1	市町村局	ぼうさいみよしし	三好市池田町シンマチ 1500-2	三好市
2	〃	〃 ひがしみよしちょう	三好郡東みよし町加茂 3360	東みよし町
3	〃	〃 みまし	美馬市穴吹町穴吹字九反地 5 番地	美馬市
4	〃	〃 つるぎちょう	美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3	つるぎ町

## 石井町[資料編]

	種 別	職 別 信 号	設 置 場 所	所 属
5	市町村局	〃 よしのがわし	吉野川市鴨島町鴨島 115-1	吉野川市
6	〃	ぼうさいあわし	阿波市阿波町東原 173 番地	阿波市
7	〃	〃 いしいちょう	名西郡石井町高川原字高川原 121-1	石井町
8	〃	〃 かみいたちょう	板野郡上板町七条字経塚 42	上板町
9	〃	〃 なるとし	鳴門市撫養町南浜字東浜 160-2	鳴門市
10	〃	〃 まつしげちょう	板野郡松茂町広島字東裏 30 番地	松茂町
11	〃	〃 いたのちょう	板野郡板野町吹田字町南 22-2	板野町
12	〃	〃 とくしまし	徳島市幸町 2-5	徳島市
13	〃	〃 さなごうちむら	名東郡佐那河内村字中辺 71-1	佐那河内村
14	〃	〃 かみやまちょう	名西郡神山町神領字本野間 100 番地	神山町
15	〃	〃 きたじまちょう	板野郡北島町中村字上地 23-1	北島町
16	〃	〃 あいずみちょう	板野郡藍住町奥野字矢上前 52 番地の 1	藍住町
17	〃	〃 こまつしまし	小松島市横須町 1-1	小松島市
18	〃	〃 かつうらちょう	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3 番地	勝浦町
19	〃	〃 かみかつちょう	勝浦郡上勝町大字福原字下横峯 3 番地の 1	上勝町
20	〃	〃 あなんし	阿南市富岡町トノ町 12-3	阿南市
21	〃	〃 なかちょう	那賀郡那賀町和食郷字南川 104-1	那賀町
22	〃	〃 みなみちょう	海部郡美波町奥河内字本村 18-1	美波町
23	〃	〃 むぎちょう	海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4	牟岐町
24	〃	〃 かいようちょう	海部郡海陽町大里字尾ノ鼻 25	海陽町

## 石井町[資料編]

	種 別	職 別 信 号	設 置 場 所	所 属
1	消防本部局	ぼうさいみよししょうぼうみよし	三好郡東みよし町足代 345-1	みよし広域連合
2	〃	〃 みましょうぼう	美馬市脇町字拝原 1742-1	美馬市消防本部
3	〃	〃 ちゅうおうしょうぼう	吉野川市鴨島町鴨島 115-1	徳島中央広域連合
4	〃	〃 みょうざいしょうぼう	名西郡石井町高川原字高川原 66-8	名西消防組合
5	〃	〃 いたのせいぶしょうぼう	板野郡板野町羅漢字前田 35	板野西部消防組合
6	〃	〃 いたのとうぶしょうぼう	板野郡北島町北村字大開 11-1	板野東部消防組合
7	〃	〃 あなんしょうぼう	阿南市富岡町トノ町 1-1	阿南市消防本部
8	〃	〃 かいふしょうぼう	海部郡牟岐町大字川長真光寺 98-1	海部消防組合
9	〃	〃 みませいぶしょうぼう	美馬市美馬町字天神 119	美馬西部消防組合
1	防災関係	ぼうさいとくしまこうくうぐん	板野郡松茂町住吉字住吉開拓 38	海上自衛隊機関局徳島教育航空群
2	〃	〃 とくしまきしょう	徳島市大和町 2-3-36	徳島地方气象台
3	〃	〃 N H K とくしま	徳島市寺島本町東 1 丁目 28	N H K 徳島放送局
4	〃	〃 しこくほうそう	徳島市中徳島町 2-5-2	四国放送
5	〃	〃 えふえむとくしま	徳島市幸町 1 丁目 6	F M 徳島
6	〃	〃 にっせきしぶ	徳島市庄町 3 丁目 12-1	日本赤十字社徳島県支部
7	〃	〃 とくしまかいほ	小松島市小松島町字外開 1-11	徳島海上保安部
8	〃	〃 こまつしまこうくうたい	小松島市和田島町洲端 4-3	海上自衛隊第 24 航空隊
9	〃	〃 とくしませきじゅうじびょういん	小松島市小松島町字井利ノ口 103	日本赤十字社徳島県支部 徳島赤十字病院
10	〃	〃 ながやすぐちだむ	那賀郡那賀町小浜字立石 5-4	那賀川河川事務所長安口ダム分室

石井町[資料編]

種 別	職 別 信 号	設 置 場 所	所 属
眉山系移動局	ぼうさいとくしま 300, 302~309	徳島市万代町1丁目1番地	徳島県庁
〃	ぼうさいとくしま 700	小松島市小松島町字井利ノ口 103	日本赤十字社徳島県支部 徳島赤十字病院
全県移動局	〃 1~8, 10~24, 30~39, 81, 96, 202~208, 210	徳島市万代町1丁目1番地	徳島県庁
〃	〃 40, 41, 45, 46, 49, 153, 154	三好市池田町マチ 2415	西部総合県民局県土整備部三好庁舎
〃	〃 42, 44 〃	三好市西祖谷山村一字 280-6	西部総合県民局西祖谷詰所
〃	〃 43	三好市池田町マチ 2415	西部総合県民局農林水産部三好庁舎
〃	〃 47, 48	三好市池田町マチ 2542-2	三好保健所
〃	〃 50	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73	西部総合県民局農林水産部美馬庁舎
〃	〃 54	美馬市脇町字西俣名 2570	西部総合県民局夏子ダム管理所
〃	〃 52, 53, 57~59,156	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73	西部総合県民局県土整備部美馬庁舎
〃	〃 51, 55	美馬市木屋平字川井	西部総合県民局木屋平詰所
〃	〃 56	美馬郡つるぎ町一字赤松	西部総合県民局一字詰所
〃	〃 607, 608	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73	西部総合県民局企画振興部美馬庁舎
〃	〃 77, 78	美馬市穴吹町穴吹字明連 23	美馬保健所
〃	〃 60, 61, 65, 66, 69155	吉野川市川島町宮島字南中須 736-1	東部県土整備局吉野川庁舎
〃	〃 63, 64	阿波市阿波町宮川内字平間	東部県土整備局<吉野川> 宮川内ダム

## 石井町[資料編]

種 別	職 別 信 号	設 置 場 所	所 属
全県移動局	ぼうさいとくしま 62	吉野川市川島町宮島字南中須 736-1	東部農林水産局吉野川庁舎
〃	〃 67, 68	吉野川市鴨島町鴨島字殿郷	吉野川保健所
〃	〃 70～75	鳴門市撫養町立岩 7 枚 19-1	東部県土整備局鳴門庁舎
〃	〃 211, 212	板野郡松茂町住吉字住吉開拓 38	海上自衛隊徳島教育航空群
〃	〃 80, 82, 83	徳島市新蔵町 1 丁目 35	東部農林水産局徳島庁舎
〃	〃 85～90, 98, 99	徳島市南末広町 37-13	東部県土整備局徳島庁舎
〃	〃 150～152	勝浦郡上勝町正木	県土整備局＜徳島＞正木ダム
〃	〃 91, 97, 200	徳島市南末広町 6-36	東部県土整備局徳島庁舎
〃	〃 92, 93	徳島市新蔵町 3-80	東部保健福祉局徳島保健所
〃	〃 94, 95	堀川町 1-27	東部保健福祉局＜徳島＞ 小松島県民サービスセンター
〃	〃 213, 214	小松島市和田島町字洲端 4-3	海上自衛隊第 24 航空隊
〃	〃 100, 101, 107, 108, 110, 111	阿南市富岡町あ王谷 46	南部総合県民局 県土整備部阿南庁舎
〃	〃 106, 114	阿南市福井町鐘打 95-21	西部総合県民局福井ダム管理所
〃	〃 102, 103	阿南市富岡町あ王谷 46	南部総合県民局農林水産部阿南庁舎
〃	〃 117, 118	阿南市富岡町佃町 539-7	南部総合県民局 保健福祉環境部阿南庁舎
〃	〃 104, 112, 113	那賀郡那賀町小浜字前畑 143-2	南部総合県民局 農林水産部那賀林務庁舎

石井町[資料編]

種 別	職 別 信 号	設 置 場 所	所 属
全県移動局	ぼうさいとくしま 115	那賀郡那賀町小浜字立石 5-4	四国地方整備局那賀川河川事務所 長安口ダム分室
〃	〃 105, 116	那賀郡那賀町吉野字イヤ谷 72-1	発電総合管理事務所
〃	〃 120～126	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 64-1	南部総合県民局県土整備部那賀庁舎
〃	〃 84, 130～133, 135～139	海部郡美波町奥河内字弁財天	南部総合県民局県土整備部美波庁舎
〃	〃 134	海部郡美波町奥河内字弁財天	南部総合県民局農林水産部美波庁舎
〃	〃 605, 606	海部郡美波町奥河内字弁財天	南部総合県民局企画振興部美波庁舎
〃	〃 700	小松島市小松島町字井利ノ口 103	日本赤十字社徳島県支部 徳島赤十字病院
消防移動局	しょうぼうとくしまけん 402, 404～410	徳島市万代町 1 丁目 1 番地	徳島県庁
〃	しょうぼうとくしまけん 403	小松島市小松島町字井利ノ口 103	日本赤十字社徳島県支部 徳島赤十字病院
防災相互移動局	ぼうさいとくしまけん 500, 508～519	徳島市万代町 1 丁目 1 番地	徳島県庁
携帯局	ぼうさいとくしま 230	徳島市万代町 1 丁目 1 番地	徳島県庁
〃	ぼうさいとくしまけん 231	徳島市万代町 1 丁目 1 番地	徳島県庁
〃	しょうぼうとくしまけん 232	徳島市万代町 1 丁目 1 番地	徳島県庁
多重局	ぼうさいとくしま 1000, 1001, 1002	徳島市万代町 1 丁目 1 番地	徳島県庁

石井町[資料編]

	種 別	職 別 信 号	設(常)置場所	所 属	備 考
	航空局	こうくうたいとくしま こうくうたいとくしま FLIGHT SERVICE	板野郡松茂町豊久字朝日野 15-2	徳島県消防防災 航空隊事務所	
	〃	こうくうたいとくしまいどう 70 こうくうたいとくしま FLIGHT SERVICE 70	板野郡松茂町豊久字朝日野 15-2	徳島県消防防災 航空隊事務所	
	〃	こうくうたいとくしまいどう71 こうくうたいとくしま FLIGHT SERVICE 71	板野郡松茂町豊久字朝日野 15-2	徳島県消防防災 航空隊事務所	
	〃	こうくうたいとくしまいどう72 こうくうたいとくしま FLIGHT SERVICE 72	板野郡松茂町豊久字朝日野 15-2	徳島県消防防災 航空隊事務所	
	航空機局	JA109R	板野郡松茂町豊久字朝日野 15-2 (ヘリコプター搭載)	徳島県消防防災 航空隊事務所	
	基地局	しょうぼうとくしまこうくうたい	板野郡松茂町豊久字朝日野 15-2	徳島県消防防災 航空隊事務所	
	携帯基地局	しょうぼうとくしまこうくうたい	板野郡松茂町豊久字朝日野 15-2	徳島県消防防災 航空隊事務所	
	携帯局	ぼうさいとくしまヘリ1	板野郡松茂町豊久字朝日野 15-2 (ヘリコプター搭載)	徳島県消防防災 航空隊事務所	眉山系・防災 相互用 全県系
	〃	しょうぼうとくしまヘリ1	板野郡松茂町豊久字朝日野 15-2 (ヘリコプター搭載)	徳島県消防防災 航空隊事務所	消防用
	〃	ぼうさいとくしまヘリテレ	板野郡松茂町豊久字朝日野 15-2 (ヘリコプター搭載)	徳島県消防防災 航空隊事務所	防災行政用

## 石井町[資料編]

	種 別	職 別 信 号	設(常)置場所	所 属	備 考
	陸上移動局 ・携帯局	しょうぼうとくしまこうくうたい 10, 11	板野郡松茂町豊久字朝日野 15-2	徳島県消防防災 航空隊事務所	防災行政用
	陸上移動局	しょうぼうとくしまこうくうたい 1～3	板野郡松茂町豊久字朝日野 15-2	徳島県消防防災 航空隊事務所	防災行政用
	〃	しょうぼうとくしまこうくうたい 10, 11, 13～17	板野郡松茂町豊久字朝日野 15-2	徳島県消防防災 航空隊事務所	防災行政用
	〃	ぼうさいとくしまこうくうたい 1～4	板野郡松茂町豊久字朝日野 15-2	徳島県消防防災 航空隊事務所	全県系
	陸上移動局	ぼうさいとくしまこうくうたい 400～401	板野郡松茂町豊久字朝日野 15-2	徳島県消防防災 航空隊事務所	眉山系
	〃	ぼうさいとくしまこうくうたい 410, 411, 413～417	板野郡松茂町豊久字朝日野 15-2	徳島県消防防災 航空隊事務所	眉山系
	〃	ぼうさいとくしまけん 520～521	板野郡松茂町豊久字朝日野 15-2	徳島県消防防災 航空隊事務所	防災相互用

## 石井町[資料編]

## (防災センター関係)

	種 別	職 別 信 号	設(常)置場所	所 属	備 考
	防災用移動局	ぼうさいとくしま 600～604, 609～654	板野郡北島町鯛浜字大西165	防災センター	
	消防用移動局	しょうぼうとくしまけん 609～654	板野郡北島町鯛浜字大西165	防災センター	

## (南部防災館関係)

	種 別	職 別 信 号	設(常)置場所	所 属	備 考
	全県移動局	ぼうさいとくしま 201	海部郡海陽町浅川字西福良43	南部防災館	
	眉山系移動局	ぼうさいとくしま 301	海部郡海陽町浅川字西福良43	南部防災館	
	消防用移動局	しょうぼうとくしまけん 400,401	海部郡海陽町浅川字西福良43	南部防災館	県内、全国
	防災相互移動局	しょうぼうとくしまけん 501	海部郡海陽町浅川字西福良43	南部防災館	

## 地球局局名簿

	無線局名	識別信号	設置場所・常置場所	機関名
	(固定型)			
1	徳島県県庁地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-ト'地球	徳島市万代町1丁目1番地	徳島県庁
2	徳島県防災センター局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-ト'地球2	板野郡北島町鯛浜字大西 165	防災センター
	(可搬型)			
1	徳島県徳島市 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-ト'可搬地球V1	徳島市幸町 2-5	徳島市役所
2	徳島県鳴門市 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-ト'可搬地球V2	鳴門市撫養町南浜字東浜 160-2	鳴門市役所
3	徳島県小松島市 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-ト'可搬地球V3	小松島市横須町1-1	小松島市役所
4	徳島県阿南市 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-ト'可搬地球V4	阿南市富岡町トノ町12-3	阿南市役所
5	徳島県勝浦町 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-ト'可搬地球V5	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3	勝浦町役場
6	徳島県上勝町 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-ト'可搬地球V6	勝浦郡上勝町大字福原字下横峰3-1	上勝町役場
7	徳島県佐那河内村 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-ト'可搬地球V7	名東郡佐那河内村字中辺 71-1	佐那河内村役場

## 石井町[資料編]

	無線局名	識別信号	設置場所・常置場所	機関名
8	徳島県石井町 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-र्ट'可搬地球V8	名西郡石井町高川原字高川原121-1	石井町役場
9	徳島県神山町 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-र्ट'可搬地球V9	名西郡神山町神領字本野間100	神山町役場
10	徳島県那賀町 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-र्ट'可搬地球V12	那賀郡那賀町和食郷字南川 104-1	那賀町役場
11	徳島県那賀町相生 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-र्ट'可搬地球V13	那賀郡那賀町延野字王子原31-1	那賀町相生庁舎
12	徳島県那賀町上那賀 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-र्ट'可搬地球V14	那賀郡那賀町小浜151	那賀町上那賀支所
13	徳島県那賀町木沢 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-र्ट'可搬地球V15	那賀郡那賀町木頭字前田43-1	那賀町木沢支所
14	徳島県那賀町木頭 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-र्ट'可搬地球V16	那賀郡那賀町木頭出原字マエダ34	那賀町木頭支所
15	徳島県美波町由岐 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-र्ट'可搬地球V17	海部郡美波町西ノ地字西地50-1	美波町由岐支所
16	徳島県美波町 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-र्ट'可搬地球V18	海部郡美波町奥河内字本村18-1	美波町役場
17	徳島県牟岐町 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-र्ट'可搬地球V19	海部郡牟岐町大字中村字本村7-4	牟岐町役場

## 石井町[資料編]

	無線局名	識別信号	設置場所・常置場所	機関名
18	徳島県海陽町 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハート可搬地球V20	海部郡海陽町大里字上中須128	海陽町役場
19	徳島県海陽町穴喰 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハート可搬地球V22	海部郡海陽町久保字久保49	海陽町穴喰庁舎
20	徳島県松茂町 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハート可搬地球V23	板野郡松茂町広島字東裏 30	松茂町役場
21	徳島県北島町 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハート可搬地球V24	板野郡北島町中村字上地23-1	北島町役場
22	徳島県藍住町 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハート可搬地球V25	板野郡藍住町奥野矢上前52-1	藍住町役場
23	徳島県板野町 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハート可搬地球V26	板野郡板野町吹田字町南22-2	板野町役場
24	徳島県上板町 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハート可搬地球V27	板野郡上板町七条字経塚42	上板町役場
25	徳島県阿波市吉野 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハート可搬地球V28	阿波市吉野町西條字大西60-1	阿波市吉野庁舎
26	徳島県阿波市土成町 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハート可搬地球V29	阿波市土成町土成字丸山1-1	阿波市土成庁舎
27	徳島県阿波市市場町 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハート可搬地球V30	阿波市市場町市場字上野段385-1	阿波市市場庁舎

## 石井町[資料編]

	無線局名	識別信号	設置場所・常置場所	機関名
28	徳島県阿波市 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパーハート可搬地球V31	阿波市阿波町東原173	阿波市役所
29	徳島県吉野川市 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパーハート可搬地球V32	吉野川市鴨島町鴨島115-1	吉野川市役所
30	徳島県つるぎ町 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパーハート可搬地球V39	美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3	つるぎ町役場
31	徳島県美馬市 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパーハート可搬地球V41	美馬市穴吹字九反地5	美馬市役所
32	徳島県美馬市木屋平 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパーハート可搬地球V42	美馬市木屋平川井161	美馬市木屋平総合支所
33	徳島県三好市三野 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパーハート可搬地球V43	三好市三野町芝生1039-2	三好市三野総合支所
34	徳島県東みよし町三好 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパーハート可搬地球V44	三好郡東みよし町昼間3673-1	東みよし町三好庁舎
35	徳島県三好市 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパーハート可搬地球V45	三好市池田町シンマチ1500-2	三好市役所
36	徳島県三好市山城 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパーハート可搬地球V46	三好市山城町大川持字ゴミ518-9	三好市山城総合支所
37	徳島県三好市井川 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパーハート可搬地球V47	井川町辻73 三好市	井川総合支所

石井町[資料編]

	無線局名	識別信号	設置場所・常置場所	機関名
38	徳島県東みよし町 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-ト'可搬地球V48	三好郡東みよし町加茂3360	東みよし町役場
39	徳島県三好市東祖谷 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-ト'可搬地球V49	三好市東祖谷京上157	三好市東祖谷総合支所
40	徳島県三好市西祖谷 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-ト'可搬地球V50	三好市西祖谷山村一字 343-2	三好市西祖谷総合支所
41	徳島県徳島県庁 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-ト'可搬地球V51	徳島市万代町1丁目1番地	徳島県庁
42	徳島県徳島県庁 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-ト'可搬地球V52～ V53	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2	徳島県消防防災 航空隊事務所
43	徳島県徳島県南部総合 県民局美波庁舎 可搬地 球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-ト'可搬地球V 54	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	南部総合県民局 企画振興部美波庁舎
44	徳島県徳島県立南部防 災館可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島スーパ-ハ-ト'可搬地球V55	海部郡海陽町浅川字西福良43	徳島県立南部防災館

別表 2

## 使用管理者名簿

統制管理者 徳島県環境生活部長

	局 名	使用 管 理 者	備 考
1	統 制 局	南海地震防災課長	
	( 中 継 局 )		
1	眉山中継局	南海地震防災課長	
2	三好中継局	南海地震防災課長	
3	梅峰中継局	南海地震防災課長	
4	竜王中継局	南海地震防災課長	
5	川井中継局	南海地震防災課長	
6	北泊中継局	南海地震防災課長	
7	明神中継局	南海地震防災課長	
8	鶴林寺中継局	南海地震防災課長	
9	上那賀中継局	南海地震防災課長	
10	小谷中継局	南海地震防災課長	
	( 支 部 局 )		
1	東部支部徳島	東部県土整備局<徳島>局長	
2	東部支部鳴門	東部県土整備局<鳴門>副局長	
3	南部支部阿	南局南部総合県民局長	
4	南部支部那賀局	南部総合県民局長	
5	南部支部美波局	南部総合県民局長	
6	東部支部吉野川	東部県土整備局<吉野川>副局長	
7	西部支部美馬局	西部総合県民局長	
8	西部支部三好局	西部総合県民局長	
9	徳島(準)支部局	東部農林水産局長	
	( 県 出 先 局 )		
1	三好病院	三好病院長	
2	木屋平詰所	西部総合県民局県土整備部 工務第三係長	
3	夏子ダム	西部総合県民局農林水産部長	
4	宮川内ダム	東部県土整備局<吉野川> 宮川内ダム管理担当	
5	中央病院	中央病院長	
6	正木ダム	東部県土整備局< 徳島 > 正木ダム管理担当	

## 石井町[資料編]

	局 名	使 用 管 理 者	備 考
7	勝浦発電所	発電総合管理事務所長	
8	川口発電所	発電総合管理事務所長	
10	那賀林務	南部総合県民局農林水産部長	
11	福井ダム	南部総合県民局県土整備部長	
12	海部病院	海部病院長	
13	防災センター	南海地震防災課長	
14	防災まぜの丘	南部総合県民局津波減災部長	
	(市町村局)		
1	三好市	三好市長	
2	三好市山城	三好市長	
3	三好市西祖谷	三好市長	
4	三好市東祖谷	三好市長	
5	三好市三野	三好市長	
6	三好市井川	三好市長	
7	東みよし町	東みよし町長	
8	東みよし町三好	東みよし町長	
9	美馬市	美馬市長	
10	美馬市木屋平	美馬市長	
11	つるぎ町	つるぎ町長	
12	吉野川市	吉野川市長	
13	吉野川市川島	吉野川市長	
14	吉野川市山川	吉野川市長	
15	吉野川市美郷	吉野川市長	
16	阿波市	阿波市長	
17	阿波市市場	阿波市長	
18	阿波市吉野	阿波市長	
19	阿波市土成	阿波市長	
20	石井町	石井町長	
21	上板町	上板町長	
22	鳴門市	鳴門市長	
23	松茂町	松茂町長	
24	板野町	板野町長	
25	徳島市	徳島市長	
26	佐那河内村	佐那河内村長	

## 石井町[資料編]

	局 名	使 用 管 理 者	備 考
27	神山町	神山町長	
28	北島町	北島町長	
29	藍住町	藍住町長	
30	小松島市	小松島市長	
31	勝浦町	勝浦町長	
32	上勝町	上勝町長	
33	阿南市	阿南市長	
34	阿南市那賀川	阿南市長	
35	阿南市羽ノ浦	阿南市長	
36	那賀町	那賀町長	
37	那賀町相生	那賀町長	
38	那賀町上那賀	那賀町長	
39	那賀町木沢	那賀町長	
40	那賀町木頭	那賀町長	
41	美波町	美波町長	
42	美波町由岐	美波町長	
43	牟岐町	牟岐町長	
44	海陽町	海陽町長	
45	海陽町海部	海陽町長	
	( 消防本部局)		
1	みよし広域連合	みよし広域連合長	
2	美馬市消防本部	美馬市長	
3	徳島中央広域連合	徳島中央広域連合長	
4	名西消防組合	名西消防組合管理者	
5	板野西部消防組合	板野西部消防組合管理者	
6	板野東部消防組合	板野東部消防組合管理者	
7	阿南市消防本部	阿南市長	
8	海部消防組合	海部消防組合管理者	
9	美馬西部消防組合	美馬西部消防組合管理者	
	( 防災関係機関局)		
1	海上自衛隊徳島教育航空群	海上自衛隊徳島教育航空群司令	
2	徳島地方气象台	徳島地方气象台長	
3	NHK徳島放送局	NHK徳島放送局長	
4	四国放送	四国放送株式会社社長	

## 石井町[資料編]

	局 名	使 用 管 理 者	備 考
5	FM徳島	株式会社エフエム徳島社長	
6	日赤支部	日本赤十字社徳島県支部長	
7	徳島海上保安部	徳島海上保安部長	
8	海上自衛隊第24航空隊	海上自衛隊24航空隊司令	
9	徳島赤十字病院	徳島赤十字病院長	
10	長安ロダム	四国地方整備局那賀川河川事務所 事業計画課長	
	( 眉山移動系)		
1	防災徳島 230, 300, 302~309	南海地震防災課長	
2	防災徳島 301	南部総合県民局津波減災部長	
	( 全県移動系)		
1	防災徳島 1~8, 10~24, 30~39, 81, 96, 202~208, 210	南海地震防災課長	
2	防災徳島 3	環境管理課長	
3	防災徳島 4	環境整備課長	
4	防災徳島 5	農林水産政策課長	
5	防災徳島 6	交通戦略課長	
6	防災徳島 7,8	河川振興課長	
7	防災徳島 43	西部総合県民局農林水産部長	
8	防災徳島 40~42, 44~46, 49, 153, 154	西部総合県民局県土整備部長	
9	防災徳島 47, 48	西部総合県民局保健福祉環境部長	三好保健所
10	防災徳島 50, 54	西部総合県民局農林水産部長	
11	防災徳島 51~53, 55~59, 156, 157	西部総合県民局県土整備部長	
12	防災徳島 60, 61, 65, 66, 69, 155	東部県土整備局<吉野川>副局長	
13	防災徳島 63, 64	東部県土整備局<吉野川> 宮川内ダム管理担当	
14	防災徳島 62	東部農林水産局<吉野川>副局長	
15	防災徳島 67, 68	東部保健福祉局副局長、 吉野川保健所長	
16	防災徳島 70~75	東部県土整備局< 鳴門 > 副局長	
17	防災徳島 77, 78	西部総合県民局保健福祉環境部長	美馬保健所
18	防災徳島 80, 82, 83	東部農林水産局長	
19	防災徳島 84	建設管理課長	

## 石井町[資料編]

	局 名	使 用 管 理 者	備 考
20	防災徳島 85～90, 98, 99	東部県土整備局長	
21	防災徳島 91, 97, 200	東部県土整備局< 徳島 > 港湾管理担当	
22	防災徳島 92, 93	東部保健福祉局副局長 兼徳島保健所長	
23	防災徳島 94, 95	東部保健福祉局長	
24	防災徳島 100, 101, 106～108, 110, 111, 114	南部総合県民局県土整備部長	県土整備 阿南
25	防災徳島 102, 103	南部総合県民局農林水産部長	農林水産 阿南
26	防災徳島 104, 112, 113	南部総合県民局農林水産部長	農林水産 那賀林務
27	防災徳島 105, 115	四国地方整備局那賀川河川事務所 事業計画課長	
28	防災徳島 116	発電総合管理事務所長	
29	防災徳島 117, 118	南部総合県民局保健福祉環境部長	阿南保健所
30	防災徳島 120～126	南部総合県民局 県土整備部長	県土整備 那賀
31	防災徳島 130～133, 135～139	南部総合県民局 県土整備部長	県土整備 美波
32	防災徳島 134	南部総合県民局農林水産部長	
33	防災徳島 150～152	東部県土整備局< 徳島 > 正木ダム管理担当	
34	防災徳島 139, 201, 605, 606	南部総合県民局津波減災部長	企画振興 美波
35	防災徳島 700	日本赤十字社徳島県支部徳 島赤十字病院長	
36	防災徳島 202, 203, 205～208	水産課長	
37	防災徳島 211.212	海上自衛隊徳島教育航空群運用幕僚	
38	防災徳島 213, 214	海上自衛隊第24航空隊運用幕僚	
39	防災徳島 605, 606	南部総合県民局津波減災部長	
40	防災徳島 607, 608	西部総合県民局企画振興部長	
	( 消防移動局 )		
1	防災徳島県 232, 400～410, 600～ 604, 609～654	南海地震防災課長	
2	防災徳島県 403	日本赤十字社徳島県支部徳 島赤十字病院長	
3	防災徳島県 400, 401	南部総合県民局津波減災部長	

	局 名	使 用 管 理 者	備 考
	( 防 災 相 互 系 )		
1	防 災 徳 島 県 231, 500～ 519	南 海 地 震 防 災 課 長	
2	防 災 徳 島 県 501	南 部 総 合 県 民 局 津 波 減 災 部 長	
	( 多 重 系 )		
1	防 災 徳 島 県 1000, 1001, 1002	南 海 地 震 防 災 課 長	

## (消防防災ヘリコプター関係)

	局 名	使 用 管 理 者	備 考
1	航空隊徳島 航空隊徳島・FLIGHT・SERVICE	南海地震防災課長	航空局
2	航空隊徳島移動70 航空隊徳島・FLIGHT・SERVICE 70	南海地震防災課長	航空局
3	航空隊徳島移動71 航空隊徳島・FLIGHT・SERVICE 71	南海地震防災課長	航空局
4	航空隊徳島移動72 航空隊徳島・FLIGHT・SERVICE 72	南海地震防災課長	航空局
5	JA109R	南海地震防災課長	航空機局
6	消防徳島航空隊	南海地震防災課長	基地局
7	消防徳島航空隊	南海地震防災課長	携帯基地局
8	防災徳島ヘリ1	南海地震防災課長	携帯局
9	消防徳島ヘリ1	南海地震防災課長	携帯局
10	防災徳島ヘリテレ	南海地震防災課長	携帯局
11	消防徳島航空隊 10～11	南海地震防災課長	陸上移動局、携帯局
12	消防徳島航空隊 1～3	南海地震防災課長	陸上移動局
13	消防徳島航空隊 10,11,13～17	南海地震防災課長	陸上移動局
14	防災徳島航空隊 1～4	南海地震防災課長	陸上移動局
15	防災徳島航空隊 400～401	南海地震防災課長	陸上移動局
16	防災徳島航空隊 410,411,413～417	南海地震防災課長	陸上移動局
17	防災徳島県 520～521	南海地震防災課長	陸上移動局
18	LASCOM 徳島県 徳島スーパーバード可搬地球 V50～V53	南海地震防災課長	可搬型地球局

## (防災センター)

	局 名	使 用 管 理 者	備 考
1	防災センター徳島	南海地震防災課長	固定局
2	LASCOM 徳島県 徳島スーパーバード地球 2	南海地震防災課長	固定型地球局

## 無線局局名簿

## (1) 消防関係

所在地	免許人	無線局名	出力	電波の型式及び周波数	異動曲数
徳島市 新蔵町	徳島市	徳島消防基地局	10	F2D 152.03 MHz 151.71 150.29 F3E 148.03 148.75 150.73 152.77 154.15	73 携帯用 88
徳島市 庄町	徳島市	徳島西消防基地局	10	F2D 150.29 MHz 151.71 152.03 F3D 148.03 148.75 150.73 152.77 154.15	
鳴門市 撫養町	鳴門市	鳴門消防基地局	10	F3E 150.33 MHz 152.77 150.73 153.55	17 携帯用 52
鳴門市 大麻町	鳴門市	鳴門大麻消防基地局	10	F3E 150.33 MHz 152.77 153.55	2 携帯用 4
鳴門市 瀬戸町	鳴門市	鳴門消防瀬戸基地局	5	F3E 148.75 MHz 150.33 150.73 152.77 153.55 154.15	
小松島市 横須町	小松島市	小松島消防基地局	10	F3E 151.23 MHz 152.77 153.87 148.75 150.73 154.15	12 携帯用 22
阿南市 辰己町	阿南市 消防本部	阿南消防基地局	10	F3E 152.01 MHz 152.77 146.78 148.75 150.73 154.15	19 携帯用 24
阿南市 橘町	阿南市 消防本部	阿南消防橘基地局	10	F3E 152.01 MHz 152.77 146.78	
名西郡 石井町	名西 消防組合	名西消防基地局	10	F3E 148.75 MHz 150.73 152.77 153.85 154.15	9 携帯用 15
名西郡 神山町	名西 消防組合	名西消防神山基地局	25	F3E 148.75 MHz 150.73 152.77 153.85 154.15	13 携帯用 16

## 石井町[資料編]

所在地	免許人	無線局名	出力	電波の型式及び周波数	異動曲数
那賀郡 那賀町	海部 消防組合	海部消防 丹生谷基地局	10	F3E 150.73 MHz 151.75 152.77	4 携帯用10
海部郡 美波町	海部 消防組合	海部消防 日和佐基地局	10	F3E 150.73 MHz 151.75 152.77	5 携帯用7
		海部消防 由岐基地局	10		
海部郡 牟岐町	海部 消防組合	海部消防基地局	10	F3E 150.73 MHz 151.75 152.77	6 携帯用9
海部郡 海陽町	海部 消防組合	海部消防 海南基地局	10	F2D 146.88 MHz 151.57 F3E 152.77 MHz 148.75 150.73 154.15	11 携帯用12
			5	F2D 153.59 MHz	
板野郡 藍住町	板野東部 消防組合	板野東部消防 藍住基地局	10	F3E 151.57 MHz 152.77	6 携帯用8
			5	F3E 153.59	
板野郡 板野町	板野西部 消防組合	板野西部消防基地局	10	F3E 152.09 MHz 152.77 150.73	10 携帯用21
阿波市 土成町	徳島県中 央広域連 合	中央消防中基地局	10	F3 152.07 MHz 153.51 152.77 150.73 148.75 154.15	6 携帯用6
吉野川市 鴨島町	徳島県中 央広域連 合	中央消防東基地局	10	F3 152.07 MHz 153.51 152.77 150.73 148.75 154.15	9 携帯用15
吉野川市 山川町	徳島県中 央広域連 合	中央消防西基地局	10	F3 152.07 MHz 153.51 152.77 150.73 148.75 154.15	4 携帯用5
美馬市 脇町	美馬市 消防本部	美馬東部消防基地局	10	F3 150.73 MHz 151.69 152.77	12 携帯用13
美馬市 穴吹町	美馬市 消防本部	美馬東部消防中野固 定局	10	F3 151.69 MHz 152.77	
美馬市 木屋平	美馬市 消防組合	美馬市消防木屋平 基地局	10	F3 151.69 MHz 152.77	2 携帯用8
美馬市 美馬町	美馬西部 消防組合	美馬西部消防基地局	10	F3 152.01 MHz 152.77 150.73 146.76 142.76	10 携帯用11
美馬郡つ るぎ町一字	美馬西部 消防組合	美馬西部消防一字基 地局	10	F3 152.01 MHz 152.77	3 携帯用4
三好郡 東みよし町	みよし広 域連合	三好消防基地局	10	F3 149.73 MHz F3 150.73 MHz F3 152.77 MHz	10 携帯用15

## 石井町[資料編]

所在地	免許人	無線局名	出力	電波の型式及び周波数	異動曲数
三好市 池田町	みよし広 域連合	三好消防池田基地局	10	F3 149.73 MHz F3 150.73 MHz F3 152.77 MHz	4 携帯用9
三好市 東祖谷	みよし広 域連合	三好消防祖谷基地局	10	F3 149.73 MHz F3 150.73 MHz F3 152.77 MHz	3 携帯用4

## (2) 警察関係

所在地	免許人	無線局名	備考
徳島市万代町	警察庁長官	徳島本部固定局	超短波
徳島市中洲町	警察庁長官	東固定局	超短波
徳島市庄町	警察庁長官	徳島西固定局	超短波
板野郡北島町	警察庁長官	北固定局	超短波
鳴門市大津町	警察庁長官	鳴門固定局	超短波
小松島市日開野町	警察庁長官	小松島固定局	超短波
阿南市富岡町	警察庁長官	阿南固定局	超短波
那賀郡那賀町	警察庁長官	那賀固定局	超短波
海部郡牟岐町	警察庁長官	牟岐固定局	超短波
板野郡板野町	警察庁長官	板野固定局	超短波
名西郡石井町	警察庁長官	石井固定局	超短波
吉野川市川島町	警察庁長官	吉野川固定局	超短波
阿波市香美原田	警察庁長官	阿波固定局	超短波
美馬市脇町	警察庁長官	美馬固定局	超短波
美馬郡つるぎ町	警察庁長官	つるぎ固定局	超短波
三好市池田町	警察庁長官	三好固定局	超短波
徳島市応神町	警察庁長官	高速徳島固定局	超短波
美馬郡脇町	警察庁長官	高速脇町固定局	超短波
三好市井川町	警察庁長官	高速池田固定局	超短波
鳴門市鳴門町	警察庁長官	高速鳴門固定局	超短波
鳴門市北灘町	警察庁長官	鳴門検問固定局	超短波
徳島市大原町	警察庁長官	本部免許固定局	超短波
徳島市西新浜町	警察庁長官	本部交機固定局	超短波
徳島市論田町	警察庁長官	徳島機動隊固定局	超短波
徳島市寺島本町	警察庁長官	鉄警徳島固定局	超短波
板野郡松茂町	警察庁長官	徳島航空隊固定局	超短波
徳島市万代町	警察庁長官	とくけい 97 陸上移動局	防災相互波を保有(F3E 158.35MHz)
徳島市万代町	警察庁長官	とくけい 98 陸上移動局	防災相互波を保有(F3E 158.35MHz)
徳島市万代町	警察庁長官	とくけい 99 陸上移動局	防災相互波を保有(F3E 158.35MHz)

## (3) 国土交通省関係

所在地	免許人	無線局名	電力	電波の型式及び周波数	備考
美馬市美馬町	国土交通省	建設美馬固定局	0.1W	13M5 G7W 6600 MHz	対馬場
美馬市美馬町	国土交通省	建設美馬固定局	0.0002W	13M5 G7W 12.21 GHz	対貞光
美馬市美馬町	国土交通省	建設美馬基地局	10W	F3E 153.17 MHz 153.19 153.21 158.35	
吉野川市鴨島町	国土交通省	建設鴨島固定局	0.063W	13M5 G7W 12.21 GHz	対上板
吉野川市鴨島町	国土交通省	建設鴨島固定局	0.2W	9M00 G7W 6575 MHz	対竜王
板野郡藍住町	国土交通省	建設藍住固定局	0.1W	9M50 G7W 17.835GHz	対徳島
板野郡松茂町	国土交通省	建設松茂固定局	0.1W	9M50 G7W 17.825GHz	対徳島
海部郡美波町	国土交通省	建設明神固定局	0.32W	13M5 G7W 6800 MHz	対天ヶ津
海部郡美波町	国土交通省	建設明神固定局	1W	9M00 G7W 6760 MHz	対日和佐
海部郡美波町	国土交通省	建設明神固定局	0.8W	9M00 D7W 6735 MHz	対長安
海部郡美波町	国土交通省	建設明神基地局	10W	F3E 153.17 MHz 153.19 153.21 158.35	
美馬市美馬町	国土交通省	建設竜王固定局	0.63W	19M0 D7W 6800 MHz	対徳島
美馬市美馬町	国土交通省	建設竜王固定局	0.8W	19M0 D7W 6840 MHz	対新高松
美馬市美馬町	国土交通省	建設竜王固定局	0.4W	9M50 D7W 6815 MHz	対梶ヶ森
美馬市美馬町	国土交通省	建設竜王固定局	0.05W	9M00 G7W 6755 MHz	対丸亀
美馬市美馬町	国土交通省	建設竜王固定局	0.003W	9M7 G7W 6735 MHz	対鬼無
美馬市美馬町	国土交通省	建設竜王固定局	0.2W	9M00 G7W 6735 MHz	対鴨島
美馬市美馬町	国土交通省	建設竜王固定局	0.003W	9M00 G7W 6735 MHz	対貞光
徳島市上吉野町	国土交通省	建設徳島第2固定局	0.5W	F3E 59.42 MHz	対鳴門
徳島市上吉野町	国土交通省	建設徳島基地局	10W	F3E 153.17 MHz 153.19 153.21 158.35	

## 石井町[資料編]

所在地	免許人	無線局名	電力	電波の型式及び周波数	備考
徳島市上吉野町	国土交通省	建設徳島固定局	0.4W	19M0 D7W 6840 MHz	対淡路
徳島市上吉野町	国土交通省	建設徳島固定局	0.004W	9M00 G7W 6755 MHz	対上板
徳島市上吉野町	国土交通省	建設徳島固定局	0.1W	9M50 G7W 18.585GHz	対藍住
徳島市上吉野町	国土交通省	建設徳島固定局	0.63W	19M0 D7W 6640 MHz	対竜王
徳島市上吉野町	国土交通省	建設徳島固定局	0.1W	9M50 G7W 18.575GHz	対松茂
徳島市上吉野町	国土交通省	建設徳島固定局	0.0013W	9M00 G7W 6735 MHz	対徳島県
徳島市上吉野町	国土交通省	建設徳島固定局	0.04W	9M50 D7W 6775 MHz	対天ヶ津
徳島市上吉野町	国土交通省	建設徳島固定局	0.0025W	9M00 G7W 12.325GHz	対川内
阿南市領家町	国土交通省	建設那賀川固定局	0.25W	9M00 G7W 6735 MHz	対天ヶ津
阿南市領家町	国土交通省	建設那賀川固定局	10W	F3E 153.17 MHz 153.19 153.21	
美馬郡つるぎ町	国土交通省	建設貞光固定局	0.0002W	13M5 G7W 12.33 GHz	対美馬
美馬郡つるぎ町	国土交通省	建設貞光固定局	0.003W	9M00 G7W 6575 MHz	対竜王
三好市池田町	国土交通省	建設池田国道固定局	0.005W	9M50 G7W 17.825GHz	対池田
三好市池田町	国土交通省	建設池田国道固定局	0.0025W	9M00 G7W 12.205GHz	対馬場
三好市池田町	国土交通省	建設馬場固定局	0.0025W	9M00 G7W 12.325GHz	対池田 国道
三好市池田町	国土交通省	建設馬場固定局	0.1W	9M50 G7W 18.575GHz	対国政
三好市池田町	国土交通省	建設馬場固定局	0.1W	13M5 G7W 6760 MHz	対美馬
三好市池田町	国土交通省	建設馬場基地局	10W	F3E 153.17 MHz 153.19 153.21 158.35	
三好市山城町	国土交通省	建設国政固定局	0.1W	9M50 G7W 17.825GHz	対馬場
三好市山城町	国土交通省	建設国政固定局	0.1W	9M50 G7W 17.825GHz	対下名

## 石井町[資料編]

所在地	免許人	無線局名	電力	電波の型式及び周波数	備考
三好市山城町	国土交通省	建設下名固定局	0.1W	9M50 G7W 18.575GHz	対国政
三好市山城町	国土交通省	建設下名基地局	10W	F3E 153.17 MHz 153.19 153.21 158.35	
板野郡上板町	国土交通省	建設上板固定局	0.004W	9M00 G7W 6595 MHz	対徳島
板野郡上板町	国土交通省	建設上板固定局	0.063W	13M5 G7W 12.33 GHz	対鴨島
鳴門市大麻町	国土交通省	建設天ヶ津固定局	0.04W	9M50 D7W 6615 MHz	対徳島
鳴門市大麻町	国土交通省	建設天ヶ津固定局	0.32W	13M5 G7W 6640 MHz	対明神
鳴門市大麻町	国土交通省	建設天ヶ津固定局	0.4W	13M5 G7W 6660 MHz	対高城山
鳴門市大麻町	国土交通省	建設天ヶ津固定局	0.25W	9M00 G7W 6575 MHz	対那賀川
海部郡美波町	国土交通省	建設日和佐固定局	1W	9M00 G7W 6600 MHz	対明神
海部郡美波町	国土交通省	建設日和佐第2固定局	5W	F3E 63.41MHz	対那佐第2
海部郡海陽町	国土交通省	建設那佐固定局	0.1W	9M50 G7W 17.835GHz	対内妻
海部郡海陽町	国土交通省	建設那佐第2固定局	5W	F3E 63.41 MHz	対日和佐第2
海部郡海陽町	国土交通省	建設那佐基地局	10W	F3E 153.17 MHz 153.19 153.21 158.35	
鳴門市瀬戸町	国土交通省	建設鳴門固定局	0.5W	F3E 59.42 MHz	対徳島第2
鳴門市瀬戸町	国土交通省	建設鳴門基地局	10W	F3E 153.17 MHz 153.19 153.21 158.35	
三好市池田町	国土交通省	建設池田固定局	0.13W	9M50 D7W 6585 MHz	対雲辺寺
三好市池田町	国土交通省	建設池田固定局	0.03W	9M50 D7W 12325 MHz	対吉野川
三好市池田町	国土交通省	建設池田固定局	0.005W	9M50 G7W 18575 MHz	対池田国道
三好市井川町	国土交通省	建設吉野川固定局	0.03W	9M50 D7W 12205 MHz	対池田
三好市井川町	国土交通省	建設吉野川固定局	2W	13M5 G7W 6600 MHz	対高城山

## 石井町[資料編]

所在地	免許人	無線局名	電力	電波の型式及び周波数	備考
三好市井川町	国土交通省	建設吉野川固定局	0.8W	9M00 D7W 6795 MHz	対梶ヶ森
那賀郡那賀町	国土交通省	建設高城山固定局	0.4W	13M5 G7W 6820 MHz	対天ヶ津
那賀郡那賀町	国土交通省	建設高城山固定局	2W	13M5 G7W 6760 MHz	対吉野川
那賀郡那賀町	国土交通省	建設長安口固定局	0.8W	9M00 D7W 6575 MHz	対明神

## (4)西日本電信電話株式会社関係

## 孤立防止用超小型衛星通信装置設置場所

設置場所	呼出番号	備考
伊島漁協	042-521-4134	超小型衛星

## (5)報道関係

所在地	免許人	種別	電力	電波の型式及び周波数	備考
徳島市南前川町	日本放送協会	基地局	50 20	F3E 153.33 MHz 459.575	
徳島市中徳島町	四国放送(株)	基地局	10 50	F3E 459.975 MHz 150.21	
徳島市中徳島町	(社)徳島新聞社	基地局	10 25	F3E 364.95 MHz 150.13	
徳島市中洲町	(株)読売新聞社	基地局	25	F3E 153.41 MHz	
徳島市八百屋町	(株)朝日新聞社	基地局	25	F3E 153.89 MHz	

## (6) 海岸局関係

所在地	免許人	無線局名	電力	電波の型式及び周波数	備考
海部郡 牟岐町	徳島県	牟岐海岸局	50 200	J3E 1778.5 2182 2394.5 2582 3340 KHz J3E 4360 4393 8719 8743 13107 13146 17311 17320 22741 22795 KHz	
海部郡 牟岐町	徳島県無 線漁業協 同組合	牟岐海岸局	50 200 1 25 6	J3E 1778.5 2182 2582 3340 KHz J3E 4360 4393 8719 8743 13107 13146 17311 17320 22741 22795 KHz A3E 27524 27836 26776 26840 26872 26888 26896 26928 26944 27548 27556 27628 27644 27652 27660 27676 27724 27740 27748 27764 27780 27852 27884 27892 27908 27916 27932 27940 27956 27964 27980 27988 KHz J3E 27338.5 KHz H3E 27524 KHz	
海部郡 海陽町 穴喰浦	徳島県無 線漁業協 同組合	穴喰海岸局	1	A3E 27524 27884 KHz	
海部郡 海陽町 鞆浦	徳島県無 線漁業協 同組合	鞆浦海岸局	1 1	A3E 27524 27884 27956 KHz A3E 27524 27884 27956 KHz	山頂局
海部郡 海陽町 浅川	徳島県無 線漁業協 同組合	浅川海岸局	1	A3E 27524 27884 KHz	
海部郡 美波町 日和佐 浦	日和佐町 漁業協 同組合	日和佐海岸 局	1	A3E 27524 27740 27908 KHz	
海部郡 美波町 木岐	徳島県無 線漁業協 同組合	木岐海岸局	1	A3E 27524 27644 KHz	
海部郡 美波町 港町	徳島県無 線漁業協 同組合	由岐海岸局	1	A3E 27524 27980 KHz	
海部郡 美波町 阿部	徳島県無 線漁業協 同組合	阿部海岸局	1	A3E 27524 27644 KHz	
阿南市 椿町	徳島県無 線漁業協 同組合	阿南海岸局	1	A3E 27524 27908 KHz	

## 石井町[資料編]

所在地	免許人	無線局名	電力	電波の型式及び周波数	備考
阿南市 椿泊町	徳島県無線漁業協同組合	椿泊海岸局	1	A3E 27524 27852 KHz	
阿南市 伊島町	徳島県無線漁業協同組合	伊島海岸局	1	A3E 27524 26928 KHz	
阿南市 橘町	徳島県無線漁業協同組合	橘海岸局	1	A3E 27524 26776 27748 KHz	
阿南市 中林町	徳島県無線漁業協同組合	中林海岸局	1	A3E 27524 27748 KHz	
小松島市 和田島町	徳島県無線漁業協同組合	和田島海岸局	1	A3E 27524 27836 27956 KHz	
小松島市 南小松島	徳島県無線漁業協同組合	小松島海岸局	1	A3E 27524 27884 KHz	
徳島市 津田町	徳島県無線漁業協同組合	徳島市海岸局	1	A3E 27524 27980 KHz	
鳴門市 瀬戸町	徳島県無線漁業協同組合	北泊海岸局	1	A3E 27524 27644 KHz	
鳴門市 北灘町	徳島県無線漁業協同組合	北灘海岸局	1	A3E 27524 27884 KHz	

(7) アマチュア無線関係

(一般社団法人) 日本アマチュア無線連盟

徳島県支部事務局  
〒779-0104  
徳島県板野郡板野町吹田字町東 51

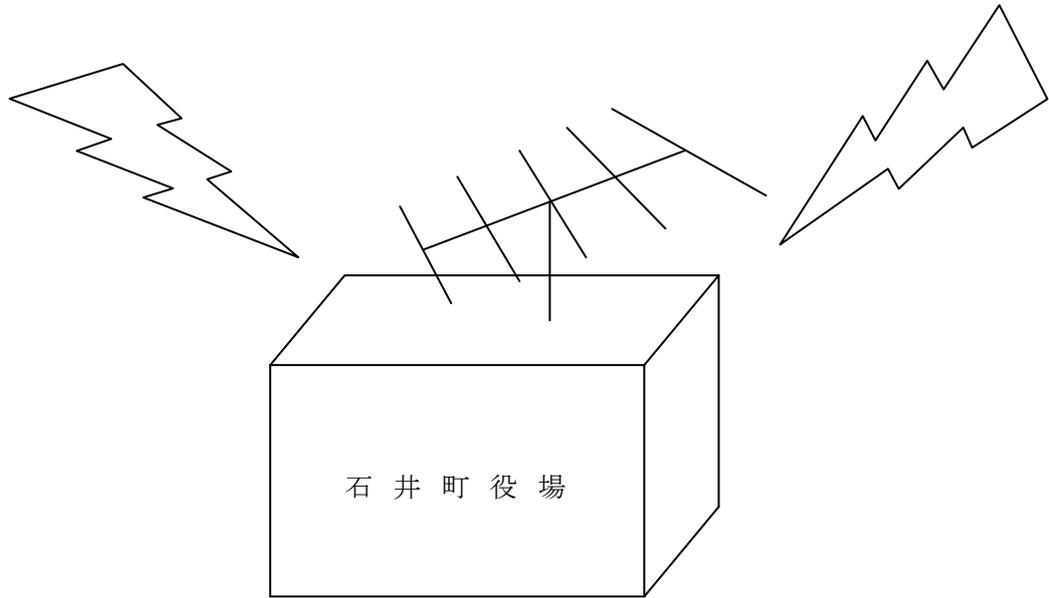
徳島県支部長 吉田 稔(ヨシダ ミノル)  
E-mail ja5nc@jarl.com  
電話 088-672-5659  
携帯 090-4978-7658

防災担当  
〒770-0874  
徳島県徳島市南沖洲2丁目7の1  
滝口 豊(タキグチ ユタカ)  
E-mail ja5enn@jarl.com  
電話 088-664-0634  
携帯 090-9559-5937

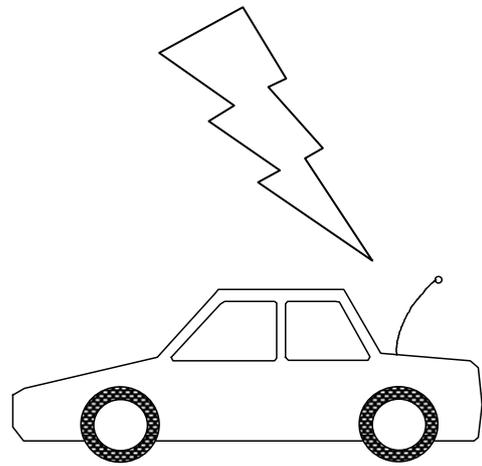
徳島県内アマチュア無線局数

市	局数	町	局数	町、村	局数
徳島市	929	勝浦町	58	松茂町	57
鳴門市	249	上勝町	30	北島町	83
小松島市	346	石井町	98	藍住町	119
阿南市	487	神山町	24	板野町	79
吉野川市	186	那賀町	213	上板町	53
阿波市	241	牟岐町	35	つるぎ町	80
美馬市	216	美波町	41	東みよし町	82
三好市	248	海陽町	129	佐那河内村	24

#### 4 石井町移動系防災無線回線系統図



携 帯（5台）



車 載（7台）



## 4 災害危険地域等に関する 資料



# 1 地すべり危険箇所一覧表

(平成 24 年 3 月 1 日現在)

整理 番号	箇所名	河川名			位置			面積 (ha)	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区 域名※
		水系名	幹川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字		警戒区域		特別警戒区域		
									指定年月日	番号	指定年月日	番号	
97	石井上浦	吉野川	飯尾川	曲突谷	石井町		上浦	25.50					

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

## 2 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

## 定義

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 傾斜角度 30° 以上、かつ、高さ 5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が 5 戸以上(5 戸未満でも官公署、学校、病院、社会福祉施設等の避難行動要支援者(災害時要援護者)災害弱者施設等がある場合を含む)ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 傾斜角度 30° 以上、かつ、高さ 5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が 1~4 戸ある箇所

## 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

(平成 24 年 3 月 1 日現在)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※
							警戒区域		特別警戒区域		
			市町村	旧市町村	町・字	小字	指定年月日	番号	指定年月日	番号	
I-770	自然斜面	北尼寺	石井町		石井	尼寺	H22.03.19	139	H22.03.19	140	北尼寺(1)
I-771	自然斜面	東尼寺	石井町		石井	尼寺	H22.03.19	139	H22.03.19	140	東尼寺(1)
I-772	自然斜面	南尼寺	石井町		石井	尼寺	H22.03.19	139	H22.03.19	140	南尼寺(1)
I-773	自然斜面	尼寺(1)	石井町		石井	尼寺	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
I-774	自然斜面	内谷(1)	石井町		石井	内谷	—	—	—	—	
I-775	自然斜面	内谷(2)	石井町		石井	内谷	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
I-776	自然斜面	内谷(3)	石井町		石井	内谷	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
I-777	自然斜面	内谷(4)	石井町		石井	内谷	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
I-778	自然斜面	白鳥(1)	石井町		石井	白鳥	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
I-779	自然斜面	白鳥(2)	石井町		石井	白鳥	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
I-780	自然斜面	白鳥(3)	石井町		石井	白鳥	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
I-781	自然斜面	(石井)利包	石井町		石井	石井	H21.05.20	310	H21.5.20	311	利包
I-782	自然斜面	山路	石井町		石井	石井	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
I-783	自然斜面	石井(1)	石井町		石井	石井	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
I-784	自然斜面	石井(2)	石井町		石井	石井	H22.10.06	584	H22.10.06	585	
I-785	自然斜面	石井(3)	石井町		石井	石井	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
I-786	自然斜面	城ノ内(1)	石井町		石井	城ノ内	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-787	自然斜面	下浦(1)	石井町		浦庄	下浦	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-788	自然斜面	下浦(2)	石井町		浦庄	下浦	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-2028	人口斜面	石井(4)	石井町		石井	石井	H22.10.06	584	H22.10.06	585	

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

## 石井町 [資料編]

## 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

(平成 24 年 3 月 1 日現在)

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名※
							警戒区域		特別警戒区域		
			市町村	旧市町村	町・字	小字	指定年月日	番号	指定年月日	番号	
Ⅱ-3734	自然 斜面	尼寺 (2)	石井町		石井	尼寺	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
Ⅱ-3735	自然 斜面	尼寺 (3)	石井町		石井	尼寺	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
Ⅱ-3736	自然 斜面	尼寺 (4)	石井町		石井	尼寺	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
Ⅱ-3737	自然 斜面	石井 (5)	石井町		石井	石井	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
Ⅱ-3738	自然 斜面	石井 (6)	石井町		石井	石井	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
Ⅱ-3739	自然 斜面	石井 (7)	石井町		石井	石井	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
Ⅱ-3740	自然 斜面	城ノ内 (2)	石井町		石井	石井	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
Ⅱ-3741	自然 斜面	下浦 (3)	石井町		浦庄	下浦	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
Ⅱ-3742	自然 斜面	下浦 (4)	石井町		浦庄	下浦	—	—	—	—	
Ⅱ-3743	自然 斜面	上浦 (1)	石井町		浦庄	上浦	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
Ⅱ-7751	人口 斜面	石井 (8)	石井町		石井	石井	H21.05.20	310	H21.05.20	311	

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

### 3 急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等

市町村地域防災計画においては、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため応急措置の内容および実施すべき時期等について定めるものとし、必要に応じて県は市町村を支援する。

ア 実施すべき時期は、降雨量によることとするほか（下表の警戒態勢をとる場合の基準雨量例を参考にして、地域の特性を加味してあらかじめ別に定めておくものとする。）

危険区域内の状況等に異常が生じた場合において市町村長が必要と認めたときとする。

イ 第1警戒態勢においては、危険区域内の警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。

ウ 第2警戒態勢においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報する。ほか、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の処置を実施するものとする。

警戒体制をとる場合の基準雨量例

	前日までの連続雨量が100mm以上であった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越えたとき	当日の日雨量が80mmを越えたとき	当日の日雨量が100mmを越えたとき
第2警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

ただし、降雪、融雪時ならびに地震、地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

## 4 土石流危険渓流一覧表

## 定義

土石流危険渓流Ⅰ 土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家、または、人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等に被害を生ずるおそれがある渓流

土石流危険渓流Ⅱ 土石流発生の危険性があり、1戸以上5戸未満の人家に被害を生ずるおそれがある渓流

## 土石流危険渓流Ⅰ

(平成24年3月1日現在)

渓流番号	渓流名			所在地			渓流概要		土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名 ※
	水系名	河川名	渓流名	現 市町村名	旧 市町村名	町・字	渓流長 km	流域面 積 k m <sup>2</sup>	警戒区域		特別警戒区域		
									指定 年月日	番 号	指定 年月日	番 号	
341-I-001	吉野川	渡内川	米山谷川	石井町		下浦	0.30	0.08	H23.03.24	168	—	—	
341-I-002	吉野川	渡内川	中米山谷川	石井町		下浦	0.34	0.04	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
341-I-003	吉野川	渡内川	米山谷川	石井町		下浦	0.34	0.09	H23.03.24	168	H23.03.24	170	東米山谷
341-I-004	吉野川	渡内川	(童額寺谷)	石井町		城ノ内	0.33	0.05	H23.03.24	168	H23.03.24	170	童学寺谷
341-I-005	吉野川	飯尾川	清成谷川	石井町		山路	0.32	0.06	H22.10.06	584	H22.10.06	585	
341-I-006	吉野川	飯尾川	清水越谷川	石井町		山路	0.28	0.04	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
341-I-007	吉野川	飯尾川	蟹谷川	石井町		山路	0.12	0.03	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
341-I-008	吉野川	渡内川	(カンヤケ南谷)	石井町		山路	0.35	0.07	H21.05.20	310	H21.05.20	311	農大南谷
341-I-009	吉野川	渡内川	カンヤケ谷川	石井町		利包	0.15	0.02	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
341-I-010	吉野川	渡内川	神宅谷川	石井町		利包	0.15	0.02	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
341-I-011	吉野川	渡内川	尼寺谷川	石井町		鳥坂	0.23	0.11	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
341-I-012	吉野川	渡内川	内谷川	石井町		鳥坂	0.25	0.06	H22.03.19	139	H22.03.19	140	

石井町 [資料編]

土石流危険渓流Ⅱ

(平成 24 年 3 月 1 日現在)

渓流番号	渓流名			所在地				渓流概要		土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名 ※
	水系名	河川名	渓流名	現 市町村名	旧 市町村名	町・字		渓流長 km	流域面 積 k m <sup>2</sup>	警戒区域		特別警戒区域		
										指定 年月日	番 号	指定 年月日	番 号	
341-Ⅱ-001	吉野川	飯尾川	(上浦谷)	石井町			上浦	0.70	0.16	H23.03.24	168	H23.03.24	170	瑞泉寺谷
341-Ⅱ-002	吉野川	渡内川	(下浦谷)	石井町			下浦	0.35	0.09	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
341-Ⅱ-003	吉野川	渡内川	(東王子谷)	石井町			山路	0.27	0.05	H22.06.17	362	H23.03.24	170	
341-Ⅱ-004	吉野川	渡内川	白鳥谷川	石井町			白鳥	0.32	0.05	H22.03.19	139	H22.03.19	140	

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

## 5 土石流対策雨量基準

	警戒雨量	危険雨量
連続雨量	200mm 以上	300mm 以上
日雨量	150mm 以上	200mm 以上
6時間雨量	120mm 以上	180mm 以上
4時間雨量	100mm 以上	150mm 以上
2時間雨量	70mm 以上	100mm 以上
1時間雨量	50mm 以上	60mm 以上

## 6 山地に起因する災害危険箇所一覧表

山腹崩壊危険地区

(平成24年3月31日現在)

番号	山腹崩壊危険 地区箇所名	所在地			面積 (ha)
		都市	町村	字	
1	山路	名西郡	石井町	石井山路	4.00
2	山路西	名西郡	石井町	石井山路	2.00
3	堂学寺	名西郡	石井町	城ノ内	6.00
4	天堂	名西郡	石井町	山路	7.00
5	内谷	名西郡	石井町	内谷	10.00
6	城ノ内	名西郡	石井町	城ノ内	3.00
7	上浦	名西郡	石井町	上浦	1.00
8	尼寺	名西郡	石井町	尼寺	3.00
9	茶白山	名西郡	石井町	茶白山	4.00
	計9箇所				40.00

崩壊土砂流出危険地区

(平成24年3月31日現在)

番号	崩壊土砂流出危険 地区箇所名	所在地			面積 (ha)
		都市	町村	字	
1	上浦西	名西郡	石井町	上浦1068	0.30
2	上浦中	名西郡	石井町	下浦1399	0.45
3	上浦東	名西郡	石井町	下浦1386	0.45
4	下浦南	名西郡	石井町	下浦1496	0.60
5	下浦西	名西郡	石井町	下浦877-2	0.15
6	上浦中西	名西郡	石井町	上浦1005	0.45
	計6箇所				2.40

## 7 砂防指定地一覽表

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積 ha	備考
	現市町村名	旧市町村名							
1	石井町		吉野川	飯尾川	曲突谷	S42.03.31	1,181	58.3500	
2	石井町		吉野川	飯尾川	西山谷	S45.09.14	1,390	1.9500	
3	石井町		吉野川	渡内川	米山谷	S63.11.11	2,198	0.8800	
4	石井町		吉野川	渡内川	清成谷	H05.11.19	2,192	0.5400	

## 8 重要水防箇所評定基準 国土交通省

平成6年10月28日建設省河治発第79号建設省河川局治水課長通達  
最終改正：平成18年10月16日国河治第97号

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 ( 流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。		
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

石井町 [資料編]

平成 21 年 12 月 4 日付四国地方整備局河川管理課長事務連絡

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
流下能力不足			堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。
開口部			道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所では計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。

## 9 徳島県管理河川重要水防区域評価基準

平成17年2月7日河第878号河川課長通知  
最終改正：平成18年11月2日河第398号

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越えないが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位等が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
堤防断面	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所にあつて、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所にあつて、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、端幅に対して不足しているが、れている箇所。	
洪水痕跡	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあつては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあつては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床下浸水が発生した履歴がある箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの履歴はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	

石井町 [資料編]

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。		
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）を上まわるとは、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により河川管理施設等に損傷を及ぼし又は背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡	破堤跡で、河川改修工事が未施工の箇所。		新堤防で、築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸開			陸開が設置されている箇所。

## 10 重要水防区域一覧表

東部県土整備局（吉野川）管内

( )は重複距離・人数

付図番号	河川名 海岸名 湾岸別	左右岸	区分	担当水防管理団体の名称	重要水防区域					種別	対策 水防対策工法	関係区域			危険な場合の措置			備考
					場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)			地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容 能力 (人)	
16	吉野川	右	国	石井町	第十 藍畑 1箇所	694		694 (436)		第十 藍畑 東覚円 (一部)	月の輪工 捨てブロック	第十 藍畑 東覚円 (一部)	733	2,437	藍畑分団 67	藍畑小学校 藍畑分館 高川原小学校	500 70 500	
17	吉野川	右	国	石井町	藍畑	6		(6)		法崩れ 漏水	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工	—	—	—	藍畑分団 (67)	— —	— —	
59	飯尾川	左右	県	石井町	徳島市界 ～ 吉野川 市界	18,800	10,800 (1350)	8,000 (17450)		堤防高 洪水痕跡	積土のう工	石井・城ノ内 重松・下浦 上浦・諏訪 国実・大万 天神・南島 高川原 天神(一部)	5,827 (3927)	17,115 (11336)	石井分団 85 高川原分団 68 浦庄分団 68	石井小学校 石井中学校 浦庄小学校 高浦中学校 石井町中央公民館 石井分館 石井町地域防災交流センター 浦庄分館 浦庄町民体育館 名西高校 フジグラン石井	500 800 500 300 200 50 100 100 300 500 1,000	
60	渡内川	左右	県	石井町	飯尾川 合流点 ～ 上流端	10,800	1,700	9,100		堤防高	積土のう工	城ノ内 白鳥 市楽 桜間 下浦 加茂町 城ノ内	1,805 (1155)	5,350 (3376)	石井分団 (83) 高川原分団 (68) 浦庄分団 (68)	石井小学校 農業大学校 浦庄小学校 浦庄分館 高川原小学校 高川原町民体育館 高川原分館 社会福祉法人有誠福祉会	(500) 300 (500) (100) (500) 100 100 100	

石井町 [資料編]

付図番号	河川名 海岸名 湾岸別	左右岸	区分	担当水 防管理 団体の 名称	重要水防区域					対策	関係区域			危険な場合の措置			備考	
					場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		種別	水防対 策後方	地区名医	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)		避難場所
61	神宮 入江川	左 右	県	石井町	吉野川 合流点 ～ 上流端	10,800		10,800		堤防高	積土のう工	関 中須 平島 高畑	798	2,590	高原分団 48 藍畑分団 (68)	高原小学校 高原分館 藍畑小学校 藍畑分館	(500) (70) (500) (70)	
62	立石谷川	右	県	石井町	上浦	1,000	350	650		堤防高	積土のう工	上浦	(50)	(200)	浦庄分団 (68)	浦庄小学校	(500)	
63	立石谷川	左 右	県	石井町	飯尾川 合流点 ～ 浦庄字 下浦	1,700		1,700		洪水痕跡	積土のう工	上浦	(250)	(770)	浦庄分団 (68)	浦庄小学校 浦庄分館	(500) (100)	

## 1 1 溜池危険区域一覧表

地震時に緊急点検を行う「農業用ため池」の一覧表

震度5弱以上の場合緊急点検を実施

平成21年1月1日現在

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水量 (m <sup>3</sup> )	受益地 (ha)	管理者名	関係 市町村	所管 事務所	備考
1	曾我氏池	名西郡石井町 城ノ内	8.2	66.0	9,000	2	城ノ内溜池 養水組合	石井町	徳島	
2	童学寺下池	名西郡石井町 城ノ内	7.4	93.0	21,700	9	城ノ内溜池 養水組合	石井町	徳島	
3	高良池	名西郡石井町 石井字石井	6.7	78.0	3,000	0	高良池 養水組合	石井町	徳島	
4	東王子池	名西郡石井町 石井字石井	6.7	96.0	14,000	6	東王子溜池 養水組合	石井町	徳島	
5	原田池	名西郡石井町 石井字石井	5.9	122.0	10,000	0	原田溜池 組合	石井町	徳島	

## 1 2 保安林配備一覧表

民有保安林配備現況表

平成 24 年 3 月 31 日現在

県民局 事務所名	保安林 の 種類 市町村	水源涵養保安林		土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林		その他の 防災保安林		計	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
東部 (徳島)	石井町	1	20					1	20

国有（林野庁所轄）保安林配備現況表

平成 24 年 3 月 31 日現在

県民局 事務所名	保安林 の 種類 市町村	水源涵養保安林		土砂流出防備保安林		国有 (ha)	官有 (ha)	計 (ha)
		国有 (ha)	官有 (ha)	国有 (ha)	官有 (ha)			
東部 (徳島)	石井町					0	0	0



## 5 危険物等に関する資料



## 1 危険物取扱事業所一覧表

事業所名	所在地	施設等の区分
(有)石井石油	石井字石井 822-1	給油取扱所 移動タンク貯蔵所
(有)姫田石油 (高畑)	藍畑字高畑 635	給油取扱所 一般取扱所 屋外タンク貯蔵所 地下タンク貯蔵所
(有)姫田石油 (桜間)	高川原字桜間 226-3	給油取扱所
名西郡農業協同組合 給油所	高川原字天神 706-1	給油取扱所
(有)藍畑石油	藍畑字高畑 1044-1	給油取扱所
桑内石油	高川原字市楽 97-1	給油取扱所
出光リテール販売(株) 四国カンパニー石井SS	浦庄字下浦 114-1	給油取扱所
(有)柏木石油	石井字白鳥 306-1	給油取扱所 一般取扱所
富士石油	石井字石井 715-4	給油取扱所
(株)名神急送 (東覚円)	藍畑字東覚円 636-4	給油取扱所 (自家用)
(株)石井急行運送	高川原字高川原 1523-1	給油取扱所 (自家用)
(株)関西工建	藍畑字西覚円 944-1	給油取扱所 (自家用)
盛田株式会社 徳島工場	浦庄字国実 247-2	一般取扱所 屋外タンク貯蔵所
(株)日本ハムファクトリー 徳島工場	高川原字高川原 838-1	一般取扱所 屋外タンク貯蔵所
石井養鶏農協	石井字白鳥 310-1	屋外タンク貯蔵所
四国地方建設局 (各排水機場)	藍畑字西覚円、第十	地下タンク貯蔵所 屋外タンク貯蔵所
石井町役場清掃センター	石井字石井 3025-1	屋内タンク貯蔵所
徳島市水道局第十浄水場	藍畑字第十 262-4	地下タンク貯蔵所
有誠福社会 障害者支援施設 有誠園	石井字城ノ内 563	地下タンク貯蔵所
石井町中央公民館	石井字石井 480-1	地下タンク貯蔵所
県農林水産総合技術支援 センター	石井字石井 1660	屋内貯蔵所
久米プロパン店	石井字石井 455-4	プロパンガス販売

## 石井町 [資料編]

事業所名	所在地	施設等の区分
細井燃料店	石井字石井 409-7	プロパンガス販売
斉坂商店	石井字石井 452	プロパンガス販売
橋本商店	高川原字高川原 81-15	プロパンガス販売
日野燃料店	浦庄字上浦 146	プロパンガス販売
寒川商店	高原字中島 391-1	プロパンガス販売
(有)カトー金物総合センター	藍畑字高畑 497-2	プロパンガス販売
高力米穀店	藍畑字高畑 1382-2	プロパンガス販売
四国アセチレン工業(株)徳島工場	藍畑字西覚円 1100	一般高圧ガス製造販売
徳島市水道局第十浄水場	藍畑字第十 262-4	一般高圧ガス貯蔵
四国日本ハム(株)(処理部門)	高川原字高川原 838-1	一般高圧ガス貯蔵
日本ハム(株)徳島フード(販売部門)	高川原字高川原 838-1	一般高圧ガス貯蔵 冷凍高圧ガス製造
藤洋工機	藍畑字西覚円 547-3	一般高圧ガス販売
徳島石油(株)	高川原字加茂野 314-1	給油取扱所
リオ・イシイSS	石井町字城ノ内 152-1	給油取扱所
太陽石油販売(株)石井給油所	高川原字高川原2271-1	給油取扱所
マルナガ運輸(有)	高原字中須11-1	給油取扱所(自家用)
飯尾川公園石井ドーム	高川原字高川原2115-3	地下タンク貯蔵所
石井町クリーンセンター	高川原字高川原2158-2	地下タンク貯蔵所
石井町一般廃棄物最終処分場	浦庄字上浦841-1	地下タンク貯蔵所
(株)マリン大王石井工場	高原字平島678-1	一般取扱所 地下タンク貯蔵所 屋内貯蔵所 屋外タンク貯蔵所
フジグラン石井	高川原字天神544-1	地下タンク貯蔵所
石井自動車学校	石井字重松9	給油取扱所(自家用)

## 2 高圧ガス大量保有事業所一覧表

## 1 第一種製造業者

(1) 一般高圧ガス（不活性のみの販売事業は除く）

平成 25 年 2 月 1 日現在

区分	事業名	所在地	電話番号	摘要
製造	四国アセチレン工業 (株) 徳島工場	名西郡石井町藍畑字西覚円1100	徳島 674-1711	炭酸ガス、酸素、 アルゴン【休止中】 窒素【休止中】
	日本ハム(株)徳島工場	名西郡石井町高川原字高川原 838-1	徳島 674-4186	窒素
	(株)イシイフーズ 食品工場	名西郡石井町高川原字加茂野65	徳島 675-1136	炭酸ガス
貯蔵	徳島市第十浄水場	名西郡石井町藍畑	徳島 74-1334	液化塩素
	四国日本ハム(株)	名西郡石井町高川原字高川原 838-1	徳島 74-4186	液化炭酸ガス
特定高 圧ガス 消費者	徳島市第十浄水場	名西郡石井町藍畑字高畑	徳島 74-1334	液化塩素
販売 事業所	藤洋工機	名西郡石井町藍畑字西覚円 547-3	徳島 74-0412	酸素、アセチレン
	四国アセチレン工業 (株) 徳島工場	名西郡石井町藍畑字西覚円1100	徳島 674-1711	窒素、水素、ヘリウム アルゴン、酸素
高圧ガ ス運送	大柄運輸(有)	名西郡石井町藍畑字高畑	徳島 74-0618	アセチレンガス (バラ積み)

(2) 液化石油ガス

平成 25 年 2 月 1 日現在

事業所名	電話番号	所在地	貯槽	備考
四国アセチレン工業 (株) 徳島工場	徳島 674-1711	名西郡石井町藍畑字西覚円1100	30t×1 15t×1	充填所、 スタンド

## (3) 冷凍高圧ガス製造事業所（不活性ガスの事業所は除く）

平成 25 年 2 月 1 日現在

事業所名	所在地	冷凍能力 R T / D	電話番号	摘要
日本ハムファクトリー 株徳島工場	名西郡石井町高川原字高川原 838の1	59.3	徳島 674-4186	

## 2 第一種貯蔵所

平成 25 年 2 月 1 日現在

事業所名	所在地	電話番号	主な高圧ガス
四国アセチレン工業 株徳島工場	名西郡石井町藍畑字西覚円1100	徳島 674-1711	酸素、亜酸化窒素、 ヘリウム、フルオロカーボン他

## ※ 記載事項について

注1 「第一種製造者」、「第一種貯蔵所」、「特定高圧ガス消費者」の用語の定義は、高圧ガス保安法による。

注2 「一般」、「液石」及び「冷凍」は、それぞれ一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則及び冷凍保安規則の区分を表す。

注3 「一般ガス事業者」の用語の定義は、ガス事業法による。

注4 この一覧表は、県内の高圧ガス関係事業所のうち、処理能力又は貯蔵能力の大きいものを記載した。

## 3 石井町毒物・劇物取扱施設数

平成 25 年 2 月 1 日現在

市町村	業種	販 売 業			
		一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業	計
石井町		12	12	0	24

## 4 放射性同位元素保有事業所一覽表

平成 25 年 2 月 1 日現在

事業所名	所在地
徳島市水道局第十浄水場	名西郡石井町藍畑字第十262-4
徳島県農林水産総合 技術支援センター	名西郡石井町石井1660-1



## 6 防災資器材等に関する資料



1 水防倉庫設置および備蓄資材の状況

(1) 石井町備蓄資器材

水防 管理 団体名	設 置 場 所	河川名 海岸名 港湾名	照 明 器 具	器 具																											
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鋏	ジヨレン ハグチ	カケヤ ハンマー類	俵	かます	袋類	土のう	畳	むしろ・ビニ ールシート	縄・ロープ	竹	生木	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	蛇籠	置石	土砂	袋入土砂	
				個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	俵	俵	枚	枚	枚	束	本	本	本	本	枚	Kg	Kg	本	個	個	m <sup>3</sup>	袋		
石井町	西覚円 水防倉庫	〃		10		15	25			40	20		200	200	23		10			50	800										
〃	平島 水防倉庫	〃		30	18	15	52	27		55	15			3000																	
〃	高原東 水防倉庫	〃		19	7	15	30			47	15		300								685										
〃	第十水防 警鐘台	〃	1																												
〃	中須 水防倉庫	〃																													
〃	浦庄、上浦 消防詰所	立石谷川 瑞泉寺谷川					6			6				200																	
〃	高川原 役場倉庫	町内各河川					10							300							20									500	
小計	7		1	59	25	45	123	27		148	50		500	3,700	23		10			50	1,485	20								500	

石井町 [資料編]

(2) 資器材購入先および能力

購入及び調達先		購入可能品名及び数量					備考
組合又は商店名	電話番号	ビニール・アサ袋	縄	杭	釘・鉄線	その他	
J A石井町	(0886) 7 4 - 2 1 2 1	1,000	100			器具、必要量	
加統金物店	(0886) 7 4 - 0 8 2 9	200	20		30	〃 〃	
藍畑製材	(0886) 7 4 - 1 2 6 6			100		角材、必要量	

2 警察署別装備品現有状況

品目		所属																計
		本部	徳島東	徳島西	徳島北	鳴門	小松島	阿南	那賀	牟岐	板野	石井	吉野川	阿波	美馬	つるぎ	三好	
ヘリコプター		1																1
車 両	レスキュー車	2																2
	トイレカー	1																1
	オフロードバイク	7																7
	誘導標識車	1																1
	災害用資材運搬車	2																2
災害 緊急 用品	エアードtent (フレーム式含む)	2																1
	天幕	3		1				1	4	1			2					12
	発動機発電機	13	5	3	6	5	6	4	2	4	2	4	3	3	3	2	3	67
	投光器	23	3	1	1	7	1	2	1	1	2	1	1	1	2	1	1	49
救助 用品	ファイバー スコープ	1																1
	救命索登機機	5																5
	人命救急セット (レスキューロケット)	3																3
	空気呼吸器	13																13
	ゴージャック (ミニレッカー)	6	3	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	35
	エアージャッキ	3						1	1			1					1	7
	鳶口	102	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	252
救療 急用品	救急用人工蘇生機	2																2
	担架	5	2	1	1	3	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	25

石井町 [資料編]

品目		所属																計
		本部	徳島東	徳島西	徳島北	鳴門	小松島	阿南	那賀	牟岐	板野	石井	吉野川	阿波	美馬	つるぎ	三好	
破壊・切断用品	破壊用具 (フォース)	27																27
	破壊用具 (万能斧=弁慶)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15
	削岩機	7																7
	チェーンソー	5	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	22
	エンジンカッター	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20
	エアツール	2																2
	レスキューツール	2																2
	エアソー	3						1									1	5
	酸素ガス槍型 溶断機 (シャープランス)	1																1
水用 難品	救命ボート (使用可能分)	4	2	2	2	2	2	2	1	2	2	1	2	1	1	1	1	28
	船外機 (使用可能分)	10	2	1	2	2	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	31

## 3 林野火災用空中消火資器材等保有状況

## (1) 県保有分

資器材等の名称	数量	規格等
散布装置（水のう型）	14 基	中型ヘリ用 700リットル型
混 合 機	4 基	
組 立 水 槽	6 基	2,500リットル型
可 搬 式 消 防 ポ ン プ	4 台	B-3級
ホ ー ス	24 本	口径65mm 長さ20m
吸 管	6 本	口径75mm 長さ 8m
消火薬剤（20kg入）	100 缶	エフアールS
消火薬剤（20kg入）	100 缶	エフアールT
展着剤（20kg入）	50 袋	CMC
着色剤（20kg入）	4 缶	
バケツ	4 基	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7570型1基（大型ヘリ用） （保管場所：徳島県消防防災航空隊）</li> <li>・1590型3基 （うち2基は海上自衛隊徳島教育航空群に貸与中）</li> </ul>

保管場所：徳島市川内町鈴江南30-3番地先

徳島市鈴江水防倉庫（連絡先：徳島市消防局（0886-56-1190））

（消化薬剤は徳島市川内町加賀須野 463 大塚化学(株)徳島工場で保管）

連絡先：徳島県環境生活部消防防災安全課（0886-21-2281）

## (2) 名西消防組合保有分

資器材 団体名	ジットシューター	チェーンソー
名西消防組合	10	3

#### 4 給水容器の備蓄状況

平成 22 年度末現在

市町村名	給水タンク			携行容器		給水袋・ポリ袋		
	～0.9t	1.0～1.4t	1.5～2.0t	10L	20L	3～6L	10L	20L 以上
石井町	2	2						

日本水道協会徳島県支部調べ

#### 5 主要食糧（米穀）在庫数量

(1) 政府所有分

地区別		数量	備考
北部	徳島、名東、名西、小松島、 勝浦、鳴門、板野、阿波、麻植、 美馬、三好	9,656	内数：外国産米 26
南部	阿南、那賀、海部	1,609	
計		11,265	内数：外国産米 2,953

(注) 在庫数量は常時増減がある。

(2) 販売業者手持分

平成 24 年 7 月 31 日現在

	数量
卸売販売業者手持分	74 精米トン 1,598 玄米トン

(注) 在庫数量は常時増減がある。

## 6 副食調味料調達先一覧表

県全域

食品名	生産者団体業者	所在地	電話番号	備考
漬物	徳島県漬物加工販売協同組合	名西郡石井町高川原天神 337-6	(088) 674-2503	たくあん 梅干し、 奈良漬、 きざみ漬等
味噌	徳島県味噌工業協同組合	徳島市中昭和町1丁目 95番地の1 (葵ハイツ内2F)	(088) 652-6472	
醤油	徳島県醤油醸造協同組合	徳島市かちどき橋6-8	(088) 652-1871	
食塩	徳島塩元売株式会社	徳島市東沖洲2-49	(0886) 664-6380	
魚肉練り製品	徳島県蒲鉾水産加工業協同組合	徳島市北沖洲4丁目1-38	(088) 628-2259	
水産加工品	徳島県漁業協同組合連合会	徳島市東沖洲2丁目13	(088) 636-0500	
(即席めん)	(大手卸売販売業者名) 旭食品(株) 徳島営業所 八百秀(株)	板野郡松茂町住吉 徳島市金沢町1丁目	(0886) 99-3355 (0886) 64-0260	

## 7 災害救助物資備蓄数

県全域

物資名	規格	数量		保管場所
毛布（圧縮真空パック）	140 cm×190 cm	3,230	枚	・日本通運株式会社徳島支店 徳島市東沖洲1丁目20-2
		3,200	枚	・日本通運松茂流通センター 板野郡松茂町中喜来字稲本183
		3,140	枚	・県立防災センター 板野郡北島町鯛浜字大西165
		1,000	枚	・南部総合県民局美波庁舎 海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1 ・海陽町立海南病院 海部郡海陽町四方原字広谷16-1
		500	枚	・南部総合県民局阿南庁舎 阿南市富岡町あ王谷46
		250	枚	・西部総合県民局美馬庁舎 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
		250	枚	・西部総合県民局三好庁舎 三好市池田町マチ241
計		11,570	枚	
日用品セット	タオル、箸、スプーン、石鹸、コップ、軍手、ポリ袋、包帯、歯ブラシ、ポケットティッシュ	1,800	セット	・日本通運株式会社徳島支店 徳島市東沖洲1丁目20-2
		3,990	セット	・日本通運松茂流通センター 板野郡松茂町中喜来字稲本183
		1,890	セット	・県立防災センター 板野郡北島町鯛浜字大西165
		40	セット	・県庁倉庫 徳島市万代町1-1
		1,000	セット	・南部総合県民局美波庁舎 海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1 ・海陽町立海南病院 海部郡海陽町四方原字広谷16-1
		500	セット	・南部総合県民局阿南庁舎 阿南市富岡町あ王谷46
		250	セット	・西部総合県民局美馬庁舎 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
		250	セット	・西部総合県民局三好庁舎 三好市池田町マチ241
計		9,720	セット	

## 8 木材保有数

平成 25 年 1 月 31 日現在

貯木場名	面積 (㎡)		貯木能力 (m3)		現在量 (m3)	備考
徳島県木材センター 協同組合	土場	13,300	製品	3,500	1,000	
	土場	4,752	素材	400	100	
株式会社ゲンボク	土場	31,750	素材	11,000	800	
県営貯木場	水面	111,180	素材	27,500	0	
徳島県木材団地 協同組合連合会	土場	54,196	素材	154,000	6,000	
徳島中央森林組合 (神山本所)	土場	6,630	素材	1,700	500	
徳島中央森林組合 (上勝支所)	土場	3,850	素材	1,000	800	
木頭森林組合	土場	27,099	素材	5,600	2,800	
美馬郡木材協同組合	土場	15,012	素材	7,000	650	
三好木材センター事業 協同組合	土場	45,080	素材	15,000	600	
計	土場面積	201,634	製品	3,500	1,000	
	水面面積	111,180	素材	223,200	12,250	



## 7 報道体制に関する資料



## 1 日本放送協会の災害報道体制

## 災害の種類と体制

- ◎ 災害には、地震、津波、台風、豪雨、大火、船舶、航空機、鉄道、バスなどの事故、爆発事故、工場災害などが考えられる。
- ◎ 災害の規模により以下の体制をとる

体制	編成	動員
第1種体制	警報・注意報その他緊急を要する告知放送を長時間にわたって臨時放送する。	体制別動員計画表に基づき動員
第2種体制	平常番組の一部を災害番組に切り替えて放送する	1種体制の動員数を越えて動員
第3種体制	平常番組の大部分を災害番組に切り替えて放送する。	動員対象者全員を動員

## 気象警報等

対応	対象となる警報
G (スーパー) R1 (上のせ) FM (上のせ)	暴風、大雨、暴風雪、大雪、高潮、洪水、波浪 竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報 土砂災害警戒情報、はんらん警戒情報、はんらん危険情報

## 地震情報

震度	徳島単	全国
1 2	G (スーパー) R1 (上のせ)	
3 4	(特設ニュースの場合あり)	G (スーパー) R1 (上のせ)
5弱・5強	徳島単で独自放送を開始 ★休日や夜間でも中断ノルマルで一報 (全中受け、参加の場合あり)	G (ノルマル可) R1 - FM (上のせ) 津波注意報は震度5の全国対応同等
6弱以上 大津波・津波 警報	全波臨時ニュース	

※総合テレビ・R1・FMは、24時間放送

## 2 四国放送非常事態対策要綱

四国放送は、非常事態の発生に対応し、次の通り対策要綱を定める。

### 1 非常事態

ここにいう非常事態とは重大な災害及び社会を震撼させる大規模事件などの発生にともない、通常の放送番組を変更して緊急に報道すべき場合をいう。

#### I 非常事態の区分

非常事態をその重大性により、次の通り区分し対策を定める。

##### 1-1 ランクA 非常事態の最大級のもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度5以上）
- b. 津波（県沿岸に大津波警報）
- c. 台風（第2室戸台風級の直撃）
- d. 大火（エリア内主要都市の人口密集地域での大火災）
- e. 航空機事故（エリア内空域での旅客機墜落事故）
- f. 船舶事故（エリア内海域での旅客船沈没事故）
- g. 列車事故（エリア内線区での旅客列車転覆事故）
- h. その他ランクAの非常事態対策が必要な場合

##### 1-2 ランクB 非常事態ランクAに次ぐもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度4、近県で震度6以上、首都圏で震度6以上）
- b. 津波（県沿岸に津波警報）
- c. 台風（進路からエリア内での被害発生が予想される時）
- d. その他エリア内住民の生命、財産に重大な影響を及ぼす災害、事件、事故等で非常事態対策が必要な場合

#### II 非常事態発生時の番組編成措置

非常事態発生時の番組編成の骨子を次の通りとする。

	非常事態ランクA	非常事態ランクB
テレビ	① 臨時ニュース（カットイン） 情報入手と同時に番組中断し、スタジオ、情報カメラ、CG等で続報につながる ② 特番 レギュラー枠をはずし、全面的に特番編成 CM放送は内容検討の上別途処理（ラジオも同じ）。	① 字幕速報（スーパー） 原則としてCMタイムを避けて字幕による速報スーパー。 ② 臨時ニュース 空き枠、ステブレ等を利用する。 ③ 特番 必要に応じレギュラー枠を差し替え特番編成。 CMは特段の指示がない限りレギュラー処理（ラジオも同じ）
ラジオ	① ニュース速報 番組を中断し、第1報をカットイン。BGM、告知アナウンス等で続報につながる。 ② 特番 レギュラー枠をはずし、全面的に特番編成。テレビとの役割分担を明確化。	① ニュース速報 原則としてCMタイムを避けて本編の音を絞り速報する。 ② 臨時ニュース 可能枠で差し替え編成。 ③ 特番 必要に応じレギュラー枠を差し替え特番編成。

### III 総合対策本部と放送対策部の設置

発生した非常事態の重大性により、総合対策本部及び放送対策部を設置する。

#### 3-1 総合対策本部

総合対策本部はランク A に区分された非常事態のうち 1-1 a 項のエリア内で震度 5 以上の地震が発生した場合に自動的に設置、また災害放送の維持継続と社員及び家族の安全確保を支援するため総合的な対策を立案遂行する必要がある場合、役員局長会で協議の上設置する。

#### 3-2 総合対策本部の構成

総合対策本部は常勤役員及び現業局長、ラ・テ編成部長、総務部長（2012年度職制による。以下の記述も同じ）により構成される。

本部長は社長があたり、社長不在の時は、役員局長が代行する。

#### 3-3 放送対策部

放送対策部は本要綱に規定したすべての非常事態の発生時及び報道担当者の進言により必要と思われる場合に設置する。

放送対策部は災害放送または非常事態に対応した緊急放送を円滑に行うための諸施策を企画立案し遂行する。

#### 3-4 放送対策部の構成

放送対策部は、現業役員局長、ラ・テ編成責任者、報道・制作・アナウンス責任者、ラ・テ技術運行責任者により構成される。

放送対策部に部長をおき報道制作局長があたる。（放送対策部の組織図及び役割は別冊の非常災害マニュアル参照）

### IV 非常事態発生の連絡

非常事態の発生が、夜間および早朝の場合、勤務者はただちに報道責任者（部長、不在のときにはデスク）に連絡したあとアナウンサーの確保をはかる。その後の連絡は、有線連絡網と無線呼び出しを併用し迅速に行う。

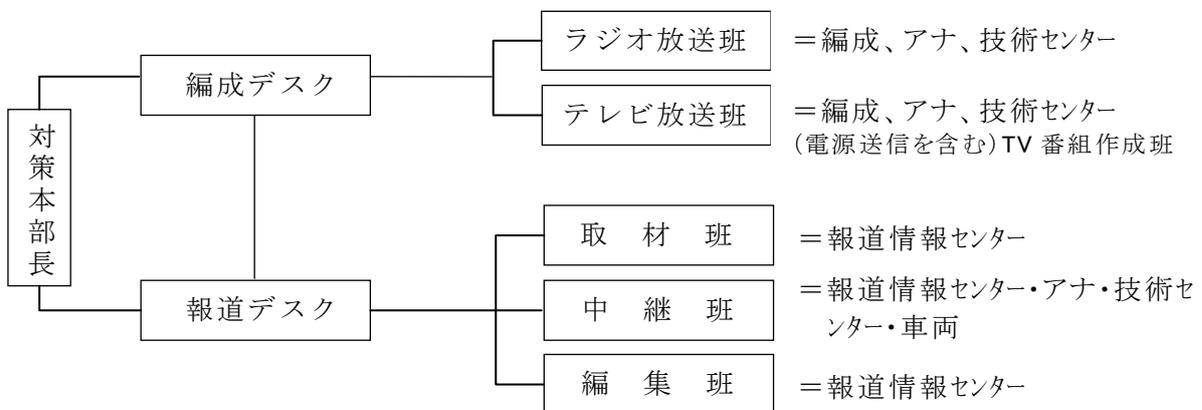
（緊急連絡体制は別冊の非常災害マニュアル参照）

### V 非常事態発生時の放送

災害放送については迅速正確な被災状況の報道による流言飛語の防止、公共機関の救済活動やライフラインに関する情報の大量化による安心の拡大、尋ね人のような個人レベルでの安全確認報道等、2011年3月11日に発生した東日本大震災の東北各局の報道活動を参考にする。

プライバシー侵害にあたるような被害者取材や被害地住民の感情を逆なでするような放送は厳に慎まなければならない。

### VI 非常事態下の対策本部組織図



### 3 エフエム徳島非常事態対策要綱

#### [ 1 ] 非常災害の定義

震度 5 以上の大地震、津波、台風、火災などにより大災害が発生しサービスエリア内住民の生活に重大な影響が生じたり、エフエム徳島の放送機能が損なわれ、またはその恐れがある場合をいう。

この規模の大災害は A 級非常災害とする。

震度 4 以下の地震、A 級に次ぐ災害は B 級非常災害とする。

#### [ 2 ] 非常災害時と初期報道

##### 1. 発生直後

非常災害が確認された場合、まず総務及び放送部員は放送設備と機器を点検し、速やかに緊急災害放送を行う。

< 通常の放送設備では放送できない場合 >

S T L 送信機損壊の場合は本社演奏所から、F M 変調器、可搬型調整卓等を眉山送信所に搬送して、眉山送信所を臨時スタジオとし、緊急災害放送を行う。

##### 2. 非常災害のランク

( 1 ) A 級・・・非常災害のうち最大級のもので、番組の全面変更を要する場合。

[ 想定例 ] 県内に発生した震度 5 以上の大地震、津波、台風、洪水、大火等。

( 2 ) B 級・・・非常災害 A 級に次ぐもの。

[ 想定例 ] 震度 4 以下の地震、津波、台風、その他地域社会に影響を及ぼす災害の発生。

##### 3. 非常災害発生時の番組編成措置

###### ( 1 ) A 級

###### a 臨時ニュースの挿入

発生と同時に番組中断。臨時ニュースを挿入する。

###### b 特別番組の編成

レギュラー枠をはずし、全面特別番組に切りかえる。

###### c C M 処理

C M はその内容を検討し、挿入・不挿入を決定、スポンサー了解は可能な限り速やかに行うがやむを得ない場合は事後連絡とする。

###### ( 2 ) B 級

###### a 臨時ニュースの挿入

A 級に準ずる。番組の一時中断も可。

###### b 特別番組の編成

レギュラー枠は一応生かすも、適宜特番を編成する。

( ふさわしくない内容は中止又は変更する )

###### c C M 処理

A 級に同じ。

##### 4. 各ランクの運用

発生した非常災害の各ランクの運用は、常勤取締役及び各部責任者の判断によるものとする ( 合議 ) 。

事態の推移によるランクの変更、及び解除の指令も同様とする。

[ 3 ] 非常災害対策本部の設置

1. 非常災害対策本部

非常災害が発生し、ランクのA級及びB級を運用するときは、自動的に非常災害対策本部が設置される。

2. 非常災害対策本部の構成

非常災害対策本部に非常災害本部長をおく。

非常災害対策本部長は常勤取締役の中から1名があたるものとする。但し、常勤取締役が不在の場合は各部責任者の中から1名があたるものとする。

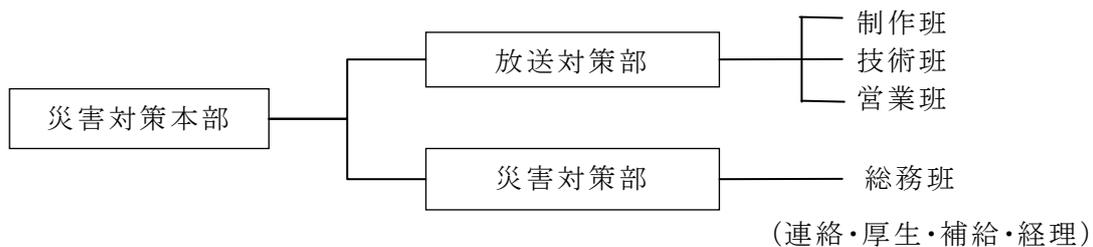
3. 非常災害発生時の連絡

- (1) 非常災害の発生が通常の勤務時間内にあつては、災害の状況に応じて総務部を通じて直ちに非常災害対策本部を設置した旨、全社に通達する。
- (2) 非常災害が夜間及び早朝にあつては、勤務者は速やかに所属長に連絡し指示をうけるものとする。
- (3) 各部においては非常災害時の連絡系統を確立すると同時に交通網、通信手段等が途絶えた状態についても一応の想定をもち周知をはかる。
- (4) 臨時ニュースの挿入など必要と判断した場合は勤務者の裁量によって措置することもあり得る。但し、後刻必ずその旨を所属長に連絡し、各部の責任者に通知しなければならない。

4. 非常災害下の放送内容規制

- (1) 非常災害下の特別放送番組にあつては、公共機関からの連絡発表事項を優先して取り扱う。
- (2) 災害放送にあつては、災害対策、災害状況、救護対策等の速報にあたり流言飛語の類は特に注意する。
- (3) 非常災害下の人心に違和感を与えるおそれのあるコマーシャルについてはこれを削除又は災害見舞等の内容に変更することがある。
- (4) 非常災害時におけるNHK徳島放送局のテレビジョン放送および音声による放送を受信しその内容を非常災害ニュース情報として利用する場合は、事前にNHK徳島放送局の許諾を得るとともに、出所、入手時刻をできるだけ詳しく示して放送する。その他の事項については非常災害時のニュース利用に関する覚書に従う。

5. 非常事態下の対策本部組織図



## 4 徳島県における緊急警報放送について

人命や社会生活に直接重大な影響を及ぼす大地震や津波など、非常災害の予知情報や警報の類は、国民に迅速、正確かつできる限りもれなく伝えられることが望まれる。放送はその手段の一つとして重要な役割を果たし得るが、深夜など家庭の受信機のスイッチが入っていない場合には無力になる難点がある。

そこで放送電波に重畳する緊急警報信号によって、家庭に備える緊急警報受信機から警報音を発生したり、自動的に他の受信機にスイッチを入れたりするよう開発されたのが緊急警報放送である。

放送局では、重大な災害情報の放送に先立って、番組の音声信号を中断して緊急警報信号（開始信号）を放送する。緊急警報受信機の緊急警報信号受信部は常時電源が入っており、信号の検出を行っている。緊急警報信号が受信、検出されると、はじめて受信・増幅部が働くようになり、引き続いて放送される災害情報を聴取できるようになる。緊急警報受信機によっては、緊急警報信号を検出した時に、受信者の注意を喚起するブザー音を発生するものや、他の一般の受信機の電源をいれるものも考えられる。災害情報の放送をひとしきり行くと、放送局では、緊急警報受信機を再び待機状態に戻すため、緊急警報信号（終了信号）を放送する。

なお、緊急警報信号は、**1 k H z** 近傍の2つの周波数のトーン信号をそれぞれ、符号0と1に対応させたデジタル信号であり、聴感上はピロピロという音として聞こえる。

緊急警報信号の技術基準は、57年度に電波技術審議会で答申されており、その後、郵政省を中心に放送事業者と防災関係機関（国土庁、消防庁、気象庁、警察庁）の間で、緊急警報放送の運用方法などについて協議が進められた。その結果、緊急警報信号を送出できる場合の規定、地域符号の使用区分などが、緊急警報信号の信号方式などとともに、郵政省令として定められ、60年6月1日に公布、施行された。

本県では、NHK徳島放送局と四国放送が、緊急警報放送を実施している。

緊急警報放送が対象とする災害情報は、当面、次の3つ、①大規模地震の警戒宣言、②津波警報、③都道府県知事等の、災害対策基本法に基づく要請により行う災害に関する放送、に限られている。

緊急警報信号（開始信号）には、すべての受信機を動作させる第1種信号と、受信するかしないかを受信器により選択できる第2種信号とがある。このほか、この信号には、信号の適用対象地域を示す「地域符号」（地域共通符号、広域符号及び県域符号）、および信号の送出時刻を示す「時刻符号」が含まれている。

地域符号の識別機能を持つ受信器では、地域符号（または都道府県名あるいは広域名）を設定すれば、地域共通符号付きの緊急警報信号のほかはその地域向けの緊急警報信号だけを選択的に受信する。また、時計付きの受信器では、±10分の精度を保っていれば、妨害電波による誤作動を防ぐことができる。

緊急警報信号の種類

区 分	開 始 信 号	地 域 符 号
大規模地震の警戒宣言	第1種	徳島
津波警報	第2種	徳島
災対法による放送要請	第1種	徳島

## 8 災害救助に関する資料



## 1 平成 22 年度災害救助法の適用基準

石井町

人口数（人）	適用世帯数（世帯）	
	① 被害世帯数	② 被害世帯数
平成22年10月1日 （国勢調査）		
25,954	50	25

（備考）被害世帯数は、住家の滅失した世帯（全壊、全焼、流失）を標準とし、半壊数は1／2、床上浸水等は1／3とみなして換算する。

①は、災害救助法施行令第1条第1項第1号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

②は、災害救助法施行令第1条第1項第2号による徳島県の区域内の被害世帯数が1,000世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

## 2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

(災害救助法施行細則)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日あたり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均 1戸当たり 29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別の配慮を要する複数のものを収容する施設を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。						
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること						
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失		夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
				冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
		半壊 半焼 床上浸水		夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
冬	9,100		12,000	16,800	19,900	25,300	3,300			

石井町 [資料編]

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日 から 14 日以内	患者等の移送費は、別 途計上
助産	災害発生の日以前又 は以後 7 日以内に分べ んした者であって災害 のため助産の途を失っ た者（出産のみなら ず、死産及び流産を含 み現に助産を要する状 態にある者）	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の 100 分の 80 以内 の額	分べんした日 から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別 途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日 から 3 日以内	1 期間内に生死が明ら かにならない場合は、 以後「死体の搜索」と して取り扱う。 2 輸送費、人件費は、 別途計上
被災した住宅 の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、 自らの資力により応急 修理をすることができ ない者 2 大規模な補修を行わ なければ居住すること が困難である程度に住 家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常 生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り 520,000 円以内	災害発生の日 から 1 ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失又 は毀損し、就学上支障 のある小学校児童、中 学校生徒及び高等学校 等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100 円 中学校生徒 4,400 円 高等学校等生徒 4,800 円	災害発生の日 から (教科書) 1 ヶ月以内 (文房具及び通学 用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて支給 する。
埋葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 201,000 円以内 小人(12 歳未満) 160,800 円以内	災害発生の日か ら 10 日以内	災害発生の日以前に死 亡した者であっても対象 となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあ り、かつ、各般の事情 によりすでに死亡して いると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日 から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、 別途計上 2 災害発生後 3 日を経 過したものは一応死亡した 者と推定している。

石井町 [資料編]

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,300円以内  一時保存 <ul style="list-style-type: none"> <li>既存建物借上費</li> <li>通常の実費</li> <li>既存建物以外</li> <li>1体当たり 5,000円以内</li> </ul> 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	1世帯当たり 134,200円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	<b>範 囲</b>	<b>費用の限度額</b>	<b>期 間</b>	<b>備 考</b>
実費弁償	災害救助法施行令第5条に規定する者	災害救助法第7条第1項の規程により救助に関する業務に従事させた知事の総括する県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 9 医療・防疫に関する資料



## 1 病院及び病床数 (医療機関一覧表)

医療機関名	所在・氏名	診療科目	収容能力	電話番号	備考
麻野病院	石井字石井231-1 麻野 博智	外・胃・循 呼	60	088-674-2311	
手束病院	石井字石井434-1 佐藤 浩充	外・内・胃 循・呼 他	93	088-674-0024	
阿部内科・胃腸科	高川原字南島370 阿部 秀幸	内・胃・放 理	0	088-674-1201	
伊勢内科小児科	石井字石井726 伊勢 浩	内・小・胃 循・呼	19	088-675-0535	
岩佐内科	高川原字高川原231-14 岩佐 健治	内・小・胃	0	088-674-3111	
上田医院	高原字東高原181-2 上田聡一郎	内・小・消 循・呼	0	088-675-1130	
川村医院	浦庄字上浦154-4 土井 章良	内・神	0	088-674-0120	
須見医院	藍畑字高畑1311 須見 昌輝	内・小・外 循・放・理	19	088-674-0178	
田中医院	浦庄字下浦689-1 田中 治	内・小・外 循・呼	19	088-674-6181	
多田内科クリニック	藍畑字東覚円510 多田 直史	内・小・消 循・呼	0	088-674-0250	
藤本内科医院	石井字石井486-7 藤本 敏昭	内・小・胃 循・呼	0	088-674-0020	
森医院	石井字石井238-12 森 一道	内・小	0	088-674-1346	
遠藤眼科医院	石井字石井486-1 遠藤公美子	眼	5	088-674-1110	
遠藤産婦人科	石井字石井513-1 遠藤 誉富	産・内	19	088-674-6818	
なかたに産婦人科	石井字石井554-7 中谷 宏造	産・内	10	088-674-1295	
川原内科・外科	高川原字天神712-1 川原 弘行	内・外・整 胃・呼・肛 リ	0	088-675-0015	
宇高耳鼻咽喉科医院	石井字石井635-29 宇高 二良	耳	0	088-675-0750	
後藤田耳鼻咽喉科	石井字白鳥193-1 後藤田 弘	耳	0	088-674-8318	
麻野皮膚科	石井字石井540-3 麻野誠一郎	皮	0	088-674-7871	
竜王診療所	藍畑字竜王50-13 多田美恵子	内・小	0	088-674-8363	

石井町 [資料編]

医療機関名	所在・氏名	診療科目	収容能力	電話番号	備考
石岡整形外科	高川原字桜間273-12 石岡 博文	整	3	088-674-8800	
尾崎医院	高川原字加茂野318-8 尾崎 敏夫	内	0	088-674-8855	
遠藤整形外科	石井字石井1263 遠藤 壽男	整	19	088-674-0066	

(注) 内…内科  
外…外科  
小…小児科  
胃…胃腸科  
肛…肛門科

神…神経科  
皮…皮膚科  
眼…眼科  
消…消化器系

循…循環器系  
呼…呼吸器系  
産…産婦人科  
放…放射線科

耳…耳鼻咽喉科  
理…理学診療科  
整…整形外科  
リ…リハビリテーション科

## 2 特定施設に係る医療機関一覧表

## 1 透析施設

	施設名	所在地	電話番号
1	住友内科病院	徳島市安宅2丁目1-10	088-622-1122
2	伊藤ケンゾー診療所	徳島市応神町西貞方字仁徳31-1	088-683-3715
3	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56番地1	088-642-5050
4	沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8-8	088-622-7111
5	赤沢医院	徳島市川内町沖島68-1	088-665-3091
6	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
7	小倉診療所	徳島市蔵本町2-27	088-632-1151
8	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
9	亀井病院	徳島市八万町寺山231	088-668-1177
10	川島病院	徳島市北佐古一番町1-39	088-631-0110
11	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
12	鳴門川島クリニック	鳴門市大津町段関字西68-5	088-683-0810
13	鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番	088-683-0011
14	岩朝病院	鳴門市撫養町立岩字元地280	088-685-8855
15	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
16	ライフクリニック	小松島市赤石町14-27	0885-37-1811
17	阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ36	0884-44-3131
18	玉真病院	阿南市宝田町荒井20	0884-23-0551
19	独立行政法人国立病院機構東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
20	矢野病院	板野郡藍住町矢上字西160-102	088-692-4411
21	阿波病院	阿波郡市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
22	麻植協同病院	吉野川市鴨島町鴨島252	0883-24-2101
23	鴨島川島クリニック	吉野川市鴨島町飯尾字福井396-3	0883-24-8551
24	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
25	脇町川島クリニック	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南39-2	0883-55-0110
26	三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700
27	三木病院	三好市三野町芝生1027	0883-77-3900
28	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131
29	徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9-1	088-622-7771
30	協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
31	吉永外科	鳴門市大津町吉永字前の越273-3	088-685-3033
32	小松島金磯病院	小松島市金磯町10-19	0885-33-1211
33	牟岐診療所	海部郡牟岐町大字中村字山田25-1	0884-72-2856

## 2 ペースメーカー施設（体外ペースメーカーキングを実施する施設）

	施設名	所在地	電話番号
1	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
2	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
3	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555

## 3 救急病院等一覧表 (徳島県)

## 1 災害拠点病院

## (1) 基幹災害拠点病院

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町 1-10-3	088-631-7151

## (2) 地域災害拠点病院 (10 箇所)

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島大学病院	徳島市蔵本町 2 丁目 50 番地の 1	088-631-3111(代)
	徳島市民病院	徳島市北常三島町 2 丁目 34 番地	088-622-5121
	健康保険鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷 32 番 1	088-683-0011
東部Ⅱ	麻植協同病院	吉野川市鴨島町鴨島 252	0883-24-2101
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103 番地	0885-32-2555
	阿南医師会中央病院	阿南市宝田町川原 2	0884-22-1313
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字本村 75-1	0884-72-1166
	海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷 16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪 234- 1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ 815- 2	0883-72-1131

※ 圏域：保健医療圏

## 2 DMAT (災害派遣医療チーム) 指定医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町 1- 1 0- 3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町 2 丁目 50 番地の 1	088-631-3111(代)
	徳島市民病院	徳島市北常三島町 2 丁目 34 番地	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町 4 丁目 2-2	088-622-7788
	健康保険鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷 32 番 1	088-683-0011
東部Ⅱ	麻植協同病院	吉野川市鴨島町鴨島 252	0883-24-2101
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103 番地	0885-32-2555
	阿南医師会中央病院	阿南市宝田町川原 2	0884-22-1313
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字本村 75-1	0884-72-1166
西部Ⅰ	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪 234- 1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ 815- 2	0883-72-1131

※ 圏域：保健医療圏

## 3 救急告示医療機関

## (1) 初期対応を中心とする医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	松永病院	徳島市南庄町4丁目63番地1	088-632-3328
	協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
	中洲八木病院	徳島市中洲町1-31	088-625-3535
	橘整形外科	徳島市寺島本町西2-37-1	088-623-2462
	麻野病院	名西郡石井町石井字石井231-1	088-674-2311
	中村整形	徳島市南二軒屋町1丁目1番16号	088-652-1119
	徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9番地	088-622-7771
東部Ⅱ	兼松病院	鳴門市撫養町斎田字大堤54番地	088-685-4537
	小川病院	鳴門市撫養町南浜字東浜716番地	088-686-2322
	稲次整形外科病院	板野郡藍住町笠木字西野50番地の1	088-692-5757
	浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ13	088-699-2921
東部Ⅲ	美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497	0883-24-2957
	阿部整形外科	吉野川市鴨島町上下島105	0883-24-4880
南部Ⅰ	原田病院	阿南市富岡町あ石14-1	0884-22-0990
南部Ⅱ	美波町国民健康保険日和佐病院	海部郡美波町奥河内字井ノ上20	0884-77-1212

## (2) 中・重症救急対応医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
	水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目45番地2	088-632-9299
	手束病院	名西郡石井町石井字石井434	088-674-0024
	川島病院	徳島市北佐古1番町1番39号	088-631-7711
東部Ⅱ	健康保険鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番1	088-683-0011
	独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
	きたじま田岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保30番地1	088-698-1234
東部Ⅲ	麻植協同病院	吉野川市鴨島町鴨島252	0883-24-2101
	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190番地1	0883-36-5151
南部Ⅰ	阿南医師会中央病院	阿南市宝田町川原2	0884-22-1313
	阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ36番地	0884-44-3131
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字本村75-1	0884-72-1166
	美波町国民健康保険由岐病院	海部郡美波町港町字西1番地	0884-78-0075
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130番地3	0883-52-1095
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323

## (3)救命救急センター等

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
全県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町 1-10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町 2 丁目 50 番地の 1	088-631-3111(代)
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103 番地	0885-32-2555
	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ 815- 2	0883-72-1131

## 4 石井町救急車・患者輸送車保有状況

種別	台数	定置場所	所有者	備考
救急車	2	名西消防組合石井消防署	名西消防組合	088-674-6788



## 6 県備蓄医薬品等の備蓄場所一覧

## (1) 医薬品

	備蓄場所	所在地	電話番号
1	(株)アステイス徳島営業部	徳島市川内町平石夷野224-30	088-666-0600
2	四国アルフレッサ(株)徳島営業部	徳島市川内町平石夷野224-29	088-665-3111
3	(株)よんやく徳島	徳島市中吉野町1 丁目13	088-655-6727
4	(株)幸耀徳島営業部	徳島市川内町加賀須野463-23	088-665-3131
5	四国アルフレッサ(株)貞光支店	美馬郡つるぎ町貞光字小山北89-6	0883-63-6111
6	(株)よんやく徳島西部営業所	三好郡東みよし町昼間3366	0883-79-3288
7	県立海部病院	海部郡牟岐町中村字本村75-1	0884-72-1166
8	県立防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西165	088-683-2200
9	南部総合県民局美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1	0884-74-7343
10	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
11	県立中央病院	徳島市蔵本1 丁目10-3	088-631-7151

## (2) 防疫用薬剤、衛生材料

	備蓄場所	所在地	電話番号
1	東部保健福祉局徳島保健所	徳島市新蔵町3 丁目80	088-652-5151
2	鳴門県民サービスセンター	鳴門市撫養町立岩七枚128	088-685-3141
3	小松島県民サービスセンター	小松島市堀川町1-27	0885-32-2135
4	南部総合県民局	阿南庁舎阿南市富岡町あ王谷46	0884-24-4152
5	南部総合県民局 (阿南保健所)	阿南市領家町野神319	0884-22-0072
6	南部総合県民局 (美波保健所)	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1	0884-74-7343
7	東部保健福祉局吉野川保健所	吉野川市鴨島町鴨島106-2	0883-24-1114
8	西部総合県民局 (美馬保健所)	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-52-1017
9	西部総合県民局 (三好保健所)	三好市池田町マチ2542-4	0883-72-1122
10	薬学会館	徳島市中洲町1 丁目58	088-655-1100

## 7 防疫用機材保有数

平成24年4月1日現在

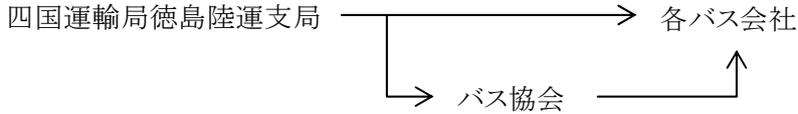
市町村名	動力噴霧機				電動 噴霧機	電動 煙霧機	車載 煙霧機	背負式 噴霧機	肩掛式 噴霧機	手動 噴霧機
	粉対応	液対応	粉・液 対応	その他						
石井町	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2

## 10 交通に関する資料



## 1 輸送の確保に関する責任者及び連絡方法

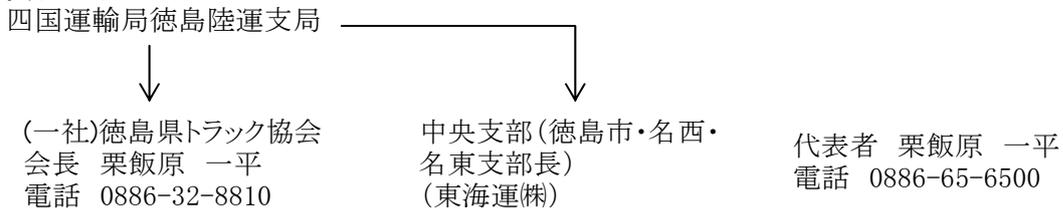
### ◎バス班



### ◎乗用車班



### ◎貨物自動車



## 2 主要交通途絶予想箇所一覧表

(平成 25 年 1 月 1 日現在)

路線名	予想される事態	同左区域	同延長km	迂回路	備考
主 徳島吉野線	冠水	名西郡石井町高瀬橋	1.0	石井引田線六条大橋	
主 石井引田線	冠水	名西郡石井町南島橋北詰	0.5	なし	

## 3 荷重制限橋梁の状況 (橋長 15 m以上)

(平成 25 年 1 月 1 日現在)

橋梁名	路線名	箇所	橋長 m	有効幅員 m	荷重制限 t
高瀬橋	主要地方道 徳島吉野線	石井町西覚円～ 上板町高瀬	522	4.0	9
西池橋	一般県道 平島国府線	石井町高川原	33	6.5	18

## 4 町有自動車数

普通車		小型車		特種	軽四	乗合	特殊	広報	合計
乗用	貨物	乗用	貨物						
1	2	2	6		14		7		32

## 5 徳島県雪害防止対策要綱

### 第1 目的

徳島県の地域における雪害防止対策に関しては、徳島県地域防災計画に定めるもののほか、この要綱において豪雪時にとるべき具体的措置を定め、災害を未然に防止し、及び発生した災害の拡大を防御するものとする。

### 第2 気象情報の連絡

県・市町村並びに各関係行政機関は、相互に連絡を密にして、気象台から発表される長期及び短期の気象情報及び現地観測地点の観測結果等に注意し、常時気象変化のすう勢と現地の正確な状況を認識するように努めるものとする。

### 第3 道路除雪対策

#### 1. 県が行う除雪

##### (1) 除雪する路線名及び区間

県が除雪する路線名及び区間は、次表のとおりとする。(石井町関連抜粋)

(平成25年1月1日現在)

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 k m	
東部県土整備局 吉野川庁舎	主 徳島吉野線	石井町藍畑～阿波市土成町西二条	16.1	
	主 石井神山線	石井町石井～石井町界	1.9	
	主 徳島鴨島線	石井町高川原～吉野川市鴨島町北須賀	18.3	
	主 石井引田線	石井町石井～上板町泉谷	14.3	
	一 石井(T)線	石井町石井～石井	0.2	
	一 第十白鳥線	石井町第十～白鳥	2.6	
	一 高原石井線	石井町高原～石井	2.4	
	一 平島国府線	石井町平島～石井町界	5.8	

##### (2) 除雪機械投入計画

ブルドーザ・グレーターその他除雪に使用する建設機械の投入計画は、次のとおりとする。

(石井町関連抜粋)

(平成25年1月1日現在)

土木事務所名	機械種別	台数	運転日数	備考
東部県土整備局 吉野川庁舎	ショベル	14	5	借上
	グレーター	5	5	〃
	作業車	1		県直営
	計	20		

(3) 除雪の始期

除雪は積雪の状況により交通に重大な支障をきたすとみとめられるときに開始し必要な交通の確保を期して実施するものとする。

(4) 除雪用機械の整備

県は、各路線毎に建設業者の協力を得て業者手持機械201台を確保し、配置設計するとともに、県作業班の作業車20台を常備し出動できるよう整備しておくものとする。

各庁舎及び土木事務所除雪機械の配置は次の表のとおりである。(石井町関連抜粋)

(平成25年1月1日現在)

土木事務所名	除雪路線名	除雪用機械数			除雪機械所有者	所在地
		グレーター	ショベル	作業車		
東部県土整備局 吉野川庁舎	主 石井引田線		1		小川土木	上板町畜産試験場、県道終点
	管内一円			1	直営	吉野川市川島町



## 11 自衛隊に関する資料



## 1 災害対策用ヘリコプター降着適地一覧表

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能な ヘリコプター の大きさ	避難場所 との重複
石井中学校	石井町高川原字 高川原121-4	石井町教育委員会	088-674-7505	小	重複
石井河川防災 ステーション (三郎広場)	石井町藍畑西覚円	国土交通省 徳島河川国道事務所	088-654-2211	大	重複
前山公園 グラウンド	石井町石井字城ノ内 923	石井町建設課	088-674-1117	小	重複
石井町地域防災 交流センター	石井町石井字石井 365-1	石井町いのちを守る 防災・危機対策課	088-674-1171	小	重複
飯尾川公園	石井町高川原高原	石井町建設課	088-674-1117	大	重複



12 石井町災害対策本部等  
に関する資料



# 1 石井町災害対策本部条例

(昭和 37 年 10 月 16 日条例第 23 号)

(目 的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 6 項の規定に基づき、石井町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指命する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指命する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑 則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 石井町災害対策本部運営規程

(この規程の趣旨)

第1条 この規定は石井町災害対策本部条例（昭和37年石井町条例第23号）第4条の規定に基づき石井町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長及び本部員)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副町長をもって充てる。

2 災害対策部長付（以下「本部長付」という。）は教育長、参事、総務課長、消防長、いのちを守る防災・危機対策課長をもって充てる。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は各課長

(本部会議)

第3条 災害応急対策の基本方針を決定するため本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部町付、本部員をもって構成する。

3 本部会議は、本部長が主宰する。

(班)

第4条 本部に次の表の左欄に掲げる班を置き、当該班の班長は当該中欄に掲げる本部員をもって充て、その分掌事務は右欄に掲げるとおりとする。

区 分		業 務 分 掌
班	班 長	班 員
総務班	総務課長 いのちを守る防災 ・危機対策課長	総務課 いのちを守る防災 ・危機対策課
総務班		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部設置及び廃止</li> <li>2. 職員の動員、配備</li> <li>3. 国、県等の連絡調整</li> <li>4. 県災害対策本部、県警察本部及び自衛隊及び消防等関係機関との連絡調整</li> <li>5. 他の市町村等からの災害復旧活動に対する応援の調整</li> <li>6. 本部員会議及び関係本部員会議</li> <li>7. 本部長命令の示達</li> <li>8. 被害状況及び応急対策実施状況の取りまとめ、報告</li> <li>9. 本部として行う発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関する事</li> <li>10. 災証明（火災は除く）等の災害に関する証明の発行</li> <li>11. 本部の処務</li> <li>12. 消防団の召集</li> </ol>
経理班	財政課長 会計管理者	財政課 出納課
情報広報班	住民課長 議会事務局長	住民課 議会事務局
		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民への周知広報</li> <li>2. 災害時の広聴及び相談</li> <li>3. 外国人に関する連絡調整</li> <li>4. 住民からの情報及び収集、伝達</li> </ol>

班	区 分		業 務 分 掌
	班 長	班 員	
救助班	福祉生活課長 長寿社会課長 税務課長 わくわく観光情報課長 給食センター所長	福祉生活課 長寿社会課 税務課 わくわく観光情報課 いきいき農業振興課 農業委員会 給食センター	1. 避難所の開設、収容及び管理 2. 避難誘導の指示 3. 災害弱者（高齢、障害者等）に関すること 4. 被害者、避難者への食糧確保及び配給 5. 災害用衣料、寝具及び生活必需物資の確保、配給 6. 物資運搬車輛等の調達、確保 7. 被災家屋の判定基準、家屋被害の調査
衛生班	保健センター所長 清掃センター所長	保健センター 清掃センター 福祉生活課 （環境対策係）	1. 救護班の編成、救護所の設置その他医療助産の調整 2. 被災地の防疫 3. 遺体捜査、収容、安置、処理、埋葬等に関すること 4. 一般廃棄物の収集、処理、処分 5. 災害廃棄物の撤去、処理、処分 6. 死亡獣畜の収集、処理 7. 水路等の環境整備 8. 災害救助に関し他の所管に属さないこと 9. 災害救助法に基づく助産
産業班	いきいき農業振興 課長	いきいき農業振興課 （農政係）	1. 農林水産業施設の防災及び復旧 2. 農産物、家畜等の災害対策 3. 中小企業への災害復旧資金の融資 4. 農林水産業の災害復旧資金の融資 5. 産業、経済に係る被害状況の調査
土木班	建設課長 水道課長	建設課 水道課	1. 河川、道路、橋梁、宅地等の防災及び復旧 2. 水防計画の実施についての連絡、調整 3. 災害救助法に基づく障害物の除去 4. 配水施設等の防災及び復旧 5. ライフラインの防災及び復旧 6. 緊急輸送路の確保 7. 住宅の応急修理 8. 町有建物の復旧 9. 災害応急工事の契約 10. 災害ボランティア（住宅関係） 11. 飲料水の供給 12. 給水区域への給水の確保
教育班	教育次長 幼稚園長	教育委員会 各幼稚園	1. 児童、生徒の保護及び応急教育 2. 教育施設の防災及び復旧 3. 災害救助法に基づく学用品の支給 4. 園児の保護及び応急教育
施設班	すくすく子育て課長 保育所長	すくすく子育て課 各保育所	1. 入所児の保護及び応急保育 2. 施設の防災及び復旧

班	区 分		業 務 分 掌
	班 長	班 員	
ボランティア災害	社会福祉協議会 事務局長	社会福祉協議会	1. 災害ボランティアの募集、調整、指揮
対策班災害	名西消防組合	名西消防組合 石井消防署	1. 被災者の救助、救出 2. 火災、水害対応 3. 救急対応

(配置体制)

第5条 本部長は災害の種類、規模及び程度によって次の種類の配置を定めるものとする。

- (1) 普通配置 本部長が指定する班により災害応急対策を実施する体制
- (2) 特別配置 本部の全組織を動員して災害応急対策を実施する体制

(補 則)

第6条 この規定に定めるもののほか本部の運営に関し必要な事項は別に本部長が定める。

13 石井町防災会議及び防災  
関係機関に関する資料



# 1 石井町防災会議条例

(昭和 37 年 10 月 16 日条例第 22 号)

(目 的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、石井町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 石井町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 徳島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 徳島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 名西消防組合の職員のうちから町長が任命する者及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は 20 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議 事 等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則 (平成 12 年 3 月 23 日条例第 21 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 22 日条例第 6 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 石井町防災会議運営規程

### (目 的)

第1条 この規定は石井町防災会議条例（昭和37年石井町条例第22号）第5条の規定に基づき石井町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (防災会議)

第2条 防災会議は会長が召集し、その議長となる。

2 防災会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第3条 防災会議は毎年度の当初に開く。ただし災害の発生その他の事由により防災会議の必要が生じたときは、その都度開くものとする。

2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に防災会議の召集を求めることができる。

第4条 会長は前条の規定にかかわらず次の場合は適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し防災会議を開くいとまがないとき

(2) 決定を要する事項が一部の特定の機関にのみ関係のある事項で早急に措置を要するとき

(3) 軽易な事項で早急に措置を要するとき

2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

### (補 則)

第5条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長がその都度防災会議にはかって定める。

## 3 石井町防災会議委員名簿

会 長 石井町長

(平成 27 年 2 月現在)

機関名	住所	備考
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 吉野川鴨島出張所 吉野川鴨島出張所長	吉野川市鴨島町喜来字乗島529-5	
徳島県東部県土整備局 吉野川庁舎 副局長	吉野川市川島町宮島736-1	
徳島県東部保健福祉局 徳島保健所庁舎 副局長	徳島市新蔵町3丁目80	
徳島県東部農林水産局 徳島庁舎 副局長	徳島市新蔵町1丁目67	
四国電力(株)徳島支店 総務部長	徳島市寺島本町東2-29	
N T T 西日本徳島支店 徳島支店長	徳島市西大工町2丁目5-1	
石井警察署 石井警察署長	名西郡石井町石井字石井1339-1	
名西消防組合 名西消防組合消防長	名西郡石井町高川原字高川原66-8	
石井町消防団 石井町消防団長	名西郡石井町高川原字高川原121-1	
石井町教育委員会 石井町教育委員会教育長	名西郡石井町高川原字高川原121-1	
石井町役場 石井町参事	名西郡石井町高川原字高川原121-1	
石井町役場 石井町参事	名西郡石井町高川原字高川原121-1	
石井町役場 総務課 石井町総務課長	名西郡石井町高川原字高川原121-1	
石井町役場 建設課 建設課長	名西郡石井町高川原字高川原121-1	
石井町役場 福祉生活課 福祉生活課長	名西郡石井町高川原字高川原121-1	
石井町役場 長寿社会課 長寿社会課長	名西郡石井町高川原字高川原121-1	
石井町役場 いのちを守る防災・危機対策課 いのちを守る防災・危機対策課長	名西郡石井町高川原字高川原121-1	

## 4 防災関係機関連絡一覧表

防災無線 地上1・衛星0

関係機関名		電話番号	内線番号	F A X 番号	防災無線(県)
自衛隊	陸上自衛隊第14旅団司令部	0877-62-2311		0877-62-2311	
	陸上自衛隊第14旅団 第14飛行隊(松茂)	088-699-5118		088-699-5118	
	陸上自衛隊第14旅団 第14施設隊(那賀川)	0884-42-0991		0884-42-0991	
	海上自衛隊徳島教育航空群	088-699-5111		088-699-6116	1-355-3
	海上自衛隊第24航空隊司令	0885-37-2111		0885-37-1180	1-397-3
	自衛隊徳島地方協力部	088-623-2220		088-623-2319	
警察	徳島県警察本部	088-622-3101	088- 621-2956	088-622-3101	0-211-2-7310 1-211-2-7310
	石井警察署	088-674-0110		088-674-0129	
消防	名西消防組合石井消防署	088-674-6788		088-674-6706	1-327-3
県	県庁災害対策本部	088-621-2900		088-621-2987	0-211-2-7210 1-211-2-7210
	東部保健福祉局徳島庁舎	088-626-8711		088-626-8731	1-231-7212
	危機管理部危機管理政策課	088-621-2708		088-621-2987	0-211-2-7101 1-211-2-7101
	危機管理部南海地震防災課	088-621-2281		088-621-2987	0-211-2-7101 1-211-2-7101
	県農林水産総合技術 支援センター	088-674-1660		088-674-8129	0-211-2-2398 1-211-2-2398
	危機管理部 消防保安課	088-621-2282		088-621-2849	0-211-2-2284 1-211-2-2284
	県土整備部 河川振興課	088-621-2575		088-621-2870	0-211-2570 2571 2574
東部	県土整備局吉野川庁舎	0883-26-3711		0883-26-3992	1-311-7231 7232 7233
	東部保健福祉局(徳島保健所)	088-652-5151		088-652-9334	1-361-3-130
	東部農林水産局徳島庁舎	088-626-8500		088-626-8733	1-231-7243
気象台	徳島地方気象台	088-622-3857		088-652-9407	1-221-3
放送機関	NHK	088-626-5970		088-626-5974	1-372-3
	四国放送	088-626-2801		088-625-5441	1-373-3
	F M 徳島	088-656-2111		088-624-3515	1-375-3
	F M びざん	088-656-5000		088-656-0791	

## 石井町 [資料編]

関係機関名		電話番号	内線番号	F A X 番号	防災無線(県)
通信機関	西日本電信電話(株) 徳島支店	088-602-1141		088-655-7914	
国交省	四国地方整備局 徳島河川国道事務所	088-654-2211		088-654-5512	
農林省	中国四国農政局 徳島地域センター	088-622-6133		088-655-4657	
運輸省	四国運輸局 徳島運輸支局本庁舎	088-622-7622		088-654-0790	
J R	JR四国徳島保線区	088-652-6864			
電力	四国電力(株)徳島支店	088-622-7121		088-656-4511	
町内	県立名西高校	088-674-2151		088-674-8315	
	石井中学校	088-674-1344		088-674-7625	
	高浦中学校	088-674-1111		088-675-1500	
	石井小学校	088-674-0019		088-674-6692	
	浦庄小学校	088-674-0142		088-674-2988	
	高原小学校	088-674-1204		088-674-6695	
	藍畑小学校	088-674-1604		088-674-6698	
	高川原小学校	088-674-0105		088-674-6697	
	社会福祉協議会	088-674-0139		088-674-0149	

## 5 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は 災害対策基本法（昭和 36 年度法律第 2 2 3 号，以下「法」という。）第 6 7 条第 1 項及び第 6 8 条第 1 項の規定に基づき，県内で災害が発生し，被災した市町村のみでは十分な対策を講じることが出来ない場合に，徳島県（以下「県」という。）及び県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施するため，必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 応急対策等に必要の職員の派遣
- (2) 食料，飲料水及び生活必需物資の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護，医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びその他資機材の提供
- (6) 被災児童，被災生徒等の一時受入れ
- (7) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (8) 遺体の火葬のための施設の提供

(応援要請の手続等)

第3条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は，原則として次の事項を明らかにして，他の市町村に電話等による要請を行い，後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容（人員の派遣については職種・人数，物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量）
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか，必要な事項

2 受援市町村において，前項の規定による個別の要請をするいとまがないときは，前項各号に掲げる事項を明確にして，県に対して応援を要請することができるものとする。この場合，県は速やかに他の市町村と調整を行うものとする。

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は，応援の内容を要請した受援市町村及び県に連絡し，応援を実施する。ただし，特別な事情により応援できない場合は，その旨を直ちに連絡する。

2 応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）は 応援状況等について 適宜 県に対して情報を提供するものとする。

(自主応援の実施)

第5条 県及び市町村は，通信の断絶等により被災市町村と連絡が不可能であり，かつ災害の実態に照

らし特に緊急を要し被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

2 前項の規定により市町村が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び各市町村の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(連絡協議会の設置)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、徳島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村を応援し、又は必要な調整を行うものとする。

2 県は、災害の規模が激甚などの理由により、被災市町村が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、県職員を派遣し、市町村災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

3 県は、災害の規模、場所又は受援市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに法第74条の2第1項の規定に基づき国に応援を求めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は 県又、 は市町村で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、県及び各市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書25通を作成し、各自1通を保有する。

平成25年4月5日

石井町 [資料編]

徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

徳島市

徳島市長 原 秀樹

鳴門市

鳴門市長 泉 理彦

小松島市

小松島市長 濱田 保徳

阿南市

阿南市長 岩浅 嘉仁

吉野川市

吉野川市長 川真田 哲哉

阿波市

阿波市長 野崎 國勝

那賀町

那賀町長 坂口 博文

牟岐町

牟岐町長 福井 雅彦

美波町

美波町長 影治 信良

海陽町

海陽町長 五軒家 憲次

松茂町

松茂町長 広瀬 憲発

北島町

北島町長 古川 保博

藍住町

藍住町長 石川 智能

三好市

三好市長 俵 徹太郎

勝浦町

勝浦町長 中田 丑五郎

上勝町

上勝町長 笠松 和市

佐那河内村

佐那河内村長 原 仁志

石井町

石井町長 河野 俊明

神山町

神山町長 後藤 正和

板野町

板野町長 玉井 孝治

上板町

上板町長 納田 伸春

つるぎ町

つるぎ町長 兼西 茂

東みよし町

東みよし町長 川原 義朗

## 6 災害・事故等時の医療救護に関する協定書

石井町（以下「甲」という。）と社団法人西郡医師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故等（以下「災害等」という。）時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、石井町地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定める。

（計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

（医療救護活動）

第3条 甲は、石井町地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定によるほか、大規模災害時等において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（業務）

第5条 医療救護班の業務は次のとおりとする

- (1) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- (2) 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産
- (6) 死亡の確認及び遺体の検案への協力
- (7) その他医療救護に関すること

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

(医療費等)

第8条 医療救護所等、第4条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療・助産費は無料とする。

2 後方支援施設における医療・助産費は、原則として患者（被災者）負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費
- (3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(調整)

第10条 乙は、石井町地域防災計画に基づき甲が行う医療助産対策が円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、会員が自主的に各地域における防災訓練等に参加するよう、指導するものとする。

(求償権)

第11条 第8条及び第9条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。

(細則)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第13条 前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成17年12月15日から平成22年12月14日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、いずれも相手方に対して当協定の破棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう5年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。この協定の締結を称するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

(旧協定書)

第15条 平成8年12月25日付けで締結した災害・事故等時の医療救護に関する協定書については、この協定の締結をもって廃止するものとする。

平成17年12月15日

甲 名西郡石井町  
石井町長 坂 東 忠 之

乙 社団法人 名西郡医師会  
会 長 田 中 治

## 7 災害時相互応援に関する協定

岡山県和気町及び徳島県石井町（以下「協定町」という。）は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に基づき、協定町に災害が発生した場合、相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救護、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請しようとする町（以下「被災町」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電信、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人数
- (4) 応援集結場所及びその経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援しようとする町（以下「応援町」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

（大規模災害時の自主的応援活動）

第5条 地震等の大規模な災害時において、通信途絶等により被災町から第3条の規定による要請がないときは、応援町は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

- 2 応援町は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動をすることが望ましいと判断するときは、要請を待たずに、自主的に必要な応援体制等を編成し、応援活動を実施するものとする。

（住民ボランティアへの支援等）

第6条 応援町は、被災町でのボランティア活動を希望する住民に対し、情報を提供する等その

活動を支援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、別に定めるところにより被災町又は応援町が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 協定町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(情報交換)

第9条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回、前条に定める連絡担当部局その他必要な情報を相互に交換し、災害時に備えるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定町は署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年12月17日

岡山県和気郡和気町尺所555

和気町

徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1

石井町

## 8 災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第10条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担)

第2条 協定第7条に掲げる応援に要する経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる経費については、被災町が負担するものとする。

- (1) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる経費のうち、購入費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の経費
- (2) 協定第2条第3号に掲げる経費のうち、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の経費
- (3) 協定第2条第4号に掲げる応援（以下「応援業務」という。）に要する経費のうち、応援町の職員に関する規定による算出した旅費及び諸手当の範囲内の額

2 次の各号に掲げる経費については、応援町がその経費を負担する。

- (1) 応援町の応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費
- (2) 協定第2条第4号に掲げる経費のうち、前項第3号に掲げる以外の給与

3 応援職員が応援業務上第3者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災町が、被災町への往復の途中において生じたものについては、応援町が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、被災町と応援町との間で協議して定める。

5 協定第2条第5号に要する経費については、被災町と応援町との間で協議して定める。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援町の首長名による請求書（関係書類添付）により、第5条に規定する連絡責任者を經由して被災町の首長に対して行うものとする。

(自主的応援活動に要する経費の負担及び請求)

第4条 協定第5条2項に定める自主的応援活動を実施した場合においては、応援の要請があったものとみなし、経費の負担及び請求については、前2条の規定を準用する。ただし、応援町が負担しようとする場合はその限りでない。

(連絡責任者)

第5条 相互応援のための連絡責任者を次のとおり定める。

- (1) 岡山県和气町総務部総務課長
- (2) 徳島県石井町いのちを守る防災・危機対策課長

2 連絡責任者及び代理者の職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に交換するものとする。

(応援職員の業務)

第6条 応援職員は、応援町名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

(宿舎のあっせん等)

第7条 被災町は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

第8条 この実施細目により難い事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定町が協議して定めるものとする。

この実施細目を証するため、本書2通を作成し、協定町は記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年12月17日

岡山県和気郡和気町尺所555

和気町

徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1

石井町



## 14 その他の資料



## 1 土木業者一覧表

平成 25 年 10 月 10 日「大規模災害発生時における支援活動に関する協定」締結業者

地区	通番	住所	会社名	代表者名	電話番号
石井町	1	石井字石井 2810	山根建設(株)	山根 晴	088-674-5211
	2	石井字石井 355-1	三工建設(株)	桑村 重男	088-674-6555
	3	石井字城ノ内 776-4	(株)栄和建設	中林 祥高	088-674-6986
	4	石井字城ノ内 160-1	笠井建設(株)	加納 英次	088-674-2220
	5	石井字城ノ内 583	(有)山口企画建設	山口 工	088-674-2051
	6	石井字重松 549	三木建設	三木 文雄	088-674-2428
	7	石井字白鳥 460-18	大東興業(株)	松浦 恵	088-699-2388
	8	石井字尼寺 134-1	上藤宗(株)	藤原 宗三	088-633-0215
	9	石井字尼寺 134-1	(有)若松組	西川 砂恵子	088-633-8195
浦庄	10	浦庄字上浦 473-1	(株)アモウ	天羽 正	088-674-3828
	11	浦庄字下浦 784	(有)荒木組	荒木 一昭	088-674-2474
	12	浦庄字諏訪 950-9	(株)阿部建設	阿部 晋也	088-654-3276
	13	浦庄字大万 221-3	(株)名正建設	笠原 慎吾	088-677-0040
高原	14	高原字関番外 234	(有)犬伏建設	犬伏 淳一	088-674-0538
	15	高原字中島 511-1	上村工業	上村 健治	088-675-1580
	16	高原字関 452-1	片岡組	片岡 昭勝	088-674-7007
	17	高原字桑島 203	関西住建(株)	高力 次良	088-675-0335
	18	高原字池北 257-1	(有)幸土建	仁木 幸生	088-674-5033
	19	高原字桑島 544-1	(有)笹田工務店	笹田 恒雄	088-674-6609
	20	高原字中島 452	ダイヒョウ(株)	木内 年則	088-674-1470
藍畑	21	藍畑字西覚円 917-1	津崎興産(有)	尾関 堯	088-674-7770
	22	藍畑字東覚円 245	(株)廣常工務店	廣常 雅彦	088-674-1436
	23	藍畑字東覚円 79-12	酒井建設(有)	酒井 学	088-674-2176
	24	藍畑字高畑 730-1	川上建設(有)	川上 清美	088-674-0817
	25	藍畑字第十 507	尾上建設(有)	尾上 登志男	088-674-1434
高川原	26	高川原字南島 508	(有)乾建設	乾 好勝	088-674-5553
	27	高川原字高川原 559-2	太田建設	太田 隆之	088-674-0053
	28	高川原字天神 192	久米建設(有)	久米 克典	088-674-0488
	29	高川原字南島 305-6	剣菱建設(株)	元木 孝好	088-674-1330
	30	高川原字高川原 1696-1	四国リサイクル(株)	川真田 汪	088-675-1222
	31	高川原字加茂野 477	(株)土肥産業	土肥 俊夫	088-674-1613
	32	高川原字南島 144-1	(株)中野組	中野 義則	088-674-1221
	33	高川原字高川原 624-1	(株)廣田組	廣田 ちづる	088-675-1121
	34	高川原字桜間 223-3	(株)星崎重機	星崎 弘子	088-674-6193
	35	高川原字高川原 1696-1	阿波道路(株)	福生 武彦	088-674-2217

## 2 石井町内の指定工事事業者

(石井町指定給水装置工事事業者)

2012年4月3日

番号	会社名	代表者	住所	電話
1	(株)アモウ		浦庄字上浦 473-1	088-674-3828
2	(有)岩佐土木		浦庄字国実 642	088-674-3129
3	上村工業		高原字中島 511-1	088-675-1580
4	扇工業		高川原字高川原 1518	088-674-7383
5	岡田電気商会		高原字西高原 238-3	088-674-1486
6	楓設備		藍畑字高畑 363	088-674-5534
7	(有)カトー金物総合センター		藍畑字高畑 497-2	088-674-0829
8	川端電気		高原字平島 338-5	088-674-6416
9	岸田工業(株)		石井字石井 407-6	088-674-0046
10	久米ポンプ店		高川原字高川原 80-1	088-674-1627
11	剣菱建設(株)		高川原字南島 305-6	088-674-1330
12	高力米穀店水道部		藍畑字高畑 1382-2	088-674-5555
13	古高設備		高原字平島 167-2	088-674-5194
14	近藤水道工業所		石井字白鳥 365-5	088-674-6803
15	斎坂商店		藍畑字竜王 51-78	088-674-0078
16	清水電機		石井字石井 409-1	088-674-0175
17	ダイヒョウ(株)		高原字中島 452	088-674-1470
18	高橋電機店		高原字平島 341-2	088-674-2544
19	(有)多田設備		石井字石井 1581-23	088-674-6846
20	田中建材金物店		高原字桑島 203-5	088-674-1071
21	豊田工業(有)		石井字重松 453	088-674-0652
22	(有)中筋水道工業		浦庄字下浦 929-76	088-674-2660
23	ひぐち電機(有)		石井字石井 1213-1	088-674-0510
24	平野電気商会		高原字西高原 218-1	088-674-1608
25	松原工務店		高原字西高原 351-7	088-674-0344
26	盛電気商会		浦庄字諏訪 988-1	088-674-0181
27	森配管		高原字東高原 219-9	088-674-7713
28	ヤスヨシ工業		石井字石井 197-11	088-674-3240
29	(有)山口企画建設		石井字城ノ内 583	088-674-2051
30	米田企工		石井字石井 60-18	088-674-1479

## 3 一部事務組合（消防）一覽表

平成 25 年 4 月

機関名	課室等	所在地	県ネットワーク 無線電話	電話番号	構成団体名
阿南市 消防本部	消防本部 消防署	〒774-0001 阿南市辰己町 1 番地 66	電話 1-424-3 FAX 1-424-9	電話 0884-22-1120 FAX 0884-22-1190	
名西 消防組合	消防本部 石井消防署 神山消防署	〒779-3223 名西郡石井町 高川原字高川原 66-8	電話 1-327-3 FAX 1-327-9	電話(平日) 088-674-6788 FAX(平日) 088-675-6706 FAX(夜間・休日) 088-675-0341	
板野東部 消防組合	消防本部 警防課 第 1 消防署	〒771-0201 板野郡北島町 北村字大開 11- 1	電話 1-354-3 FAX 1-354-9	電話(平日) 088-698-9903 電話(夜間・休日) 088-698-9119 FAX(平日) 088-697-3012 FAX(夜間・休日) 088-697-3014	
板野西部 消防組合	消防本部 消防署	〒779-0114 板野郡板野町 羅漢字前田 35	電話 338-5 FAX 338-9 (地上系のみ)	電話 088-672-0198 FAX 088-672-2977	
徳島中央 広域連合 消防本部	消防課 通信司令室	〒776-0013 吉野川市鴨島町 上下島 21 番地 1	電話 326-3 FAX 326-9 (地上系のみ)	電話(平日) 0883-26-1191 電話(夜間・休日) 0883-26-1195 FAX(平日) 0883-24-9918 FAX(夜間・休日) 0883-24-9917	
美馬市 消防本部	消防本部 (署)	〒779-3601 美馬市脇町 字拝原 1742-1	電話 257-3 FAX 257-9	電話(平日) 0883-52-3061 電話(夜間・休日) 0883-52-3025 FAX(平日) 0883-53-9550 FAX(夜間・休日) 0883-53-9458	

## 石井町 [資料編]

機関名	課室等	所在地	県ネットワーク 無線電話	電話番号	構成団体名
美馬市 消防本部 木屋平 分署	木屋平分署	〒777-0302 美馬市木屋平 字川井 161		電話 0883-68-2100 FAX 0883-68-2100	
美馬西部 消防組合	消防本部 消防署	〒771-2106 美馬市美馬町 字天神 119-1	電話 1-258-3 FAX 1-258-9	電話 0883-63-2214 FAX 0883-63-5601	
一字 出張所		〒779-4302 美馬郡つるぎ町 一字字赤松 541 -2		電話 0883-67-2938 FAX 0883-67-2939	
みよし 広域連合 消防本部	消防本部	〒771-2502 三好郡東みよし 町足代 345-1	電話 1-255-3 FAX 1-255-9	電話(平日) 0883-76-5119 電話(夜間・休日) 0883-76-5118 FAX(平日) 0883-76-5121 FAX(夜間・休日) 0883-76-5120	
海部 消防組合 消防本部	消防本部 総務課 警防課 予防課	〒775-0004 徳島県海部郡 牟岐町大字川長 字新光寺 98-1	電話 1-484-3 FAX 1-484-9	電話(平日) 0884-72-0600 電話(夜間・休日) 0884-72-0999 FAX(平日) 0884-72-2999 FAX(夜間・休日) 0884-72-0367	
海部 消防組合 海南 消防署	海南 消防署	〒775-0203 徳島県海部郡 海陽町大里 字松ノ本 67-1		電話 0884-73-0999 FAX 0884-73-2999	
海部 消防組合 丹生谷 消防署	丹生谷 消防署	〒771-5206 徳島県那賀郡 那賀町百合 字石橋 250		電話 0884-62-1119 FAX 0884-62-1922	

## 4 避難場所一覧表

## 広域避難場所

公園、緑地、広場その他公共空地

番号	避難場所	所在地
1	前山公園	石井字城ノ内 923
2	石井中学校	高川原字高川原 125-1
3	高浦中学校	浦庄字国実 100
4	飯尾川公園	高川原字高川原 2115-3
5	三郎広場	藍畑字西覚円 1282-1 先

## 指定避難所

住宅の倒壊や焼失で生活の場を失った場合一定の期間、生活の場として指定している施設

番号	避難所	所在地
6	石井小学校	石井字石井 1184-1
7	石井町保健センター	石井字石井 380-11
8	石井町中央公民館	石井字石井 480-1
9	公民館石井分館	石井字石井 431-1
10	前山公園屋内運動場（体育館）	石井字城ノ内 923
11	尼寺教育センター	石井字尼寺 53-1
12	名西高校	石井字石井 21-11
13	徳島県農林水産総合技術支援センター	石井字石井 1660
14	石井町地域防災交流センター	石井字石井 365-1
15	浦庄小学校	浦庄字下浦 475-1
16	公民館浦庄分館	浦庄字下浦 602-1
17	高浦中学校	浦庄字国実 100
18	高原小学校	高原字東高原 250-1
19	公民館高原分館	高原字東高原 223-1
20	藍畑小学校	藍畑字東覚円 670
21	老人憩の家	藍畑字高畑 1332-1
22	高川原小学校	高川原字高川原 1167
23	公民館高川原分館	高川原字高川原 1276
24	石井中学校	高川原字高川原 125-1
25	高川原福祉会館・公会堂	高川原字高川原 666-1

## 一時避難所

一時避難所とは、大規模火災や大地震など災害が発生した場合に、広域避難所や指定避難所に集団で避難するために、一時的に集まる場所です

番号	施設名	所在地
1	関 農業構造改善センター	石井町高原字関 357 番地 1
2	下浦東 農業構造改善センター	石井町浦庄字下浦 915 番地
3	高畑東 農業構造改善センター	石井町藍畑字高畑 436 番地 5
4	重松 農業構造改善センター	石井町石井字重松 235 番地 4
5	大万 農業構造改善センター	石井町浦庄字大万137番地1
6	南島 農業構造改善センター	石井町高川原字南島627番地
7	加茂野 農業構造改善センター	石井町高川原字加茂野145番地
8	石井町竜王集会所	石井町藍畑字竜王52番地100
9	石井町上南集会所	石井町浦庄字上浦632番地7
10	石井町高畑西集会所	石井町藍畑字高畑1155番地1
11	石井町消防団石井分団第 2 部詰所	石井町石井字石井958番地12
12	石井町消防団石井分団第 6 部詰所	石井町石井字石井2480番地3
13	石井町消防団石井分団第 7 部詰所	石井町石井字白鳥553番地
14	石井町消防団浦庄分団第 1 部詰所	石井町浦庄字大万122番地8
15	石井町消防団藍畑分団第 7 部詰所	石井町藍畑字東覚円483番地2
16	石井町消防団高川原分団第 3 部詰所	石井町高川原字南島477番地地先
17	石井町消防団藍畑分団第 5 部詰所	石井町藍畑字高畑1852-1
18	石井町消防団藍畑分団第 6 部詰所	石井町藍畑字西覚円996-1
19	石井町消防団浦庄分団第 2 部詰所	石井町浦庄字上浦649-1
20	石井町消防団浦庄分団第 3 部詰所	石井町浦庄字諏訪943-8

## 福祉避難所

避難行動要支援者が介助等の必要な支援を受けるための避難施設

番号	避難所	所在地	電話(088)
1	有誠園	石井字城ノ内 563	674-7200
2	青藍荘	高原字中須 8-1	674-1230
3	れもん	石井字白鳥 73-1	674-1333
4	グループホーム濃姫	石井字重松 208-1	679-7778

## 5 指定緊急避難場所一覽表

番号	避難施設名	緯度	経度	住所	対応災害					避難所区分	収容人数	連絡先
					洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模 な火事	内水 氾濫			
1	前山公園	34度 3分 26.723秒	134度 26分 10.594秒	石井 字城ノ内 923	○		○	○	○	2	7900 (屋外)	088-675 -1300
2	石井中学校	34度 4分 28.074秒	134度 26分 21.746秒	高川原 字高川原 125-1	○	○	○	○	○	1・2	2600	088-674 -1344
3	高浦中学校	34度 4分 34.964秒	134度 25分 14.686秒	浦庄 字国実 100	○	○	○	○	○	1・2	1800	088-671 -1111
4	飯尾川公園	34度 5分 29.00秒	134度 24分 50秒	高川原 字高川原 2115-3		○	○	○		2	5200 (屋外)	088-675 -2211
5	三郎広場	34度 5分 3.48秒	134度 26分 47.202秒	藍畑 字西覚円		○	○	○	○	2	2700 (屋外)	088-674 -6171
6	石井小学校	34度 3分 56.588秒	134度 26分 38.933秒	石井 字石井 1184-1	○	○	○	○	○	1	1300	088-674 -0019
7	石井町保健 センター	34度 4分 12.245秒	134度 26分 43.472秒	石井 字石井 380-11	○	○	○	○	○	1	100	088-674 -0001
8	石井町 中央公民館	34度 4分 4.627秒	134度 26分 47.551秒	石井 字石井 480-1	○	○	○	○	○	1	500	088-674 -2002
9	公民館 石井分館	34度 4分 8.4秒	134度 26分 36.182秒	石井 字石井 431-1		○	○	○	○	1	100	088-674 -0109
10	前山公園 屋内運動場 (体育館)	34度 3分 28.242秒	134度 26分 6.716秒	石井 字城ノ内 923	○		○	○	○	1	400	088-675 -1300
11	尼寺教育 センター	34度 4分 8.177秒	134度 28分 2.647秒	石井 字尼寺 53-1	○	○	○	○	○	1	50	088-642 -4332
12	名西高校	34度 4分 21.295秒	134度 26分 26.344秒	石井 字石井 21-11	○	○	○	○	○	1	800	088-674 -2151
13	徳島県 農林水産 総合技術支援 センター	34度 3分 44.618秒	134度 26分 24.976秒	石井 字石井 1660	○	○	○	○	○	1	700	088-674 -1922
14	石井町 地域防災交流 センター	34度 4分 15.827秒	134度 26分 47.602秒	石井 字石井 365-1		○	○	○	○	1	100	088-674 -1171
15	浦庄小学校	34度 3分 59.339秒	134度 24分 58.504秒	浦庄 字下浦 475-1	○	○	○	○	○	1	700	088-674 -0142
16	公民館 浦庄分館	34度 4分 1.409秒	134度 25分 11.96秒	浦庄 字下浦 602-1	○	○	○	○	○	1	100	088-674 -0049

## 石井町 [資料編]

番号	避難施設名	緯度	経度	住所	対応災害					避難所区分	収容人数	連絡先
					洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模 な火事	内水 氾濫			
17	高原小学校	34度 5分 0.787秒	134度 25分 16.331秒	高原 字東高原 250-1	○	○	○	○	○	1	900	088-674 -1204
18	公民館 高原分館	34度 5分 2.519秒	134度 25分 18.422秒	高原 字東高原 223-1		○	○	○	○	1	90	088-674 -1207
19	藍畑小学校	34度 5分 51.972秒	134度 26分 25.566秒	藍畑 字東覚円 670	○	○	○	○	○	1	800	088-674 -1604
20	老人憩の家 (公民館 藍畑分館)	34度 5分 40.034秒	134度 26分 20.605秒	藍畑 字高畑 1332-1	○	○	○	○	○	1	70	088-674 -0052
21	高川原小学校	34度 4分 38.723秒	134度 26分 54.373秒	高川原 字高川原 1167	○	○	○	○	○	1	1000	088-674 -0105
22	公民館 高川原分館	34度 4分 36.163秒	134度 26分 57.732秒	高川原 字高川原 1276		○	○	○	○	1	100	088-674 -0044
23	高川原 福祉会館 ・公会堂	34度 4分 25.478秒	134度 26分 43.48秒	高川原 字高川原 666-1	○	○	○	○	○	1	200	088-674 -0403
24	関農業 構造改善 センター	34度 4分 50.329秒	134度 24分 13.05秒	高原 字関 357-1		○	○	○		3	40	
25	下浦東農業 構造改善 センター	34度 3分 45.99秒	134度 25分 20.68秒	浦庄 字下浦 915	○		○	○	○	3	40	
26	高畑東農業 構造改善 センター	34度 5分 33.655秒	134度 26分 49.873秒	藍畑 字高畑 436-5		○	○	○	○	3	40	
27	重松農業 構造改善 センター	34度 4分 19.034秒	134度 26分 1.496秒	石井 字重松 235-4		○	○	○	○	3	40	
28	大万農業 構造改善 センター	34度 4分 33.053秒	134度 25分 43.14秒	浦庄 字大万 137-1		○	○	○	○	3	40	
29	南島農業 構造改善 センター	34度 4分 48.511秒	134度 25分 47.118秒	高川原 字南島 627		○	○	○	○	3	40	
30	加茂野農業 構造改善 センター	34度 5分 8.43秒	134度 27分 24.869秒	高川原 字加茂野 145		○	○	○	○	3	40	
31	石井町 竜王集会所	34度 5分 36.586秒	134度 27分 7.081秒	藍畑 字竜王 52-100		○	○	○	○	3	30	
32	石井町 上南集会所	34度 3分 57.326秒	134度 24分 16.15秒	浦庄 字上浦 632-7		○	○	○	○	3	50	

石井町 [資料編]

番号	避難施設名	緯度	経度	住所	対応災害					避難所区分	収容人数	連絡先
					洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模 な火事	内水 氾濫			
33	石井町 高畑西集会所	34 度 5 分 36.798 秒	134 度 26 分 16.804 秒	藍畑 字高畑 1155番地1		○	○	○	○	3	40	
34	石井町消防団 石井分団 第2部詰所	34 度 3 分 54.677 秒	134 度 26 分 58.333 秒	石井 字石井 958-12	○	○	○	○	○	3	30	
35	石井町消防団 石井分団 第6部詰所	34 度 4 分 1.038 秒	134 度 27 分 16.949 秒	石井 字石井 2480-3	○	○	○	○	○	3	20	
36	石井町消防団 石井分団 第7部詰所	34 度 4 分 3.698 秒	134 度 27 分 32.976 秒	石井 字白鳥 553	○		○	○	○	3	30	
37	石井町消防団 浦庄分団 第1部詰所	34 度 4 分 29.064 秒	134 度 25 分 48.119 秒	浦庄 字大万 122-8		○	○	○	○	3	30	
38	石井町消防団 藍畑分団 第7部詰所	34 度 5 分 45.103 秒	134 度 26 分 10.928 秒	藍畑 字東覚円 483-2		○	○	○	○	3	70	
39	石井町消防 団高川原分 団第3部詰所	34 度 4 分 18.559 秒	134 度 25 分 56.438 秒	高川原 字南島 477		○	○	○	○	3	20	
40	石井町消防団 藍畑分団 第5部詰所	34 度 5 分 54 秒	134 度 26 分 52 秒	藍畑 字高畑 1852-1		○	○	○	○	3	40	
41	石井町消防団 藍畑分団 第6部詰所	34 度 5 分 39 秒	134 度 25 分 11 秒	藍畑 字西覚円 996-1		○	○	○	○	3	40	
42	石井町消防団 浦庄分団 第2部詰所	34 度 3 分 58 秒	134 度 24 分 19 秒	浦庄 字上浦 649-1		○	○	○	○	3	30	
43	石井町消防団 浦庄分団 第3部詰所	34 度 4 分 24 秒	134 度 24 分 35 秒	浦庄 字諏訪 943-8		○	○	○	○	3	40	

※避難所区分 1・・・指定避難所 2・・・広域避難場所 3・・・一時避難所

## 6 消防水利一覽表

( ) 内は基準未満又は夏期のみ

水利種別 地区名		消 火 栓					私 設 消 火 栓	防 火 水 槽		そ の 他				計
		管 径 7 5 m m 未 満	管 径 75mm	管 径 100mm	管 径 150mm 以 上	小 計		40 m <sup>3</sup> 未 満	40 m <sup>3</sup> 以 上	防 火 井 戸	灌 溉 井 戸	プ ー ル	池	
石 井 町	石井	(1)	80	33	52	165 (1)	1 (3)	(2)	4	77	3	(3)	6	256 (9)
	浦庄		24	15	31	70		(1)	4	71	6	(2)		151 (3)
	高原	(1)	19	17	19	55 (1)			1	109	3	(1)		168 (2)
	藍畑		23	16	29	68			2	78		(1)		148 (1)
	高川原	(1)	46	34	21	101 (1)	2		4	106	2	(2)		215 (3)
計		(3)	192	115	152	459 (3)	3 (3)	(3)	15	441	14	(9)	6	938 (18)

## 7 車両等現有一覧表

	呼車名	登録番号	車種	種別	年式	ポンプ形式	級別
石井消防署	消防ポンプ自動車	徳島 800 さ 2314	三菱	普通	平成 13 年	GMいちほら	A2 級
	水槽付消防ポンプ自動車	徳島 88 す 927	三菱	普通	平成 10 年	吉谷機械	A1 級
	救急車	徳島 880 さ 4258	トヨタ	普通	平成 16 年		高規格
	救急車	徳島 830 せ 2012	トヨタ	普通	平成 24 年		高規格
	指揮支援車	徳島 831 そ 119	日野	普通	平成 24 年		
	指揮車	徳島 800 さ 4653	トヨタ	普通	平成 17 年		
	資器材搬送車	徳島 800 さ 300	トヨタ	普通	平成 11 年	ダイナ Wキャブ	
	資器材搬送車	徳島 80 あ 221	ホンダ	軽自	平成 6 年		
	資器材搬送車	徳島 88 さ 6683	トヨタ	普通	平成 3 年		
	救助工作車	徳島 830 つ 119	日野	大型	平成 13 年	GMいちほら	II 型
	救助艇	第 280- 12876 号	ヤマハ	汽船	昭和 56 年	W-18D F (船外機付)	
	救助艇	第 280- 38715 号	ZODIAC YL310R	汽船	平成 13 年	船外機 マーキュリー(9.8PS)	

## 8 主な消防器材の配置状況

器具別		計		所属	石井消防署
放水器具	ホース	65 mm	146	65	
		50 mm	58	48	
		40 mm	46	34	
		計	250	147	
		ラインプロポーションナー		1	
		簡易発泡器		5	
		インパルス消火システム		1	
		泡プロパック			
保安器具		空気呼吸器		13	
		空気予備ボンベ		19	
		酸素予備ボンベ		14	
救助器具		救助用ボート		1	
		ゴムボート		2	
		空気式救助マット		1	
		浮環		4	
		船外機		4	
		マット型空気ジャッキ式		1	
		救命索発射銃		2	
		エンジンカッター		2	
		ポートパワー			
		チルホール		2	
		油圧式救助器具		1	
		救助マット		1	
		カギ付きはしご		2	
		バスケットストレッチャー		1	
		チェーンソー		2	
	ガス溶断器		1		
その他		投光器		6	
		発電機		6	
		充電器		2	
		コンプレッサー		1	
		動力噴霧器		1	
		小型動力ポンプ		1	
		ジェットシューター		5	
		人工蘇生訓練用人形		10	
	ホース洗浄機		1		

## 9 重要給水施設

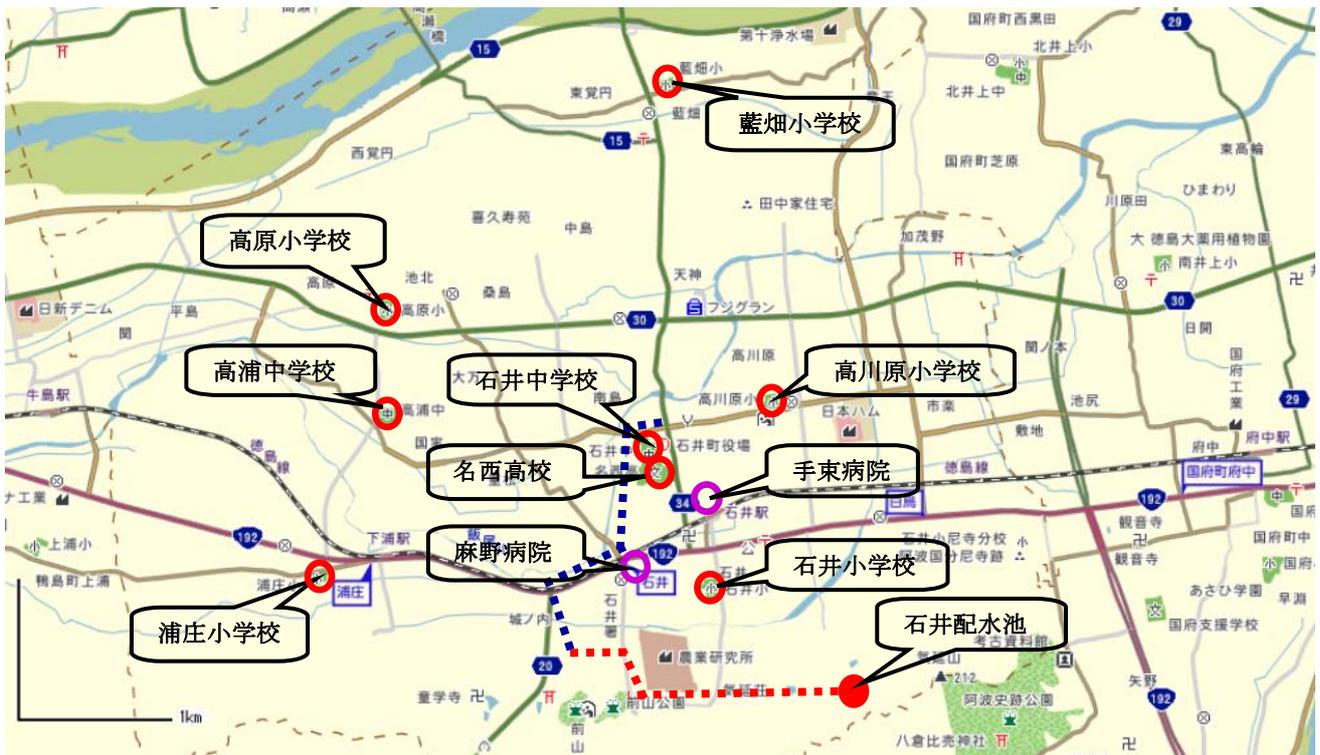
地震などの災害時は、避難所や病院等の重要施設へ優先的に応急給水を実施する。

本町では、下記の避難施設等を重要給水施設として定める。

※応急給水確保のために、配水池には緊急遮断弁を設置している。

	施設名称	所在地	電話番号
1	石井中学校	石井字石井	674-1344
2	高浦中学校	浦庄字国実	674-1219
3	名西高校	石井字石井	674-2151
4	石井小学校	石井字石井	674-0019
5	浦庄小学校	浦庄字下浦	674-0142
6	高原小学校	高原字東高原	674-1204
7	藍畑小学校	藍畑字東覚円	674-1604
8	高川原小学校	高川原字高川原	674-0105
9	麻野病院	石井字石井	674-2311
10	手束病院	石井字石井	674-0024

### ◆重要給水施設位置図



- 各小学校・中学校
- 病院
- 石井配水池
- ⋯ φ 500
- ⋯ φ 400
- 配水管本管
- ※石井配水池から 4.2km

## 1 0 避難行動要支援者（災害時要援護者）施設

番号	施設名	所在地	種別	電話（088）
1	青藍荘	中須 8-1	特別養護老人ホーム	674-1230
2	オブリガードハウス	上浦 240-6	ショートステイ（福祉 ケアハウス	674-9988
3	仁誠天神	天神 725-1	有料老人ホーム	675-2355
4	昭誠館天神	天神 725-1	ショートステイ（福祉	675-2355
5	喜久寿苑	桑島 561-1	介護老人保健施設	674-7755
6	希の里	東覚円 103-3	小規模多機能	674-9886
7	ケアハウスまこと	桑島 561-1	ケアハウス	674-7755
8	まことの家	桑島 561-1	グループホーム	674-7755
9	グループホーム希	石井 1994	グループホーム	675-1035
10	みま石井	上浦 524-9	グループホーム	674-0234
11	花乃苑石井	東覚円 70-3	グループホーム	674-0216
12	健生石井老健うぐいす	高川原 2155	介護老人保健施設 ショートステイ（医療	675-1033
13	グループホーム濃姫	重松 208-1	グループホーム	679-7778
14	仁寿園	石井 1994	養護老人ホーム	675-1035
15	麻野病院	石井 231-1	介護医療病棟	674-2311
16	有誠園	城ノ内 563	障がい者支援施設	674-7200
17	れもんホーム	白鳥 69-1	グループホーム	675-2333